

## [A] 部門：法律ラテン語格言の世界

### 目次

#### 第一部 ラテン語のアウトライン

- 1 ラテン語のイメージ
- 2 ラテン語の構造
- 3 ラテン語の文字
- 4 ラテン語の発音
- 5 ラテン語の母音の長短
- 6 ラテン語のアクセント
- 7 ラテン語の語順
- 8 ラテン語の文法書
- 9 ラテン語の辞書
- 10 英語とラテン語
- 11 まとめ
- 12 法律ラテン語の特徴
- 13 ラテン文法の七つのルール
- 14 ロマンズ語のこと

#### 第二部 法律ラテン語格言へのいざない

- 第一章 法律ラテン語格言はどのようにして生まれてきたのか？
- 第二章 ローマ法学の歴史的展開——ローマ法の展開を検証するものとして
- 第三章 ローマの民事裁判——ローマ私法を生みだした舞台として
- 第四章 法はどのようにしてつくられていくか——名誉法をめぐる
- 第五章 法律ラテン語格言ベスト・フォア

#### 第三部 法律ラテン語文法のエッセンス

はじめに

- 第一章 名詞
- 第二章 形容詞
- 第三章 代名詞
- 第四章 動詞

#### 第四部 法律ラテン語格言を読み解く

- 第一章 凡例
- 第二章 文章読解の技法
- 第三章 三語格言の研究——肩ならしとして
- 第四章 サンプル文型の解析

#### 第五部 = [B] 部門：法律ラテン語格言集

## 第一部 ラテン語のアウトライン

### 1 ラテン語のイメージ

わがラテン語は、紀元前三〇〇〇年ころ(?)の段階で、ヨーロッパの東北部一帯(東欧・ウクライナ方面)に居住していた人々の用いていた言語に相当する原始印欧語(インド・ヨーロッパ語)=印欧語祖語の下位グループに所属する言語である。ヨーロッパおよびそれに隣接する地域には、この印欧語族のほかに、セム語族(アラブ語、ヘブライ語など)やウラル・アルタイ語族(フィンランド語、ハンガリー語グループと、トルコ語、モンゴル語グループ)などがある。さて、その巨大な印欧語族の言語グループは、インド・イラン語(サンスクリット(梵語)、ペルシア語など)、トカラ語、アナトリア語(ヒッタイト語など)、ギリシア語、ゲルマン語(英語・独語・オランダ語、デンマーク語、スウェーデン語、ノルウェー語、アイスランド語)、イタリック語、ケルト語(アイルランド語など)、バルト語(リトアニア語など)、スラヴ語(露語=ロシア語・チェコ語、ポーランド語、セルボ・クロアチア語、ブルガリア語など)などの一〇以上のもの語派に細分されるのであるが、問題のラテン語は、オスク語、ウンブリア語とあわせて、上記のイタリック語の派をかたちづくっていた(したがって、ラテン語は、系統上、英語・独語とは兄弟姉妹のような間柄にあり、ラテン語とこれらの言語とのあいだには、親子関係のような上下の関係はなりたっていない)。彼ら原始印欧語人の一派は、前二五〇〇年よりまえの時期に、なんらかの理由により(おそらく気象上の大変動のせい)、各方面へと枝わかれの大移動を開始し、最終的にはヨーロッパ各地に定住の地を見出したのであるが、ギリシア方面に入っていったグループから一〇〇〇年ほどおくれるかたちで、前一〇〇〇年ころにイタリア半島中部にまで進出してきた一群の人々(ラティーニー)の用いていた言語こそが、ラテン語なのである。そして、これは、もともとは、現在の京阪奈地域ほどの、イタリア半島中西部の一部を占める平野にひろがるラティウム地方の一方言にすぎなかった。しかし、そのうちのいくつかの小さな人的集団がまとまって形成した共同体であるローマが、それほど大きくない、ただの都市型の国家からスタートして、紀元前後の時代に世界帝国へと大成長をとげていくにつれて、すでにローマ共和政の末期にあたる前一世紀の段階で、言語としてそれなりに洗練され、ひとまず完成の域に達していた、このローマ人の言葉である「ラテン語」(このようなラテン語の初期の進化には、その当時の先進文明国であったエトルーリアやギリシアの文化の影響がかなり強く見られる)は、今や、支配者・統治者の側に立つ人々の操る言葉として、当然のことながらその勢力を周辺世界へ伸ばし、現在のライ

ン川以西のヨーロッパの領域をはるかにこえて、小アジア（現在のトルコ）、アフリカ北部までも包摂する巨大なローマ世界に通用する共通語となった。イタリア半島にあった、先住者の言語は、エトルリア語、ケルト語、ヴェネト語、メッサピア語、ギリシア語など、多彩であるが、これらはやがてラテン語の下位におかれるようになる（もちろん、それらの言語がかんたんに死にたえるようなことは、なかった）。ローマの出先官憲はもちろんのこと、外地にある兵士やローマ商人がラテン語の広め手となったのである。この共通語は、とりわけ、帝国の西部地域においては、日常語にまでなった。しかし、俗に「ビザンチン世界」と名づけられる東方のローマ世界（首都：コンスタンティノポリス）においては、東部にローマ帝国の政治的中心が移されるのにもない、ギリシア語が、昔からその地にしっかりと根づいていたヘレニズム時代以来の文化的伝統の力もあって、中心的な公用語の地位を占めることになったために、ラテン語の帝国言語としての地位は大きく下落してしまう。それでも、西方のローマの領域（後の西南ヨーロッパ地域）では、七世紀ころに本来のラテン語というものがもはや死語と化してしまっただけ後も、土着の言語と融合した、話し言葉としての各地方の方言ラテン語は、さまざまな形態をとって、それぞれの地で立派に生きつづけることになった。現代のイタリア語（伊語）、フランス語（仏語）、スペイン語（西語）、ポルトガル語、ルーマニア語、カタロニア語（スペイン東部海岸地域の言語）、オック語（南仏の言語）、レト・ロマン語（スイス・イタリアの言語）など（これらは、「ロマンス語＝ローマン語＝ローマ（人）の言語」と総称されるほか、率直に「ネオ・ラテン語」と呼ばれることもある）がその末裔である。そのことは、ラテン語とこれら現代語とのあいだで文法構造がよく似ている点や、とくに知的・学問的な表現分野においてラテン語系の語彙がこれらの言語のなかでかなりのウェイトを占めている点などに現われている。ちなみに、「ラテン」という言葉は、ラテン語の子孫であるスペイン語とポルトガル語の通用する「ラテン・アメリカ」という地理的名称などのなかに、昔の由来をとどめている。ところで、これとはまったく別系統で、純粹のラテン語（紀元前後の時期の古典ラテン語）に近いラテン語それ自体が、広くヨーロッパ世界において、いわば、昔の日本人にとっての漢語（漢文）風の文語・雅語のようにして、そのままの姿で、文学をはじめとする学芸や、芸術一般、宗教（キリスト教）、文系・理系をとわず学術一般、とくに、法律や政治にかかわる事柄などについての、外来語系の学術専門語・共通語（書き言葉・話し言葉）として、中世以後、今日までずっと——その権威は少しずつ衰えてきてはいるが——用いられてきている点が、とても重要である。ちなみに、遠く古代ローマに源をもち、古くからローマの地に本拠をおいているカトリッ

ク教会の世界では、伊語なまりがまじったところもあるラテン語が今でも立派にふつうの言語として通用している。実際のところ、「旧約聖書」も「新約聖書」も、もとはヘブライ語やギリシア語などで記されていたが、四世紀末に、聖ヒエロニムスが二〇年もかかってつくったこのラテン語訳 (<Vulgāta> [ウルガータ]) が現代の「聖書」となっている。その意味でも、ラテン語は決してヒッタイト語のような「死語」などではない——それどころか、今でも、北国のフィンランドからは、音声放送を通して、現代風のラテン語を駆使したニュースがつねに流されている。ところで、ラテン語 (Lingua Latīna) と総称されている言語には、その中核に「古典ラテン語 (Classical Latin)」があり、現代の、ラテン語の文法書は最古レヴェルのこのラテン語を取扱っているのであるが、幸いなことに、ローマ法の法文や法学識は、この古典ラテン語の知識によって、だいたいのところ読み解くことができる。このほか、ラテン語には、広大なローマ世界を構成する各地域の日常語としての「俗ラテン語 (Vulgar Latin)」、そして、時代を下ると、中世のラテン語 (Medieval Latin)、近世以降のラテン語 (Modern Latin) があるが、近世のラテン語は、時代をとびこえて、むしろ古典ラテン語に近いものとなっている。西ヨーロッパ全体に通用する文書用の言葉として、古代産のラテン語は、実に一八世紀まで力をもっていた (話し言葉としてのラテン語の方は、もう少しまえに消えさったが)。それに、ラテン語がねりあげた文法上の論理や表現スタイルは、後代の知識人——とりわけ、学者——の知的な表現の営みに深いところで影響をおよぼしている。これはいわば内面的なかかわり (ホンネ) であるが、それだけに、言葉 = 文法のレヴェルにおける外面的なかかわり (タテマエ) よりも強いインパクトを後代の人々に与えたのではなからうか。私たち現代日本人の目に日常的にふれるのは、むしろ、こちらの、知性 = 学問の系列の専門ラテン語である。それから、英語の単語のなかに、ラテン語がストレートに入ってきていたり、ラテン語直系の仏語の単語を経由して間接的に入ってきていたりする場合がかなり多いので、印象としては、本来はラテン語とはいわば同格の英語も、お隣のラテン語から文法体系や表現のしかたをちゃっかりと借用してきている関係もあって、語彙の点でも、文法構造の点でも、ラテン語の影響下にある言語のように見られてしまうかもしれない。いずれにしても、以上のような状況を反映して、ラテン語のイメージは、同じ西洋古典古代語であり、姉妹語として、気むずかしい (?) 姉の雰囲気を持たせようとしているギリシア語の場合とはかなり異なり、すでにローマ字を知っている私たち現代日本人にもそれなりに親しいものとなっている。現に、日常なにげなく使われているカナ表記の外来語のなかにも、このラテン語がまぎれこんでいる。発音まで見事にラテン語風のもの好例としては、「ウ



イルス (virus)」（本来なら、「ウィールス」もしくは長音ぬきの「ウィルス」：かつての「ビールス）」という語がある。それから、発音は英語風になっているので、ラテン語とはすぐに覚られないものの好例としては、「レシピ (recipe)」がある。ラテン語の発音なら、「レキベ」となるが、これは、<recipiō> (レキピオー) という動詞が、「君はうけとれ。」という意味の、命令法現在二人称単数用に展開したときの動詞の形である。日本語として、この言葉は、「つくりかた」や「処方」を表わす。そのほか、「データ (data)」、「メモランダム (memorandum)」や、近年になって登場した「アジェンダ (agenda)」なども、ラテン語起源の言葉であるが、その正体はすでにかなり知られているのではなかろうか。

## 2 ラテン語の構造

英語の格は、主格、所有格、目的格の三つであり（こういった格の姿というものは、英語の名詞について見てみた場合、格が十分に健在であった一世紀ころまでの古代英語の場合をのぞいては、所有格の<s>の部分以外では、ほとんど目立たないが、それでも、代名詞のところ——たとえばI-(my)-me>など——には、はっきりと見てとれる）、また、独語の名詞・形容詞などには、一格から四格までの四つの格があるが、ラテン語の格は六つもある（この数は、ギリシア語の場合の五つよりも少し多いだけであるが、サンスクリットの場合の八つには、とてもかなわない）。もっとも、共格、具格は奪格に吸収されてしまっているのもともとは六つ以上も格があったわけである。そのほか、露語に代表されるスラヴ語の名詞にも格変化があって、多くの格がそろっている。しかし、ラテン語の直系の子孫である上記のロマンス語の場合には、ルーマニア語などの場合以外では、格変化という現象はすでにほとんど消えてしまっている。ところで、名詞や、その仲間である代名詞や形容詞などの変化パターンについて言えば、単数と複数、男性と女性と中性の区別（独語・露語の場合と同じように、ラテン語名詞の性はそれぞれにきちんと決まっている）に、この格の変化までもが加わってくるので、変化のかたちはとてもヴァラエティーに富む（もし、ギリシア語や近代欧米語の場合のように、わがラテン語にも冠詞というものがあって、これが、後につづいて出てくる名詞の性と、その文中での役割・機能とを、あわせてさっと明示してくれるのなら、読み手は大いに助かるのであるが、しかし、ラテン語にはこのような冠詞類はないので、「名詞か、それとも形容詞か」という言葉のグループ分けの初期作業には、手間がかかってしょうがない）。事実、形容詞や代名詞などは、性（男性・女性・中性）×数（単数・複数）×格（呼格ぬきで、五つ）で、何と、三〇通りにも化けることができる。しかも、語形がたまたま同じになっているのに、文法的役割がまったく異なるものまでも現われてくるので、文

章の解析のさいには、つねにいくつもの読みの可能性を検討していかなければならず、いっそう細心の注意と手間とが要求される。もっとも、この手の現象は、すでに独語や露語をマスターしてしまっている人にはそれほど耐えがたい代物というわけでもなからう（しかし、名詞の格をなくしてしまった仏語・伊語・西語などのロマンス語の方をマスターしている人には、こういった格のうるさい動きは、全体としてあまり親しめないテーマなのかもしれない）。その意味から、感覚的には、「ラテン語の名詞グループ（名詞・代名詞および形容詞）は独語型の変化パターンをもつ」と大ざっぱに形容しておいてよいだろう（たしかに、独語は、同じ印欧語族に属しているといっても、ラテン語とは少し別系統の語派に属しているが、独語の文法のなりたちや構想にはラテン文法の影響も見られるので、これらは骨格においては仲間のようなものである）。それから、独語の場合と同じように、ラテン語の名詞などの格変化のスタイルは、一種類ではない。五種類もある。

ところで、私たちの日本語では、名詞に「は」・「を」・「の」・「に」などの、独立した品詞としての助詞を名詞に膠でくっつけるようにして、言葉の意味や機能を具体的に示すことになっているが、語（名詞、動詞など）それ自体がさまざまに屈折する——つまり、語形や語尾が自在に変化する——「屈折語」系の、このラテン語の方式と、さきに示したような「膠着語」系の日本語（トルコ語や朝鮮語もこれに属する）の方式とは、複雑さという点においてはとてもいい勝負である（ちなみに、助詞さえもない、「孤立語」系の中国語では、またちがった状況になっている）。なお、英語は、もともと屈折語系の言語であったが、進化(?)して、今やほとんど無格のような言語と化してしまっている。このように、ともに無格系であるという点で、印欧語の一つである英語と、日本語・中国語とで、結果的に似通った事情が少し見られることになっているのは、とても興味ぶかい。

一方、動詞の方はどうか、と云えば、直説法、接続法、命令法などの法の区別があるうえに、能動相（能動態）と受動相（受動態）（おまけに、意味は能動型なのに、変化の方は受動型、という両棲類みたいなものまである——これは法律用語に意外に多い：[K]部門(XI)①：p.116f.を参照）の区別、人称（一人称、二人称、三人称）の区別、数（単数、複数）の区別、そして、現在、未来、未完了過去という、未完了系の三つと、完了、過去完了、未来完了という、完了系の三つ、という時称の区別がある。このこれら六つの時称は、実は、よくお目にかかる直説法関係のものであり、一方で、接続法には四つ、命令法には二つ、不定法には三つしか時称はない。たしかに、英語の動詞変化の貧弱さ——つまり、スマートさ——と比べると、ラテン語の動詞の動きは、泥くさくネバネバしていて、扱いにくい

が、しかし、仏語（および伊語・西語）、さらには露語のもっと複雑な時称変化——とりわけ、過去系時称のそれ——をマスターした人には、たしかに、ラテン語の一つの動詞になんと一四〇もの変化の形があるとしても、このラテン語動詞の姿態の方がむしろとつきやすいはずである。その意味から、感覚的には、「ラテン語の動詞は仏語型の変化パターンをもつ」と形容できるかもしれない（それに、仏語は、ときに、「変化をとげたラテン語」とまで形容されているくらいなので、とにかく仏語読みの感触でもってラテン語にタッチして頂ければ、ラテン語それ自体や文法の仕組みはいっそう親しみやすいものとなってくるはずである）。ただ、とりわけ法律ラテン語の記述的な文章の分野で接続法がひんばんに登場してくる点が、近代欧米語の場合にあまり見られない現象である、とひとまず考えておいて頂いた方がよからう。

したがって、以上の諸点を考慮すると、英語の、なんとももやもやとしたイメージへの対応を長年の修練にもとづいてしっかりと体感できており、しかも、独語や仏語・西語などの細かな文法体系にかんする知識をがっちりマスターした語学猛者のジュリストの方々なら、きっと、ラテン語などおそれるにたりない、と感じられることであろう。もし、もう一つ、伊語までマスターした方があれば、まさに「鬼に金棒」である。なにしろ、伊語の単語はほとんどラテン語系であるうえに、伊語は仏語に似た文法構造をもっているので、伊・仏の両言語にかんする知的財産をあわせると、読み手の文法知識が倍以上になってくるからである。ここで、ついでに、私たちがなれ親しんでいる英語（米語）とわがラテン語との間柄についてふれておこう。語彙（単語）の面では、一世紀に、イングランドが、フランス（ノルマンディー）から海をこえてやってきたノルマン人（ゲルマン系）によって支配されたことを通じて、その支配者が用いるようになっていた仏語が英語のなかに侵入してきた、という現象が介在するために、ラテン語の語彙が、ラテン語系のこの仏語を媒体として、間接的な形でかなり多く英語に入ってきているし（一説によると、英語の語彙の約二分の一がラテン語直系のものとのことである）、そのほか、ストレートにラテン語から英語にとりいれられた語彙もある。しかし、それは、言ってみれば、表面だけのラテン語の影響であって、文法構造という、言語の骨格にあたる部分では、英語は、独語とも似て、古いゲルマン語の伝統を今も保ちつづけている。ただ、英語が、簡略化・簡素化を通じて表面上どんどん変化・進化していったために、もともと仲間であった独語とのあいだにかなりの距離ができてしまっただけのことである（一例をあげると、名詞について言えば、所有格の<'s>だけが目立ち、主格と目的格とは同形となっている——もっとも、代名詞では、たとえば<I-(my)-me>というように、三つが

きれいに分かれてくるが)。もし、いくらか不正確で、誇張たっぷりの言いかたを許して頂けるなら、英語が今から一〇〇〇年以上も前にあった状況に独語が今なおある、ということにもなつてこよう。言葉は、このように、流れ動き、ときには還流さえもするのである。そのようなわけで、以上の説明からお判り頂けるとおり、ラテン語というものは、それほど奇怪な言葉でもない。奇怪さという点からすると、現代の露語の方がはるかに上をいく（これは筆者のまったく個人的な感想にすぎないが）。

さきの構造の問題からは少しはなれた話しにうつると、各単語が、使われている環境に対応して、それぞれに語形変化をしたかたちで現われてくることがふつうである点が、ラテン語の大きな特徴であり、こういった事情が、初学者の方々に「ラテン語は、動きがありすぎて、むずかしい」という印象を与える要素となっている。その感じは、語形変化が極端に少なくなっている英語をマスターした人が、たとえば仏語にとりつくさいに最初に感じられる「めんどうさ」や「うるささ」や「やっかいさ」をかなり増幅したようなレヴェルのものであろう。それでも、仏語を習得しようとする人は、これくらいのことはふみこえていく。「必要は学習の母」なのである。現代においては、ラテン語には必要性が少ないが、昨今のラテン語ブーム(?)が示しているように、古めかしいラテン語への日本人の愛着や興味には、なかなかのものがある。このことは、一流の書店の「語学」の棚に十冊以上のラテン語関係の書物がずらりとならんでいることから知れる。

最後に、「構造が複雑であることは、言葉の意味の位置づけが明確になされていることを意味する」と総括しておこう。フランス語は近代欧米語においてはトップクラスの明晰さをそなえているが、それでもラテン語の場合ほどではなからう。

### 3 ラテン語の文字

まったく大ざっぱで便宜的な説明になるが、おなじみの英語のアルファベットから、〈J〉と〈U〉と〈W〉とを引いた二三の文字が、前一世紀の古典期の段階で最終的にラテン語のアルファベットになったもの、と考えて頂いてよかろう（この数は、伊語の二一よりも多いが、独語・仏語の二六、西語の三〇、露語の三三よりも少ない）。もともと、その二三の文字には含まれない、さきの二つの〈J〉と〈U〉とは、それぞれ、母音と子音とをあわせもつ〈I〉と〈V〉とに、もともとは内在していたので（後述）、これらの字母にあたるようなものが本来まったく存在しなかった、というわけでもない（中世になってから、〈J〉と〈U〉の二つが文字として導入された）。ちなみに、遠く現代にまで痕跡を残しているこのアルファベットの由来はとても古くて、その源流を遡っていくと、イタリア半島の先住者であつて、その由来が謎

につつまれた民族であるエトルーリア人（エトルースキー）、ギリシア人、そして、インド・ヨーロッパ語族ではなく、セム語族（アラビア語・ヘブライ語などがこれに属する）の一員であった東方のフェニキア人などを經由して、エジプト人までいきつく。もともと文字をもっていなかった原始ローマ人が文字というものを獲得するさい、よい手本となるエトルーリア文字という文字が近いところに存在していたのはまったく幸運であった、と言ってよい。もう一つ、とくに私たち日本人には別の幸運がある。それは、同じ西洋古典語同士といっても、ラテン語のアルファベットは、ギリシア語のそれとはまったく異なり、いわば英語風であって、視覚的にはまったく抵抗なく私たちにはうけいられる点である。話はとぶが、二世紀のうちに統合が進展するはずのEUの中核は、ラテン語のアルファベットの流れをくむ文字を用いている国家である。今後、EU参加国の拡大によって、文字も言語も、それから文化も、統合されていくことになるのであろうか。

つぎに、そのアルファベットを見てみよう。

A（いわゆる「音価」にあたるのは、この場合、a [ア] と ā [アー] なので、短母音として、短く読むケースと、長母音として、長く読むケースとの二つが存在するわけである。以下、[ ] 内に音価を記しておこう）。B [b], C [k], D [d], E [e と ē], F [f], G [g], H [h]——Hは、独語の場合と同じように、ちゃんと発音する——, I (J) [i と ī, および j], K [k]——これはほとんど用いられなかった——, L [l], M [m], N [n], O [o と ō], P [p], Q [kw], R [r], S [s], T [t], V (U) [u と ū, および w], X [ks], Y [y (ュ) と ŷ (ュー)] (このYとつぎのZとは、後になってギリシア語から導入されたものである)、Z [z]: Wはもともと存在しなかった。さて、読者の方々は、この一覧を見られて、ラテン語というものを頭のなかで読みとることも、口で発声することも、それほどの難事ではない、といった第一印象をきつともたれることであろう。ラテン語への最初のアクセスは、このようにとてもスムーズなのである。

ラテン語には、もともと、以上のような大文字しかなかった（現代のローマで見られる古代碑文などでも、大文字がずらりとならんでいる——もっとも、省略が多くて、判読は難しいが）。小文字というものは、中世において写本づくりの作業のさい本格的に用いられるようになっただけである。本編では、文頭の語と固有名詞などについては大文字を用いる、という、通例の近代欧米語流のやりかたにならうことにする（もっとも、ラテン語のやりかたでは、パラグラフの冒頭のところ以外では、文頭のところも、小文字表記になる）。ついでに言えば、古いラテン語には「わかち書き」がなかった。つまり、すべてが大文字で、字がびっしりとならんでいたわけで

ある。

#### 4 ラテン語の発音

(1) 英語や仏語の発音はそれぞれちがった意味において日本人泣かせの代物であるが、ありがたいことに、ラテン語にはそういうところはない。それは、私たちが小学生のころに教えられたはずの（今では十分には教えられていないのかもしれないが）あの「ローマ字」というものの発音をベースにして頂ければ、だいたい、ラテン語の正統的・古典的・標準的な読みかた（復元された前一世紀の発音）にたどりつけるので、発音のところだけは幸いにも日本人にとっても親しみやすいからである（西語も伊語も独語も、英語の場合とは異なって、まずはローマ字読みでなんとかしのげる部分もあるので、これらの言語にとりついたときの感じをラテン語にあてはめて頂ければよい）。それどころか、欧米の人々は今でもお国なまりまるだしで——つまり、田舎風に(?)——ラテン語をそれぞれ自己流（自国流）に堂々と発音しているので、いわば国際文字であるローマ字（「ローマの字」!）を昔から(?)知っている私たち日本人の発音の方が、実は古代ローマ人の発音に近い線にまで達している、という、いたって皮肉な、すばらしい現象さえも見られるのである。なお、現代の共通の話し言葉としてラテン語を用いているローマン・カトリック教会の世界でも、中世以来、発音は、土地柄のせいで、やはり伊語なまりになっている。たとえば、<Caesar>は、「カエサル」とあるべきところが「チェーザル」と、<agimus>は、「アギムス」とあるべきところが「アジムス」と、<magna>は、「マーグナ」とあるべきところが「マニャ」と、<homō>は、「ホモー」とあるべきところが「オモ」と、<mihī>は、「ミヒ」とあるべきところが「ミキ」と発音される、というぐあいにである。ちなみに、ヴァチカン市国では、ローマ教皇の公式文書はラテン語で起草される。それほどラテン語の位は高い。

(2) 原則として、無音は存在しないので（<h>は、英語や独語の場合と同じように（独語では、大きな例外もあるが）、ちゃんと発音する）、目の前にある字母はすべて発音すればよいし、また、一つの字母の発音はただ一つなので、単純明快である（もっとも、同じ母音が、状況に応じて、長音になったり、単音になったりするの、多少の注意は必要であるが）。つまり、一つの字母が単語に応じて読みを変える現象がごくあたりまえに生じてくる英語や、発音されない字母がいくつも登場してくる仏語の場合（英語でも<knife>の<k>は発音されないが）のように、発音にひどく神経をつかう必要がない（それに、仏語のリエゾンのような現象も、ふつうの文章では存在しない）。しかも、独語や伊語の場合よりもさらに単純・簡明な読みかたになっている。また、独語の「ウムラウト」や仏語の「アクサン」のようなものも、ない。それだけに、日本語表記をするのも、それほどむ

ずかしいことではないわけである。つまり、ローマ字流に読めば、ある程度それでよいのである。

(3) 以下に、マークする必要のある読みかたを、実例にそくして示しておこう（カトリック教会が現在でも公用語として用いている教会ラテン語では、古典ラテン語の発音とはかなり異なっている——<ae>は、「アエ」ではなくて、「エー」となり、<oe>は、「オエ」でなくて、「オー」となり、<c>は、たとえば「ケー」でなくて、「チェー」となり、<v>は、たとえば、「ウィー」でなくて、「ヴィー」となり、<g>は、たとえば、「ゲ」ではなくて、「ジェ」となる）。はじめに、あえて大げさに記しておく、<c>と<j>と<v>のトリオが、発音するさいの「要注意三兄弟」である。

<c>は [k] (k は発音記号を示す) と読む——<Cicerō>「キケロー」(「シセロウ」、「チチェロー」、「ツイーツェロ」などではない)(シ、チ、ツイというように、さまざまな自国流の発音が、それぞれの国で見られる)。英語の<cat>の<c>(この [k] の音は、問題の<c>のほかに、<k>と<q>のところにも現われてくるが、後の二つの場合はひとまず度外視してもよからう)。

<g>は [g] ——<gignō>「ギーグノー」:<get>の<g>(「ジ」・「ヒ」系の音にはならない):<g>は上の<c>の濁音に相当する。<c>が「カキクケコ」系なら、<g>は「ガギグゲゴ」系というようにである。

<s>は [s] ——<rosa>「ロサ」:<sink>の<s>(たとえば、多くのロマンス語の場合に見られるような濁った音(「ローザ」)にはならない。「サシスセソ」系なのである)

<j>は [j] (「ヤユヨ」系の音) ——<jūnior>「ユニーオル」(<j>というものは、もともとは<i>と同じようなものであった。そのために、「ジ」系の音にはならない。大文字しかなかったころの<I>は、中世以降に、小文字として、<i>と<j>へと書き分けられるようになったからである)。

<t>は [t] ——ただし、<ti>は、「チ」でなく、「ティ」で、<tu>は、「ツ」

でなく、「トゥ」で、<ty>は、「チュ」でなく、「テュ」である。

<d>は [d] —— ただし、<di>は、「ヂ」ではなく、「ディ」で、<du>は「ヅ」ではなく、「ドウ」で、<dy>は、「ヂュ」でなく、「デュ」である。

<v>は [u, w] (「ワ (ウァ)」・「ウィー」などの音) —— <vita sexuālis>「ウィータ・セクスアーリス」 (<u>は、中世以降に、<v>を變形させてつくりだされた字形であり、もともとは<v>と同じようなものであった。そのために、<vi>は「ヴィ」・「フィ」ではない。小説のタイトルとしておなじみの『キタ・セクスアリス＝性の生活』中の「キ」の感じがこれに似ていると言えなくもない)。話は変わるが、イタリア語の<Venezia> [ヴェネツィア] を「エネチア」と表記するやりかたが大正時代にあったようである。この「エ」もラテン語的雰囲気を持たせようとして、とても面白い。本編では、<u>と<v>についても、母音としての<u>を、「ウー」とし、半母音としての<v>を、たとえば「ウィー」とするというように、使い分けをする。そういうわけで、<vnus>ではなく、<ūnus>と表記される。実際のところ、大文字しかなかったころの<V>は、後になって、小文字としての<u>と<v>へと書き分けられるようになったのである。:<wine>の<w>: ところで、<c>は英語の<cat>の [k] であり、<j>は独語の<Jahr>であって、ラテン語の読みと一部まじわる部分もあるが、この<v>は、近代欧米語の世界では、「ヴ」とか「ファ」とかの系統の音しかないように思われる。「ウ」の系統の音は、おそらく、ラテン語独特のものなのであろう (もっとも、近代欧米語を母国語とする人々は、ラテン語の<v>でも自国語流に発音してしまうので、本当にラテン語風の読みをして、「ウ」と発音する人は、ひょっとすると、世界中で日本人だけ (?) であろうが)。

<qu>は [kw] —— <Quō vādis, Domine?>「クォー・ワ (ウァ) ーディス・ドミネ?」 (<quī>は「キー」・「クヴィー」ではなく、「クイー」である : 「クイー」は「クウィー」と表記してみた方がむしろ原音に近いかもしれない)。それから、<quaestor>は、「クウァエストル」でも、「クワエストル」でもよい) : <quiz>の<qu>。なお、<q>は、英語の場合と同じように、かならず<qu>というように合体した形で現われてくる。そのさい、<qv>という表記はしない。

<x>は [ks] —— <exerceō>「エクセルケオー」(「エグゼルケオー」のように、<x>が濁音になる、といったことはない)

<y>は [y] で、仏語の<u>や独語の<ü>のように、「ユ」・「ユー」と発音される —— <pyramis>「ピューラミス」 (<y>は、<a> (ア・アー)・<e> (エ・エー)・<i> (イ・イー)・<o> (オ・オー)・<u> (ウ・ウー : 英語では、<u>は、単語によって、「ア」「ウ」・「ユ」というように、まちまちの音になってくるとともに、母音に属する)。なお、「アイウエオ」風の、ラテン語本



来の母音とはちがって、この<y>はギリシア語系の母音である。

<ae>は [ae] ——<Caesar>「カエサル」(「カイサル」と読む人もある)

<oe>は [oe] ——<poena>「ポエナ」(「ポイナ」と読む人もある)

<au>・<ei>・<ui>、およびギリシア語系の<eu>などの計六つの二重の母音(複母音)の読みかたは、ローマ字どおりであるが(<au>は「オー」でなく、<ei>は「アイ」でなく、また、<eu>は「オイ」ではない)、しかし、さきの<ae>、<oe>の読みかたについては、二つの流れがある。ラテン文法家の大多数は、「アエ」「オエ」という、いわば文字どおりの表記法を原則的に採用しているようであるが、言語学者や歴史家のなかには、第二母音としての<e>の発音が<i>の発音にむしろかなり近いことを強く考慮して、上に記したように、「アイ」「オイ」とする人も存在する。それから、<ie>は「イエ」であって、「イー」ではない。

そのほか、いくらか細かいルールの適用例として、つぎのものがある。

<lingua>は「リングワ(リングウァ・リングウァ)」であって、「リングア」・「リンギュア」ではない(このさい、<lingva>という、原則どおりの表記はしない)。

<Suēbī>は「スウェービー・スウェービー」であって、「スエービー」ではない(このさい、<Svēbī>という、原則どおりの表記はしない)。

<urbs>は「ウルプス」であって、「ウルプス」ではない(同じようにして、<plēbs>は「プレープス」であって、「プレープス」ではない。<s>の前に<b>がくると、このように「プ(ス)」となる)。

<obtineō>は「オブティネオー」であって、「オブティネオー」ではない(<t>の前に<b>がくると、仏語の場合のように、「プ(ト)」「<obtenir>[オプトゥニール])となる)。

<māior>「マイオル」であって、「マイオル」ではない。また、長音系の「マーヨル」・「マーイオル」でもなかったようである。母音の<i>に対して半母音の位置にある<j>は、二つの母音にはさまれてしまうと、<i>+<j>というように、一字でありながら、例外的に二度も発音されることになっているからである。

<pējus>も「ペイユス」となる(なお、例外的に、<Gāius>は「ガーイウス」であって、「ガイユス」ではなかったようである)。

<bracchium>は、だいたいのところ、「ブラッキウム」であって、「ブラッチウム」ではない。<ch>は、実際のところ、<c>の音に近い音になる(<che>は、「シェ」・「ヒェ」・「チェ」ではなく、ただの「ケ」である)。<ch>・<ph>・<th>は、ギリシア語系の言葉のための子音である。

<philosophia>は、だいたいのところ、「ピロソピア」であって、「フィロソフィア」ではない。<ph>は、実際のところ、<p>の音に近い音になる。

<theātrum>は、だいたいのところ、「テアートルム」であって、「シアートルム」ではない。<th>は、実際のところ、<t>の音に近い音になる。

<jam>は「ヤム」であって、「イアム」ではない（同じようにして、<jūnior>は、「ユーニオル」であって、「イウーニオル」ではない）。

ローマによくある男子名の省略形(略号)<C.>、<Cn.>は、例外的に、「ガーイウス (Gāius)」、「グナエウス (Gnaeus)」のことであって、「カーイウス」、「クナエウス」ではない。<G.>、<Gn.>とはなっていないのである。<C>は、もともとは、さきに示したような<k>の音ではなく、ギリシア語の「ガンマ」という字との関連から、[g]の音を表わしていたからである（その[k]系の発音は<k>という文字の表わすものであった——その<K>は、<C>においたでられて、しだいに消えていく）。このような発音はその歴史的由来の名残りである（<G>は、音の混同をさけ、[g]の音を明示するために、その<C>に、日本語で言えば、濁点をつけるようなぐあい、それに棒をつけるかたちで変形して、後代においてとくにつくられたものである）。

<eurus>は、文字どおり「エウルス」であって、独語の場合に見られる、「オイルス」のような読みかたはしない。

<ll>・<rr>・<tt>・<ss>などの重複子音(長子音)は、本編では小字の「ッ」で表記するが、しかし、<puella>を、「プエツラ」ではなくて、「プエルラ」と表記するむきもある。ただ、<inter>と<rogō>との複合語<interrogō>の場合には、「インテッロゴー」よりも、「インテルロゴー」とする方がスマートと筆者には感じられる。

(4) 発音は言語の生命である。いくら、現代の私たちの接するのが、読み言葉(いわば文語)としてのラテン語だけであるとしても、頭のなかにそのつどきちんと発音をたたきこんでおくのが正しい流儀というものであろう(また、そうすることにより、眼以外に、音というものを通じて、記憶がいつそうたしかになり、語学のセンスもいつそう磨かれるはずである)。これから述べる母音の長短やアクセントの位置について言えば、もしこれらが判らなければ、いっさいパスして、長短もアクセントもない平板な読みをしてしまってもそれほど問題がないのにくらべて、この発音の方は、外部(聞いている人)にすぐ誤りが見えてしまうだけに、要注意である。とりわけ、<c>と<j>と<v>のトリオについては——もしラテン語読みをしている、といった意識がたしかにあるのなら——正統のラテン語流に正しく発音して頂きたいものである。

## 5 ラテン語の母音の長短

近代欧米語にあってはごくあたりまえの現象なのであるが、「アイウエオ」というように五つあるラテン語の母音には、短い母音のほかに、長い母音がある。もっとも、この点は、親切にも、長母音と短母音とで別の文字を

用意してくれているギリシア語の場合（「エ」と「エー」、「オ」と「オー」とが区別されている）とは異なって、ふつうは目前にある単語には表示されないで、目で字を追っていくときは気にならないけれども、口で発音するときには、多少は気になる、というのがおそらくふつうであろう。いっさい長短をつけず、ただ読み下してしまう、というのも、一つの見識の現われではある。そうは言っても、読み手各人の都合や気分で勝手に長音を入れて細工する、というのは、不見識としか表現のしようがない。不思議なことに、だいたい、変な読みかたの方が世間にまかりとおっているようである。日本語にはそれなりに伝統的な読みの流儀があり、ラテン語を日本語で外来語表記するさい、知らず知らずのうちにそれによってしまうせいだろうか。ところで、問題の長短のつけかたについてであるが、素人目には、これについて明瞭なルールは立てられない、とひとまず言うしかなさそうである。とにかく、今は、田中秀央編『羅和辞典』（研究社・1966）に明示されているところにしたがうほかかない（ときには、長短のつけかたについて専門家のあいだでかなり有力な異論も存在するが——たとえば、現在分詞〈amāns〉を〈amans〉とし、〈gignō〉を〈gignō〉と、〈huic〉を〈huic〉とする立場がある）。ちなみに、現在日本で編集作業に入っていると伝えられる新しいラテン語の辞典（羅和辞典）では、長音の姿にかんして上記の辞典の場合と異なるやりかたが試みられるようである。

ところで、ふつう私たちの目にふれるラテン語では、長音指示はまったく見えない。それに、具体的な変化の形がもたされている文中の役割に応じて、同一の綴りでも長短両様に変化するものも出現したりするので（たとえば、あの「アド・ホック」に見える〈hoc〉と、〈hōc〉というように）、読み解きのさい、この長音問題についてはいつも神経をとがらせていなければならない。

## 6 ラテン語のアクセント

日本語のアクセントは外人泣かせであるが、ラテン語の場合には、わりあいにはっきりとしたルールが存在している。ここで、もしいいかげんな言いかたをお許し頂けるなら、読み手がアクセントを落とせば気持ちがいい、と感じている個所にそれを落としてみれば、おそらく正しい答は五〇%を超えることであろう（ちなみに、近代欧米語の場合を見てみると、独語では前の方にアクセントが落ち、仏語・伊語などでは後の方に落ちる、といった感じになっている——いずれにしても、近代欧米語の話し言葉では、強調の役目をもつアクセントはとても重要な言葉の要素となっている）。ふつう、文法書には、「ラテン語のアクセントは力強く発音する強調のアクセント（ストレス・アクセント）ではなくて、音程の上下による高低のアクセント（ピッチ・アクセント＝高低型アクセント）である」などと説明さ

れているが、この「声を揚げる」という感じの高低のアクセントについては、「ハシ」を、「橋」と「箸」と「端」などに、また、「クモ」を、「雲」と「蜘蛛」などにちゃんと区別して発音する日本語（もっとも、関西と他の地方とではアクセントはかなりちがっている）の口調に似たところもある、くらいにルースに考えておいて頂ければ、とりあえずそれでなんとか足りるであろう(ラテン語のアクセントが中国語のアクセントと似ている、との興味ある指摘もあるが)。テレビや映画などで、京の都のお公家衆が、もってまわった、高低のきつい言いかたをして嫌味を言うシーンがよく見られるが、ああいった口調に似ているところもあるのではなからうか。わが日本語のアクセントは高低型に属すると思われるが、これは、ギリシア語やラテン語の古い段階のスタイルとあい通ずるところがある。他方において、「ラテン語のアクセントは、英語、仏語、独語などの場合に見られるようなストレス・アクセント（強弱型アクセント）である」と記述している文法書もたしかにあるので、もとのラテン語アクセントの真の姿についてはまだまだ判明していないところも多いらしい。とりあえず、時代によってまちまちであり、流れとしては強弱型へと移行していった、とでも考えておけばよい、ということにしておこう。

さて、アクセントの落しかたにはちゃんとしたルールがあるが、そのところをきちんと理解し、実用に役立てるのは、専門的に勉強している人以外にはやはり少し無理なので、その問題はパスすることにして、結論だけ記すと、アクセントは、音節（母音・複母音を基準にして発音上切り分けられる単語の各部分）のうち、最後のものには落ちず、その前の音節か、それよりも一つ前の音節にだけ落ちる、ということになっている。三つの音節の言葉の場合を例にとると、「フォルトウーナ (for-tū-na)」が前のケースであり、そして、「モネオー (mo-ne-ō)」や「ペクーニア (pe-cū-ni-a)」や「インテグルム (in-te-grum)」が後のケースである（日本人なら、あるいは、モネオー、インテグルムと読むところであろうが）。いずれにしても、語尾から三つ目の音節よりも前にアクセントが落ちるということはない。つまり、感じとしては、だいたいのところ、尻あがりに読んでおけばよいのである。

#### 7 ラテン語の語順

「詩人は、少女に、物語を、今、話している。」という日本語の文章の語順は、まずは標準的なものと言ってよからうが、ラテン語表現でも、散文では一般にこのような順になっている。<Poēta/puellae/fābulās/nunc/nārrat.>というぐあいである（「～ハ」→「～ニ」→「～ヲ」→「副詞」→「～スル」）。私たち古い世代にはおなじみの文法用語をここに当てはめると、「主語—— 間接目的語 —— 直接目的語 —— 副詞 —— 動詞」という

順になる。もっとも、名詞の意味するところは、その格形だけで判ることが多いので、べつにこういったならばかたでなくても、いっこうにさしつかえないのである。ちなみに、動詞は、近代欧米語では前の方に出てくるが、ラテン語では文末にくるので（この文末のところは、文頭のつぎに重要な位置とされている）、日本語の場合と同じようになっているわけである（しかし、私たちになじみのある法律ラテン語では、強調するポイントが一般散文の場合とはかなり異なっていることや、法律ラテン語文特有の美的感覚が大きく働くことなどの理由により、かならずしもそのようにはなっていない——そのことは、つぎの〔B〕部門でとりあげる用例（たとえば、〈1484〉〈Jūra nōvit cūria.〉〔法は法廷（裁判所）が知る（法を裁判所が知っている）。〕）の姿から容易に知られよう）。

ところで、「A は B である。」というような断定型の単純な命題のさいには、〈A B est.〉とか、〈A est B.〉とか、〈B est A.〉とかの配列がある（もっとも、動詞の現在三人称単数の形である〈est〉（英語の〈is〉がこれに対応している）が文頭にくるときは、「～である」ではなくて、「～が存在する」という重い意味になることも多いので、語順はそれなりに大切な情報となっているわけである）。ちなみに、語形が、変化語尾などを見事にそぎ落すことにより、極度に単純化されてしまっている英語の場合、語順というものは文章の意味を読みとるさいの重要な鍵となっている。つまり、ここでは、「前にくる言葉が主語の役割をはたす」というところからひとまず考えはじめなければならないのである。"A dog chases a child."は、普通の読みをするなら、「犬が子どもをおっばらう。」であって、「子どもが犬をおっばらう。」とはなっていないだろう。このような意味をはっきりと伝えたいのなら、〈a child〉を文の前の方におくことになろう。もちろん、「主語——動詞——目的語」というようにきれいにならないわけではない表現も多く見られるが。それは、どちらかと言えば、含みの多すぎる言いまわしである。

## 8 ラテン語の文法書

本編は、松平千秋＝国原吉之助著『新ラテン文法』（南江堂・1968→東洋出版・1992）をいわゆる「文法書」のベースとして記述されている（もっとも、拙著『法律ラテン語を学ぶ人のために』（世界思想社・2000：絶版）と関連させながら説明を行なうところもある）。そのために、各種の文法概念に対して筆者（私）がつけている文法用語は、ほとんどこの権威のある書物（一方で、本編で「学ぶ人のために」とあるときは、この書物を指すものとする）の命名のしかたによっている。しかし、本編では、後の9で示すように、「辞書」としては下記の『羅和辞典』を用いて頂くことにしているために、これら二つの重要な文法作品のあいだに生ずる文法用語のず

れが当然に問題となってくる。そこで、無用の混乱を避けるために、このさい、とくに重要と思われるポイントについてだけであるが、文法用語の対応関係をマークしておこう。この作業は、具体的には、これら二冊の書物の末尾などにつけられている、変化の各表の表記について行なうことになる。それら以外の多くの文法書の用語とのあいだに存在するちがいでについては、ここではほとんどふれないことにする（なかにはかなり変わった命名もあるが）。

(1) まず、文法用語の問題とは無関係な話から入らせて頂くが、名詞・形容詞・代名詞にある六つの格の配列が両者のあいだでかなり異なっていることが要注意である。それぞれに利点はあるが、本編では、利用の便宜上、さきの「辞書」のやりかたにならうことにしている。したがって、名詞の変化のタイプを識別するさいの重要な手がかりとなる単数属格というものの形は、主格、対格のつぎの、表の三列目にくることになる。

(2) その「辞書」の末尾の「附録 II ; 轉尾及び活用表」のところに収められている [39] (p.703) の変化表にある「現在能相分詞」という表現は、その「文法書」 (§913・§433) では、たんに「現在分詞」となっている。この「能相」というのは、「所相」の対概念であるが、さきの「文法書」では、これにかんして、「能動相——受動相」という対比法がとられる (§37)。もっとも、「辞書」の [106] の前にある「形式所相動詞」という表現は、その「文法書」 (§381) においても、同じように用いられる（しかし、筆者は、印象を強めて頂くために、意識的に、これを「デーポーネンティア (dēpōnentia) 動詞」 [ <dēpōnēns> という、<dēpōnō> の現在分詞の単数形ではなくて、その複数形 (名詞化) で表示する ] という原語的表現にしておいた)。なお、ここに見える「相」というのは、英語などで「態」と表現されるようなもの、とひとまず考えて頂いてよい。

(3) 英語の動名詞 (ジェラント) にあたるものとしての「動詞的中性名詞」(「辞書」の [80]) は、その「文法書」 (§959・§576) では、「動名詞」となっている。それから、これと形態上深い関係にある「所相的形容詞」(「辞書」の [71]) は、さきの「文法書」では、「動形容詞」 (§960・§586) となっている。

(4) 動詞の時称の命名のしかたがかなりちがっている。「辞書」の分をさきにおくかたちで、その対応を見てみよう。現在→現在、不完了過去→未完了過去、未来→未来、完了過去→完了、全分過去→過去完了、未来完了→未来完了 ([67] →§934～§939)

(5) 「指示代名詞 (指示形容詞)」という「辞書」の二重の表記 ([53]) に対応するのは、さきの「文法書」の「指示代名詞」 (§918・§184・§187) という単純な表記のしかたである。以下、各種の代名詞・形容詞は、同じ

ような対応関係におかれながら、それぞれ表に示されている。その扱い上の例外は、さきの「文法書」§923の「関係代名詞（関係形容詞）」という二重の表記である（§251）。なお、『新ラテン文法』以外にも、文法書は、二〇冊近くもあるが、もっとも近い時期に刊行された優れた文法書の一つとして、中山恒夫著『Classica Grammatica Latina』（白水社・1987）、および、同著者による『古典ラテン語文典』（白水社・2007）をとくにあげておきたい。なお、筆者も、『法律ラテン語綱要』（世界思想社・増補版・1988：絶版）、『法律ラテン語を学ぶ人のために』（世界思想社・2000：絶版）という、法律ラテン語用の特殊文法書を出版している。本編で「学ぶ人のために」を指示しているときには、後者の書物のことを意味するものとする。

### 9 ラテン語の辞書

上記の田中秀央著『羅和辞典』（研究社）がもっとも利用に便利である（水谷智洋氏による改訂版が2009年に刊行されたが、利用の便宜の点から考えて、この本を参照して頂く方法は採用していない）。最近になって、国原吉之助著『古典ラテン語辞典』（大学書院・2005）が対象例文の出典をしぼった辞書として、登場した（その「付録」にある文法解説は、「便覧」というスタイルの文法解析術の大好きな筆者にとっては、とてもありがたい存在である）。なお、新しい羅和辞典が編成中とのことである。他方で、大本文男著『和羅辞典』（国際語学社・新版・2010年）は最近になって出版された。本書でも、便宜上、さきの『羅和辞典』が読者の方々によってつねに参照されていることを前提として説明をすすめていくことにさせて頂きたい。なお、本書の記述において「辞書」とあるとき、それはこの書物を具体的に指すものとする。

### 10 英語とラテン語

英語学の立場から書かれた小山次郎著『ラテン語と英語』（文芸社・2005）は、言葉（単語）のなりたちに興味をおもちの方々には、おすすめである。

### 11 まとめ

以上の説明をまとめる意味で、未知の法律ラテン語の世界に突入するにあたって心得ておけばいろいろと役だつと筆者個人に思われる「ノウ・ハウ」を、筆者流に、ごく簡略化して、いくつかあげておこう。

① 発音も、母音の長短も、アクセントの位置も、——目前にあるラテン語の素材（単語・文章）を読み解くだけの一方通行の場合なら——それほど気にかける必要はなかろう。多くの日本人がすでにもっている「ローマ字」の知識を活用しながら、それらしく読み流していけば、「中らずといえども遠からず」の「ラテン語読み」となってくるはずである。実際のところ、

古代ギリシア語とくらべて、ラテン語は、私たち日本人にはそれなりに親しみやすい言語なのである。

② 一般のラテン語にではなく、とくに私たちジュリストに関心のある法律ラテン語にかんして言えば、現代語である仏語・伊語・西語などに私たちがとりくむさいと同じような気安さ（?!）でこのラテン語につきあって頂ければ、それでよい。敵はそれほどおそろしいものでもない（ちなみに、柴田光蔵＝柴田信子著『ルソー「社会契約論」を読み解く——仏・伊・独・英・露・邦語めぐり』（行路社・1995）という書物では、現代語でもある教会ラテン語の法的命題を対象として、読解の試みを少しだけ行なっている）。

③ 辞書は、『羅和辞典』だけで、十分頼りになる（同じようなスケールの新辞典の刊行準備がすすんでいる、ということであるが、これが完成すればおそらく事情はいくらかかわってくるであろう）。それに、テクニカル・タームとしての単語や単語群だけにかんしてなら、筆者編の『法律ラテン語辞典』（日本評論社・1985：絶版）が読み解きのための有力な手がかりを提供してくれるはずである。

④ 文法書については、「大は小をかねる」式に、とにかく、量感にあふれた『新ラテン文法』にとりついてしまうのが早道であろう。文法索引というものを備えていないいくつかの小文典は、一見するとハンディーで便利そうであるが、しかし、実際には、索引なしでは、使い勝手はよくない。結局のところ、『新ラテン文法』のお世話になることが多くなるにちがいない。なお、上記の拙著『法律ラテン語を学ぶ人のために』は、実用本位の簡略版なので、文法については不十分なところが多い。また、筆者の旧著『法学ラテン語綱要』（増補版・1988：絶版であるが、入手は不可能ではない）も、ふつうの文法書とは言えない巨大な作品である。将来、なんらかのかたちで最新の改訂版をお届けしたいと考えている。

⑤ 実は、もっとも根本的な事柄なのであるが、ラテン語とその他の言語（たとえば綴りのよく似た伊語）とを混同しないことがとても大切である。たしかに、文中でイタリック体で表示されているものがあるとき、その言葉がラテン語であることが圧倒的に多いのであるが、いつもそうとはかぎらないからである。

## 12 法律ラテン語の特徴

すでに少しふれたように、「法律ラテン語」と総称されるジャンルの言葉や文章に、ふつうの散文ラテン語の場合とまったく異なる特徴が多く見られる、とまでは言えないが、それでも、法・法律や、ひろく法的な問題一般をとりあつかう法律ラテン語の世界においては、言葉の概念それ自体はもちろんのこと、構文の方も、簡潔・明晰であることが要請される。しか



し、それだけでは終わらない。なぜならば、法的な命題をめぐっては複雑な状況をともなった事案が登場してくることが多い関係で、枝葉の部分があるところと派生するなどして、文章命題がどうしても晦渋な表現になってしまうからである。たとえば、以下のようにしてである。

(1) 登場してくる人物が一人ではないこともあるうえに、それが代名詞でうけられることが多い関係で、複数の人間の法的な相関図をまずきちんと描くことができなければ、人間間の法関係の全体像はとてつつかめないだろう。それに、物的対象もかならずしも一つとはかぎらない。

(2) 接続詞や関係節が主たる状況を細かく規定していることも少なくない。これらのかかりかたを読み誤ると、とんでもない意味が導かれてしまう。また、前置詞句も、名詞などを規定するものとして、法律ラテン語文では重要である。それから、別のジャンルのやっかいな問題として、つぎの二点が要注意である。①法律ラテン語の命題には、その性質上、言わずもがなのこととして省略されている部分がある。読み手としては、こういうとき、言葉を適宜補いながら、慎重に読み解き作業を進めていかなければならない。②昔から、法学者たちには、なぜか、わざわざ判りにくい言いまわしにしたり、ぼやかしたりする傾向も見られる。また、古代産の制定法（成文法）の文言も、現代人の眼からすると、かならずしもすっきりとはしていない。これらの現象は、法的な命題の作り手である法学者の日常の活動スタイルとも本質的に関係しているようである。いずれにしても、法律ラテン語で示されている命題には、たしかに一筋縄ではいかないところも多い。「法律ラテン語が難解である」と言われるゆえんは実はここにある。もっとも、法律ラテン語の場合と同じように、各国の現代の法学者の使う言葉や文体にも難解さがまつわりついているので、罪(?)は同等と言えなくもないが。

### 13 ラテン文法の七つのルール

ここで、ラテン語全体の感じをはじめにすばやくとらえて頂くために、私製のルールめいたものをためしにいくつか提示してみることにしよう。これは、ラテン語文法をとりあえず全体的に把握しておくさいにも、大いにプラスとなるはずである。内容が大ざっぱで雑多なものになっているところは、お許し頂きたい。

(1) ラテン語には冠詞がない（もっとも、その代用品にあたるようなものがまったくない、というわけでもないが——後出 14(3)の説明を参照）。この点で、ラテン語は、古代ギリシア語（ここには、定冠詞はあるが、不定冠詞はない）の場合とも、近代欧米語の場合ともちがっているが、一方、冠詞のないサンスクリット（梵語）や露語や日本語などの場合とは似ているところもある。冠詞（定冠詞、不定冠詞、部分冠詞、否定冠詞など）の

手助けがないままに、形容詞と名詞とをきちんとより分け、また、二つの名詞がならんでいるとき、どちらが補語であるかを決めるのは、ときには手間がかかる。もし、冠詞というものがあれば、その変化を手がかりに名詞の数や格がすぐキャッチできたり、冠詞つきの主格が主語であることが察知できたりして、ほんとうに助かるのであるが（あの有名な、冠詞ではじまる独語の「冠飾句」と総称される一連の言葉の場合、その冠詞という存在感のあるものが登場してくれなければ、まったくお手あげとなる）。その点で、ラテン語は不親切（？）とも言える。しかし、それも、考えようによっては、いかにも「ラテン語的」ということになってくるのであろう。

(2) ラテン語では、主語よりも、状況を記述する役目をもつ、述語の方が位が高いせいもあって、人称代名詞などの主語が表に現われてこないのが原則である。伊語や西語や日本語などの場合にもそれに近い面が見られる（日本語では、法学という学問や技術の性質上、主語（主体）にこだわりを見せる法律家の文章については、その例外が見られるように思われる）。たしかに、理論的には、動詞の主語となる言葉・概念がその動詞の変化の形態だけからほぼ正確につきとめられる関係で、とりたてて人称代名詞の主語などいらないわけであるが、実際のところ、読みの現場で主語をとらえる仕事は読み手には相当な負担となる。一方、仏語では、細かく分けられた、動詞の語尾変化がちゃんとあるのに、さらに人称代名詞の主語を用意してくれているので、明晰である（しかし、英語の場合、もし主語がなければ、ほとんど意味はとれない——たしかに、<s>の語尾があるので、直説法三人称単数のところだけはキャッチできるが）。

(3) ラテン語では、名詞や動詞などの言葉の具体的な機能や役割が語形それ自体によってそれなりに明示されている関係で（名詞には格があり、動詞には一四〇もの細かい人称変化がある）、語順がきちんと決まっていなければいけない、というわけでもない。動詞は、重要語として、一般に文末におかれるが（これは日本語の場合とも似ている）、法律ラテン語では、これは実にいろいろなところに出没する。また、関係代名詞がさきに出て、その先行詞が後方にくる、というような芸当もできる。つまり、先行詞ではなくて、「後行詞」になるのである。それに、修飾語と被修飾語がくっついてならんでくれているともかぎらない。そのようなわけで、単語の数が多き文章では、いく通りもの読みが可能になる、といったやっかいなケースもしばしば生じてくる。こういうとき、前後の関係や、そのほかのもろもろのデータを総合して、正しい読みをすばやく探しあてる必要がある。結局、ここでは語学センスというものが決め手となろう。その点については、言葉や概念や論理との格闘を本職としている私たちジュリストの場合には、まったく心配はない。

(4) ラテン語には、変化しない言葉は少ない。名詞およびその一族（数詞の一部、形容詞、代名詞）と動詞とは、変幻自在であり、他方で、副詞、前置詞、接続詞、間投詞および数詞の一部だけが固定した形をもっている。したがって、読み手は、いつも、変化（活用）という揺らぎのなかで、まず辞書の見出し語にたどりつくのに苦労させられ、焦点もなかなか定まらないまま、対象の位置を正しく見きわめる作業を進めていかなければならない。

(5) ごく一般化して表現すると、読み解きのさい、原則にあまりこだわらない、やわらかい姿勢をとるのがのぞましい。文法規則に例外はつきものであるが、ギリシア語や近代欧米語の場合とくらべると、ラテン語は例外の少ない言語に属する、とも言われている。それはそれとして、ラテン語に対しては頭を徹底的に柔構造化して頂く必要がある。同じ言葉が副詞にも前置詞にもなったり（もともと、前置詞は副詞であった）、形容詞がそのまま名詞化することがあったり（抽象的な内容の法律ラテン語では、この現象はとて多く見られる）、能動相と受動相の区別がかならずしも明確でなかったり（たとえば、受動相の形態があるからといって、つねに「れる」・「られる」ですませられるわけではない。時と場合によってきちんと読みわけていくテクニックさえも、必要である）、時称の意味内容が相当に幅広いものであったり（これは古代語の特徴の一つでもある）、とにかく融通無碍である。そのようなわけで、「読みとってから考える」というオーソドックスな方式によるほかに、「考えながら読みとる」という逆の方式も随時採用して頂かなければならない。一方通行だけでは目的に到達するのに時間がかかりすぎる。ときには裏技の「ワープ」のようなものも必要になってこよう。言葉の読み解きにとりくむさいの「やわらかい姿勢」の必要性について付言すれば、ラテン語の語彙＝言葉＝単語は、近代欧米語の場合よりもはるかに広く、深く、しかも重いニュアンスをはらんでいるので、「一語一訳」方式ではほとんど対応できない。文脈にそって読み手自身が適訳をつむぎだすことさえも求められることがある。いずれにしても、ラテン語は「大人（オトナ）」の言葉であり、しかも、口語ではなく、第一級の「文語」なのである。

(6) ここで、これら五つの、私たち日本人にとってやっかいな「ない」系のルールを強調すると同時に、日本語とラテン語には似た面が「ある」点を特筆しておこう。それは、これら二つの言語がともに言葉をかなり節約的に用いる傾向をもつことである（その一つの現われとして、しばしば省略語法が見られる——すぐ判るようなことはとりたてて表現するまでもない、と考えられているからであろう）。このように言いきってしまうことには大いに語弊もあろうが、とにかく、これを固く信じて、ラテン語コンプ

レックスをまず吹きとばして頂きたいものである。西欧人よりも、言葉数が少なくてすむ日本語を操る日本人の方がラテン語の精髓に到達しやすい位置にある、というありがたい御高説も存在するのだから。なお、昨今では漢文という「外国語」になじみがなくなってしまったので（現代中国語になじみのある人の場合は、もちろん、その例外であるが）、比喻としてはあまりうまくない説明になってしまうが、それでも、私たちが、漢字だけで編成されている文章や単語群にたちむかい、その意味をとろうとするさいにいつもやっている頭の働かせかたが、ラテン語の読み解きにはとても役立つはずである。その点で、多少とも漢文の世界に足をふみ入れたことのある私たち「旧世代(?)人間」は、かなり有利な位置にあると言えよう。

(7) 最後に、「ラテン語はどのような変化をする言葉か?」という問いに端的に答えるとすれば、「ラテン語は、独語の名詞群(名詞・形容詞・代名詞・数詞)の変化に対応するような名詞群の変化と、仏語の動詞の変化に対応するような動詞の変化をもっている言語だ」ということになる。これら二つの現代の有力言語の双方をマスターしている人々には、そこで獲得された、各種の基本的な文法の「ルール」にかんするたしかな知識がきっと役立つことであろう。応用、連想、類推、推測、推理、直観、飛躍、勘のよさなどの能力があれば、およそ人間の用いている言語なら、つねに攻略可能なのである。もちろん、わが日本語について深い理解力と洞察力があつてのことであるが。ちなみに、ラテン語が私たちに悩ませるのは、第一次的には、文法構造という形(タテマエ)のむずかしさであるが、実は、ほんとうのむずかしさは、学術的なラテン語表現の中身=意味(ホンネ)にまつわるむずかしさのなかにある。単語は多義的であるし、表現上のレトリックは多彩である。しかし、後者は、どのような欧米近代語にもあることなので、それほど驚く必要はない。

#### 14 ロマンズ語のこと

古代のラテン語から派生し、各地でそれぞれに成長してきたいくつかのヨーロッパの言語(伊語、仏語、西語(スペイン語)、ポルトガル語、カタロニア語、サルディニア語、ガリシア語、レト・ロマン語、プロバンス語、コルシカ語など)を、総称して、「ロマンズ語」と言うが、ラテン語とこれらの現代ヨーロッパの支配的な言語とを対比してみれば、わがラテン語の特徴が浮き彫りになり、ラテン語にとりくむ人々がはじめにラテン語というもののイメージをつくりあげるさい、なにかと参考になることがあるかもしれない。以下にこの点についてごくかんたんに述べてみよう。

##### (1) 格の姿

ある説によれば、はやくも五世紀のころ(帝政中期)に、名詞の「格」と言えば主格と対格しかない、という状況が生じ(奪格・与格・属格とい

った、なにやらゆがんだ感じもするその他の格は姿を消してしまう)、そして、最終的には、メリハリがきいているためにある意味では強力な格とも言える対格(目的格)が、対抗馬である見出し語扱いの主格を併呑して、ついに近代ロマンス語の唯一の名詞形となり(しかも、対格形の語の語尾によく現われる<m>は消えてしまう)、これで格の一元化がはかられて、ようやく変化の動きがとまった。ついでに言うと、格とならんで、名詞の位置づけをするさいに重要な標識となっている名詞の「性」の面でも、中性が男性に吸収されていく現象が見られる。「どちらでもない(neuter)性」という消極的な意味の「中性」がやはり弱い存在だったせいであろうか。ちなみに、英語でも格のイメージはもはや薄れてしまっているが、<he-(his)-him>などのところには痕跡がある。英語も、昔は、立派な屈折語の一員だったのである。

#### (2) 数の表現

仏語、西語、ポルトガル語などでは、複数のところに<s>の語尾がくるが(同系の伊語ではそうはならない)、今やラテン語名詞の代表格となった対格の複数形の語尾に、<ās>・<īs>・<ūs>・<ēs>・<ōs>のように、<s>がついているケースが非常に多かったことと、構造上そうはなっていないものの場合でもこの強い<s>の語尾の存在にひきよせられてしまったこととが、そういった<s>語尾現象の発生した過程を説明する有力な論拠となっているようである。なお、仏語では、複数形のメルクマールである<s>は、発音されないで、眼には見えても、音には聞こえない。

#### (3) 冠詞の発生

ギリシア語の場合とは異なり、ラテン語には定冠詞がなかったが(露語には今でもない)、そのかわり、ここでは、指示代名詞である<ille>-<illa>-<illud>[あの・その]グループや、<iste>-<ista>-<istud>[その]グループなどが、状況に応じて、冠詞の場合と同様の役目をそれなりにはたしていた。現に、<il>・<la>・<le>・<lo>・<les>などの各ロマンス語の冠詞は、これらの指示代名詞をもとにしてできあがったものである。ちなみに、今でも、ロマンス語系の近代語では、冠詞は相当重要な役割をうけもっている(一方、別系の言葉である英語では、冠詞というものの影は少し薄くなってきているようであるが)。

#### (4) 人称代名詞の主語

ラテン語では、本動詞の変化語尾がしっかりしており、特別なとき以外、代名詞の姿をとった主語は不要である。その流れは、伊語、西語、ルーマニア語などのロマンス語もうけつがれた。例外は仏語の場合である(古くはここでも主語が省かれていたが)。これは、主語をかならずつける傾向をもつゲルマン系の言語構造の影響のせいである、というように説明されて

いる。

(5) 動詞の迂言語法（回説方式）

ラテン語では、ただ一つの語尾で時称や相や法がピタリと決まることが原則である。もちろん、重要な例外はある。たとえば<vīderit>は、英語で対応させると、<He will have seen (it).>となるが（ただし、<vīderit>を直説法の動詞変化——未来完了——と見た場合）、この変化形は、接続法完了三人称のところにも存在する（法律ラテン語の命題ではこちらの方が圧倒的に多い）。それだけに、いろいろと手のこんだ識別語尾がどうしても必要となってくる。しかし、実際のところ、これはとてもうるさく感じられる。そこで、俗ラテン語の段階で、単純化が自然に進む。まず、受動相において、本来の一語型の<Amor.> [私は愛される] のかわりに、完了分詞（過去分詞のようなもの）を利用した<Amātus sum.>（ラテン語本来の意味は、完了表現なので、「私は愛された」となるが）という複合型（英語にあてはめて言えば<I am loved.>の形）が用いられ、これは、つぎに、たとえば、仏語の<Je suis aimé.>、伊語の<Sono amato.>、西語の<Soy amado.>というように過去分詞の形を利用する合成的な表現へと発展していった。一方、過去系の時称では、はやくも一世紀ころから、<Habeō comparātum flōrēs.> [私は花を買った] という、見かけでは現在の各国語における言いまわし（たとえば、英語の<have>プラス過去分詞の組み合わせ）とよく似た表現の用例が現われはじめる。<comparātum>は、<comparō> [買う] の完了分詞<comparātus>の単数の中性・男性の対格および単数中性主格の形で、<flōrēs>は、<flōs> [花] の複数の主格・対格（男性名詞）であるが、本来なら、<Habeō flōrēs comparātōs.> [私は買われた状態の花をもっている] というように、名詞である<flōrēs>に対応して語尾変化をしている完了分詞男性複数対格形の<comparātōs>がその名詞の後にくるはずであった。また、ここの<habeō>は、このように完了分詞の対格形とセットになるとき、「～をたもつ」とか「～をもつ」とかいう、もとの意味が弱まって、獲得された状態が継続しているようなニュアンスを示す表現になり、その結果、<habeō>は、たとえば英語の<have>を用いた現在完了の場合のように、時称をあらわす機能語（一種の助動詞）ともなったのである。

(6) 音韻の変化

ラテン語の音韻は、今でも、伊語のなかに比較的よく保持されているが、他方、仏語では、西語の場合以上に変容がはげしくなっている。

(7) そのほか、不定法（不定詞）が整理されて単純になったり（たとえば、<He said that>というニュアンスを示すラテン語表現は<Dixit quod>——<dixit>は<(he) said>に、<quod>は<that>に対応する——というようになっただが、ここは、もともとは、<quod>のような重い感じの接続詞は用

いずに、対格を駆使した対格不定法を用いて軽く表現されていた—— [B] 部門<35>および [P] 部門の索引（「対格不定法」）を参照）、味のある動形容詞や、なんとなく落ち着いた悪いデーポーネンティア動詞などがなくなったり、比較級・最上級のつくりかたが変わったり、いろいろと変化が見られる。言語というものは、使われていくうちに、削られ、単純になっていくものなので、この現象はごく自然なものと言える。ちなみに、英語は、言葉の進化・変容の過程という面でもっとも先進的な言語と見てよいが、「シンプル・イズ・ザ・ベスト」とも言い切れないところに、面白さもある。

## 第二部 法律ラテン語格言へのいざない

### 第一章 法律ラテン語格言はどのようにして生まれてきたのか？

(1) ラテン語で記された文章体の格言、ラテン語からなる成句、あるいはたんなるラテン語の単語・単語群などは、現在においても、いくらかペダンティックな表現を好む欧米の学者・評論家の著作中にしばしば登場してくる関係で、日本の研究者や知識層にもかなりよく親しまれている。法学の分野においてもそうであろう。さて、昔から、法格言と言えば、「短くて、しかも含蓄のあるもの」と相場が決まっているが、さしあたりラテン語の法格言の好例として私たちジュリストの心にすぐ思い浮ぶのは、〈*In dubiō prō reō*〉(イン・ドゥビオー・プロー・レオー)であろう。日本の刑事訴訟法学の書物には、「プロレオ(原則)」というように簡略化されて表現されるケースも見かける。これについては第五章[A]のところでもとりあげることにしよう。ついでに言えば、「プロボノ(公共の利益のための[弁護士の活動])」という現代の言葉は、前置詞をともなった形であるラテン語の〈*prō bonō*〉の日本語版である。

(2) ラテン語で記された法格言(法諺)や広い意味における成句は、筆者個人のつきとめたかぎりでは、五〇〇〇例以上伝えられている(もっとも、そのなかには、語順を変換したり、語句をさしかえたりしただけの命題もかなりまぎれこんでいるので、テーマ別にそれらを絞りこんでみれば、その数はかなり減ってくるが)。

(3) ここで、これら法格言の生い立ちについて考えてみると、そこには大きな流れが二つあるように思われる。一つは、これらが英(米)法系(実質的に見れば、判例法・慣習法にかなりウェイトのかかった法体系)を土壌として育ってきたケースであり、そして、もう一つは、これらが、まず古代ローマの法学の領域で生まれた後に、いわゆる「大陸法」系の法(実質的に見れば、これは、ローマ法の影響をかなり強くうけた、成文法中心の法体系に属するもので、ドイツ法やフランス法がこの代表である)のなかに、ローマ法の学識や叡智を伝えてくれる簡潔なメモリーとしてそのままの姿で生きつづけていたり、また、時代によって姿や形をいろいろに変えていきながらもそれなりにうけつがれていったりしたケースである。そもそも、一般的な意味における法格言の多くが、なぜ、欧米のそれぞれの国で、英語や独語や仏語などの自国語ではなく、いわば異国の言葉であるラテン語で記されているのか、という点にかんしては、それぞれのお国の事情もあるが、そのあたりについてはここではふれないでおこう。いずれのケースにおいても、法格言というものの誕生はまちがいなくかなり古い時代のことであるが、そのなかには、生まれてからまだ二〇〇年くらいし



かたっていない、比較的若い格言もある。言うまでもないことであるが、古典語であるラテン語で表現されている、ということに惑わされて、どれもこれも古代ローマ法起源のものである、と錯覚してはいけないわけである。さて、そういった大陸法系の、近代製の格言の一つに、罪刑法定主義の原理をうたいあげた〈*Nūlla poena sine lēge*〉[法律なしには、いかなる刑罰もな[い。]]・〈*Nūllum crimen sine lēge*〉[法律なしには、いかなる犯罪もな[い。]]というものがあるが、これは、一説によると、P・J・フォイエルバッハが一八〇一年にその刑法教科書の初版において初めて公けにした命題である、と言われている。それについては第五章[B]でとりあげることしよう。

(4)ところで、英(米)法系の法格言の数は、ごく広い意味における大陸法の法格言の数に十分に匹敵するが(そのことは、たとえば守屋善輝編『英米法諺』に二〇〇〇ものラテン語法格言が収録されていることから推察して頂けるだろう)、とりあえず英(米)法系のものから一つだけ例をあげておこう。〈*Sic ūtere tuō, ut aliēnum nōn laedās.*〉[君が他人の[もの]を害しないように、そのように、君は自身の[もの]を用いよ。]この命題がはるか昔のローマ法に起源をもつか、あるいは、少なくとも実質的にそれと密接に関連していることは、まずまちがいない。この法命題の解析は第五章[D]で試みることにしよう。

(5)ところで、英(米)法の世界における、コモンロー(common law)とエクィティー(equity)との間柄が、ローマの市民法(jūs cīvile)と名誉法(jūs honōrārium)との間柄とパラレルな位置関係にある点が指摘されていることから一部うかがえるように、構造上、ローマ法と英(米)法とのあいだにはたしかにかなり似た側面が認められる。この日本では、ローマ法と言えば、独特の歴史的事情のせいで、「がっしりとした制定法・成文法・法典」というイメージが現代でも強いが、しかし、ほんとうにローマ法の主流をかたちづくってきたのは、一方において、日々の民事の裁判実務を基礎として、じっくりと時間をかけながら少しずつ自然にできあがってきた名誉法であり、他方において、衡平とか、自然法的な色彩をもった思惟とかによってリードされた、やわらかい、不定型な、物事への対応のしかたであった(後者は、とりわけ、ローマ市民だけでなく(市民法は、文字どおり市民用の法である)、ローマのテリトリー内に在住する外人=非市民自由人にも共通に適用される性質をもつ万民法(jūs gentium)という規範体のなかに見られる)。このようなローマ法の基盤と、英(米)法はぐくまれてきた基盤とのあいだに共通なものが少なからずあったために、ローマ法的な物の考えかたを端的に表現するようなローマ製の格言も、わりあい容易に英(米)法の学問世界へとしみこんでいったのではないか、

とも推測されるのである(もつとも、ドイツなどの場合、「ローマ法の継受」という、独特の重々しい現象が見られるのに対して、ローマとイギリスとのあいだには、それほど深い関係はなかった、と見てよい)。判例法中心の英法で格言というものが法的規範に準ずるような役割を現実にはたしていたこと、格言が法学教育の場で一種の公理として役立っていたこと、法学の発達と同じ時期に論理学も発達したこと、などの事情が複合的に作用しあって、英(米)法のとりしきる世界では、法格言というものが、ときには正規のコモンローとのかかわりのなかで、重要視された。この世界では、二一世紀に入った今でも、ラテン語の法格言は元気に生きているのである。

(6) つぎに、一〇〇〇年以上にもおよぶ、古代のローマ法の長い歴史のなかで、どのようにして法格言が生まれ、発達し、定着していったかを、ごくかんたんにふりかえってみよう。始期は、紀元前の共和政末期である。ローマが、都市国家・農業中心の国家から、世界国家・商業中心の国家へと変化をとげるにつれて、すでに共和政のごく初期からローマに根づきはじめた法学の助けをかりて、ローマ法というものもしだいに形成されていく。古来から何世紀にもわたって法実務が堆積することにより法の実体がすでにながりの厚みをもって存在していたところへ、前二世紀ころから先進のヘレニズム文化(古代ギリシアの流れをくむ文化)の影響が急激に加わり、その段階で、法にかんする原則や原理を抽出するような作業もある程度は行なわれるようになった。つぎに、古典期(一～三世紀)に入ると、法学が国家権力と密着しはじめ、その過程で——奇妙なことに——指導的な法学者の学説それ自体が法の扱いをうけるようになったこともあって、格言を産みだす母胎となる法学は大きく発達する。その後、ローマ法学は、政治の混乱期に、その政治と運命をともにするところもあったために、いったんは退潮の傾向を示すが、しかし、とくに東ローマ帝国の領域で、法学は、むしろ政治からはいくらか離れて、古典期の場合とは少しちがった方向において学問的純化をうけ、その結果、法学説や法学識のエッセンスである法格言が、完備した、官僚養成むけの国家的法学教育の場で、さらにつくられ、磨かれていく。六世紀のユースティニアヌス法典(とりわけその主力をなす『学説彙纂』)は、八世紀間にわたってじっくりと育ってきた法学・法学識の偉大な所産である。もちろん、西方のローマ世界とは人種的・文化的・社会的・経済的・宗教的・歴史的な基盤の面で大きく異なる東ローマ世界(いわゆる「ビザンティン世界」)に、大昔のラテン世界の学説や、格言的な色あいをもった法命題がそのまま妥当したとはとても想像できないが(たとえば、ギリシア語の強い東ローマ世界では、ラテン語を読みきれる人の層はとても薄いものであった)、しかし、これらは、もちろん、現行法規として、また、実質上は、輝かしい古典的法学の一種

のモニュメントとして、主に『学説彙纂』という立法作品のなかに収められた。私たちが現在保有している豊富な法格言データは、ほとんどここに由来するのである。

## 第二章 ローマ法学の歴史的展開——ローマ法の展開を検証するものとして

(1) かなり大ざっぱな言いかたをするなら、「ローマ法学」というものは、広い意味における「ローマ法」の中核であり、そして、その「ローマ法学」の中心的な担い手が「ローマ法学者」ということになってくるが、その「法学者 (jūrisconsultus)」というパーソナリティーは、人類の法の歴史のなかで考えてみた場合、かなりユニークな存在である。その点についてとりあえず見てみよう。なお、「ローマ法学」については、[F] 部門で詳細な記述を試みている。

(2) 現代では、「法学者」と言えば、大学などの研究・教育機関に活動基盤をもつ人々のことを主に指すのであろうが、しかし、ローマで「法学者」と呼ばれた人々は、理論家・研究者ではなくて、在野の法実務家としての性格を強くもつ。ところで、「法曹」という言葉は、ふつう、「裁判官」と「検察官」と「弁護士」という法実務家（法のプロフェッショナル）を指すようであるが、もし、この「法曹」をごく広い意味でとらえて、その「法実務家」と「法学者」とをまとめあげるような概念とうけとめるなら、ローマの法学者はその「法曹」のモデル・ケースともなるパーソナリティーと言えるかもしれない。

(3) 前六世紀に、王政が倒れて、共和政が成立してから、まず、法が、「一二表法」という、その当時としては巨大な法典の編纂をきっかけとして、具体的なかたちをとりはじめ、その後を追うようにして、法学というものが誕生する。そして、紀元前後の三〇〇年ほどのあいだに、法学の水準は一つのピークに達し、それで一つの発展サイクルが終わる。これで法学の歴史が閉じられることになるのはごく自然の成行きなのであろうが、しかし、ここから後に揺りもどしがあり、法学は二つのピークを別の場所でむかえる。一つは、六世紀に、いわゆる「東ローマ帝国」において巨大な『ユースティニアヌス法典』が編纂され、そこで、古代以来のローマ法学の集大成・総決算が見事になしとげられたことによるものである。もう一つは、はるか後代の一二世紀になって、西ローマ帝国の故地イタリアの中部に位置する、ボローニャという町に、新設のボローニャ大学を舞台として、ローマ法と深くかかわりをもつ註釈学派が興り、広い意味においてその系列に属するいろいろなタイプの法学が、その後、多少の揺らぎを見せながらも、一九世紀の終わりまでヨーロッパ各地で命脈を保ったことである。

|            |                                    |      |                     |                         |                            |               |                       |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------------|------------------------------------|------|---------------------|-------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|--|--------|--------|-----------|---------|----------|-----------------|----------------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 経済         | 農業 (大土地所有の登場)<br>商・工業<br>奴隷の大規模な利用 |      | (東) 商業中心            |                         | (西) 自然経済へ復帰                |               | 国際取引の復活               |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 政体         | 王政                                 | 共和政  | 帝政                  |                         |                            |               |                       |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|            |                                    |      | 元首政                 | 専主政                     |                            |               |                       |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 法学史上の重要な事象 | 共和政初期の法学                           |      | 共和政末期の法学            | 古典期の法学                  | 古典期後の時代の法学                 | ユ帝時代の法学       |                       |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|            | 神官の法支配                             | 一二表法 | 法学のはじまり<br>ヘレニズムの影響 | 古典期前期<br>古典期盛期<br>古典期後期 | 卑俗法<br>アーンヌス法典<br>ユースティニーニ | バシリカ<br>ローマ人法 | ボローニヤ大学の成立<br>学説彙纂の発見 | 註釈学派<br>註解学派 (後期註釈学派)<br>復古学派 (人文学派)<br>ローマ法の継受 (ドイツ)<br>自然法学派<br>歴史法学派<br>フランス民法典<br>ドイツ民法典 |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 法学の展開      |                                    |      |                     |                         |                            |               |                       |  |        |        |           |         |          |                 |                |           |           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 年代         | 700                                | 600  | 500                 | 400                     | 300                        | 200           | 100                   | 0  | 100    | 200    | 300       | 400     | 500      | 600             | 700            | 800       | 900       | 1000 | 1100 | 1200 | 1300 | 1400 | 1500 | 1600 | 1700 | 1800 | 1900 |
| 歴史的事象      | 伝統的な建国年                            |      | ローマ市の建設             | 共和政の成立                  | イタリア半島の統一                  | ラティウムの征服      | ローマ市民権のイタリアへの拡大       | 職業兵制の導入  | 国力のピーク | 軍人皇帝時代 | 西ローマ帝国の滅亡 | 帝国の東西分割 | キリスト教国教化 | コンスタンティノーブルへの遷都 | ディオクレティアヌス帝の支配 | ユ帝のイタリア征服 | 東ローマ帝国の滅亡 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

なお、さきの図には示していないが、あの二〇世紀は明らかにローマ法学の凋落期となっている。この二一世紀以降のことは誰にも判らないけれども、法学の長い歴史には、これからも、まだまだいろいろな展開の可能性あることを私たちに静かに告げてくれている。私たち法歴史研究者は、歴史の証人として、これからも、時代の動きに立ち会っていかなければならないのである。

(4) ここで、古代ローマの時代の法学者のありかたに話題をしぼって考察してみよう。ローマの制度のかなりの部分は、紀元前の五〇〇年間にわたって展開された共和政時代にそのルーツをもっているのであるが、法学全般についても、このことがあてはまる。ローマ共和政はまさにローマ法のふるさとなのである。

(a) その共和政時代のうち、まず、紀元前の三〇〇年たらずの時期について、法学者の像を描いてみよう。

①「神」の法も「人」の法もひとまとめにしてとりしきっていた神官たちは、古来の法知識を独占し、いわばギルドの掟として、それを外部には秘密にしていたが、そういう閉塞状況を打ち破るものとして、世俗人である法学者の活動がはじまる。しかし、両者のあいだには共通点が多い。ともに、社会の上層部である貴族の出身で、無償で活動し、彼らの示す判断が事実上人々を拘束するだけの力（権威）をもっていたからである（もっとも、その判断は、いわば「タテマエ論」の対象である法律問題にかんするものに限定され、「ホンネ論」の対象である事実問題——つまり、言われているところの「事実」がほんとうに存在しているかどうか、の問題——にはたちいらぬ）。もちろん、ちがいもある。神官はトップクラスの公人であるが、法学者は、もともとは在野の、たんなる私人であったし、また、法学者が、私人として、公開の場で、フリーにしかも活発に動けたのに対して、神官たちは、その職責からして、慎重な行動をとることが多かった。しかも、彼ら神官は、政治の中核とも深いところにつながっている関係で、ホンネ（裏）の部分では、かなり政治的な動きも示す。

②前二五四年に、平民としてははじめて大神官という顕職についたティベリウス・コルンカーニウスは、公開の場で、既存の法規の解釈のノウ・ハウや、法発見の手順などを明らかにしたと伝えられる。このとき、神官貴族の秘儀としてではなく、世俗の学・テクニクとしての法学が誕生したものと言えよう。

③この初期法学の時代に、いったい法学者たちはどのような活動スタイルをとっていたのであろうか？結論から言えば、彼らは、現代日本の弁護士、公証人、司法書士、法律顧問などの場合と同じようなタイプの仕事に従事していたのである。つまり、当事者が法律的な行為をとり行なうさいに必要となる方式＝様式を教えたり、それを作成してやったり、訴訟の場

における手続上の要式をととのえるのに助力したり、一般的に法律問題にかんして鑑定的な意見を述べるなどして法律相談に日常的に応じたり、実にさまざまであった。なかには、法学を学んで、それを武器として立身出世をしようとする名門の子弟に対して、私塾などで法学を教える、純民間人の人物もいたかもしれない。もしそうなら、法学者は法学教師としての顔ももつことになる。もっとも、ローマ法学者はあくまでも実際家であって、法を理論的に考えたり思索したりするのはそれほど得意ではなかったので、法学教育といっても、現代の法学教育の姿とは本質的な部分でかなりちがうところがある。

④さて、法学者の守備範囲がこれくらいのもにとどまるのなら、それほど注目には値しないであろう。法制がある程度ととのっているところには、どこでも、法律専門家は、日常世界と法世界をつなぐ媒体として、かならず存在していたからである（日本でも、古来、そのような人物はそれなりに配置されていたかもしれない）。ところが、ローマの場合には、これらの活動とも重なりあうようにして、法学者が、ただの私人でありながら、法規範の創造に深くかかわっていた、というところにユニークさが認められる。ところで、判例をつみあげていくことによって、法を運用し、創りだし、修正していく、というスタイルをとっている国は現代にも存在するが、そこでの主役は官吏としての裁判官である（もちろん、法学者が裁判官になることはありうるが）。共和政時代にかんするかぎりでは、民事の法廷を指揮する任務につくことにより、結果的に民事の法の創造に深くかかわることになった法務官（プラエトル）は、政務官（公職者）＝行政官＝政治家であって、法についてはいわば素人であり、そのために、彼らは、全面的に、いわば個人的なルートで、訴訟の外側にいる法学者の学識によりかかる。つまり、タテマエ的（制度的）に言えば、法学者は訴訟の場を通じて法の創造にタッチできるような位置にはないのであるが、ホンネ的に言えば、彼らは法創造の影の主役となっていたのである。

⑤ここに問題が一つ浮びあがる。それは、まったくの私人である法学者が、あくまでも具体的な事実・事案との関連においてであるが、法をいわば好き勝手に解釈したり、ときには法をみずから動かしたりすると、法的安定性が失われてしまい、法への信頼が揺らいだりはしないだろうか、という点である。しかし、共和政もはじめのころでは、法学者という立身出世コースを意識的にその手段として選びとるような層の人々の多くが、貴族出身者であり、彼らが、世間（とりわけ、上流階層）の眼も十分に意識しながら、衡平にかなった判断を下すことを自らのプロフェッション上の使命と考えて行動したことや、また少数の有力な法学者が軸となっていたこともあって、法学者相互間で決定的な見解対立があまり多く発生しな

かったこと、などの特別な状況が存在していた関係で、法学が、まったく自由に展開しながらも、それなりに安定した状況を自ら保つことが可能となっていた。しかし、時代が下り、紀元前の一世紀あたりにさしかかると、むずかしいところでうまくバランスをとっていた法学は大きく揺らぐ。民主政ギリシアじこみの弁論術（レトリック）を身につけてあらたに登場してきたアクティヴな弁論家（弁護人）が民事法廷において押したてる論理は、堅苦しい法学・法学者の論理に民事訴訟の現場で打撃を与えたし、また、法学者の出身層も下に拡がって、国益とか公共善とかを第一に考えるような良心的な法学者よりも、目先の個人的な現実的利益に振りまわされる者も増えてくる。しかも、「革命の世紀」とも評される激動の前一世紀には、軍事の実力（ゲバルト）こそが正邪を決める基準となったために、どちらかと言えば静的な社会秩序を維持する任務を負う法はその力を弱められ、法そのものや法学と同じように、法学者も、昔日の権威を失ってしまう。

(b) ①時代は変わって、紀元後の元首政（初期帝政）の時代に入ると、元首（皇帝）は、ただ一人の完全な実力者として、共和政の末期に混乱してしまった法秩序の回復を目指して、法学の担い手である法学者への統制を強めながら、リーダーシップを発揮することにより、独自の動きをするようになる。32頁の図表に示したように、法学および法の黄金時代である紀元前後の三世紀ほどのあいだの「古典期」は、法学者が学派のようなものを事実上形成して、学問的にまとまりのようなものができあがった時代でもあり、また、元首が、数人の法学者に特別の権威（「権力」ではない）を公けに付与する、という措置をとって、彼らに強力な事実上の指導力を与え、それにより学説の対立や混乱を最小限にとどめさせようとした時代でもある。そして、最終的に、後二世紀ころになると、有力な法学者の学説、さらに、有力であった法学者の著作中に示された学説それ自体が、一定の条件をみたせば、法の効力をもつようになった。そのようなわけで、比較法上、ただの学説がそのまま法として扱われる、といった現象がほかにはまず見られないところに、ローマ法学者のユニークさと同時に、その偉大さが認められるのである。

②もちろん、よく知られているように、六世紀に編纂された「ユースティニアヌス法典」は、各地の官立の法学校において法学の伝統を守りつづけていた法学者集団の業績をベースにして、彼らプロによって生み出された傑作である。立法の任務を立派にはたした彼ら法学者に対して私たち近代人の末裔は多くを負っているのである。幸いにも、その巨大な資料は現存している。本編では、格言などを紹介する、というかたちでその膨大な資料データのほんの数パーセントをお見せできるだけである。

③法学者が法の運用・形成に影響力を直接にもつようになるにつれて、伝統的に私人として活躍していた彼ら法学者のうち、指導的地位にある者は、国家の要職につく。「在野の人」が公人としての顔をもつようになったのである。しかし、彼らが御用学者になりさがった、とまでは言い切れない。最高の権力者である元首（皇帝）も、とりわけ帝政の初期の時代にかんするかぎり、法学者に敬意を払うことも少なくなかったからである。

### 第三章 ローマの民事裁判——ローマ私法を生みだした舞台として

(1) まず、基本的なポイントをいくつかあげておこう。①民事問題と刑事問題との関係について言えば、時代が古くなればなるほど、「公け」というものの力が弱かった関係もあって、民事問題を扱う民事訴訟の方に社会（ないしは法）の関心がむけられる度合いが強い。現代でなら当然に刑事訴訟で追及されるタイプの問題も、民事的に処理されてしまうのである。②ローマも、後代になると、皇帝（＝国家）の権力が前面にでてくる関係で、逆に、刑事問題を扱う刑事裁判のウェイトが高まる。これは、「公」の「私」への優越という、その当時のローマ国制全般に見られる傾向とも符合する。③歴史の最終段階では、裁判制度の面において、民刑統合が完成している。つまり、現代日本の場合のように、あたたに登場した、官吏である裁判官があらゆるタイプの裁判をとりしきることになる。④市民である私人が主として事実問題にかんして法廷で判断を下す、という制度が、紀元前の共和政時代では、民事訴訟において存在している。⑤そのようなわけで、ローマの裁判制度は、その歴史の流れのなかで、現代の、大陸法系の法制をもつ国々の裁判制度と、民事陪審の制度を備えていた英米法系の法制をもつ国々のそれと同じようなものをあわせて知っていることになる。古代ローマ人の経験は、私たち現代人にとってたんなる懐古趣味の対象以上のもの、と言ってよかるう。

(2) 現代の日本において、広い意味における「判例」というものは、私法を実質的に動かしていく力の一つとなっている。タテマエ論からするならば、判例法という法源は存在しないであろうが、ホンネ論の部分で考えてみると、判例は、明らかに「動いている法」を射程にとらえているだけでなく、実質的には、「法を動かす」こともできるのである。それで、ローマに話をもどすと、ここでは、国家のナンバー・ツー政務官（政治家＝行政官）である、一年制の法務官（プラエトル）のうちの一人ないしは二人が、市民同士などの争訟の場合に、毎年、自身の一年任期のあいだに自らの指揮する民事訴訟の現場で、具体的にその事件むけの法を提示していく、という営みが無数に積みかさねられていった。そのさい、既存・既成の市民法（制定法をベースにした法）を適用するだけの、いわば静的な枠組設定にのっとして動いたことはもちろんであるが、そのほかに、法務官が、(4)



で述べるニュータイプの民事訴訟手続である「方式書訴訟手続」の場において、新しい社会的ニーズにこたえるかたちで、いわばアクティヴな動きに出るケースもしばしばあったように思われる。つまり、法務官は、それまでは法規制の外にあり、少なくとも法的に問題とすることができなかったような事案についても、救済をもとめて訴え出る者の要請に応じて、自らの職責＝職権により、とにかく問題を訴訟の場にあげることを認めてやったのである。そうなると、被告側に立たされた者としては、法律問題（つまり、訴訟の枠組）それ自体については、当面の訴訟指揮者である法務官に対して異議をとることは実際にはできず、わずかに事実問題（法務官がこのような改革的な動きに出るさいに判断ベースとしているような事実関係などそもそも存在しない、といったような、事実本体にかんする問題）を争いうるだけである（この事実問題は、共和政時代の場合ならば、原則としてただ一人の私人審判人が扱うテーマであるが、実際のところ、お上にあたる法務官が職務行動をとる上で支えとしている事実状況を私人＝原告が覆すのは容易なことではなかったろう）。かりに、法務官サイドにおいて法令適用ミスのような重大な誤まりが介在したとしても、共和政時代では、第一審が最終審査体となっているので（紀元後の帝政時代に入ると、まったく別種の訴訟手続において、上訴の制度もしいたことと違って）、法務官のとった措置は、その場では、最終的・確定的なのである（「一事不再理」の原理が結果的にはたらくので、再訴はもちろん許されない）。もし一人の法務官（市民係法務官もしくは外人係法務官）に不適切な訴訟指揮があった、と人々に考えられれば、その人物の事蹟は、翌年の法務官によってうけつがれるようなことはなく、たんなるエピソードとして消えていく。もっとも、いくら暫定的に、とは言っても、具体的な問題を前にして、法務官が果敢に新しいルールの設定に踏みこむさいには、彼——というより、法務官という公的ポスト——の顧問役となっている法学者のバックアップがおそらくあるので、新しい措置は、多くの場合、翌年の法務官の実務運用のベースとなった。なぜならば、一人の法学者の、法務官ポストにある人への影響は、決して一年かぎりのものではなかったからである。

（３）以上のようなわけで、ローマの民事訴訟というものは、たんに個々の紛争処理の役割をになうだけにとどまらず、法規範創造の場として特別の意味をもっていた。大陸法系の国々の場合に見られるように、制定法・成文法をつぎつぎに積みあげるやりかたで法規範を生みだしていくのであれば、民事訴訟の意義・役割は法規の想定している事案むけの限定されたものになってくるが、しかし、共和政時代において正式の立法機関となっているローマの民会が私法法規を個別的に制定していくケースがそれほど

多くなかったためもあって、私法の改変の主役は、法務官と法学者が表と裏でペアをくんで——もちろん訴訟の場にあがってきたものをうけとめるといふ受身のかたちながら——動かしていく民事訴訟なのであった。

(4) ところで、ローマ共和政時代の正規の民事訴訟手続である方式書手続がかたちづくられる以前には、「法律訴訟手続 (lēgis āctiō)」という、儀式性の強い手続があった。ここでも、下に示すような手続二分制がとられていた。しかし、この段階では、つぎに登場した民事訴訟手続である方式書訴訟手続で重要な役割を演ずる方式書のような書面は用いられず、口頭の手続が中心となる。この方式書訴訟手続の後には、「特別審理手続 (cōgnitiō extrā ōrdinem)」(実質的に見れば、「職権審理手続」) がくる。これは、後代に大陸法の民事訴訟手続の源ともなるもので、ローマに伝統的な手続二分制を用いず、官吏である裁判官が一貫して訴訟を運用するところに特徴がある。これが支配的になるのは、およそ後四世紀以降のことである。つぎに、ある意味ではローマらしい構造をもつその方式書訴訟手続の概要を見てみよう。①原告も被告もローマ市民でなければならない(外人がからんでくると、訴訟は、理論的には、別系統のものとなる)。②具体的事案についてそもそも訴訟がなりたつかどうか、という点が法の運用をつかさどる法務官個人の判断にかかっているのだから、訴える側としては逆に攻めやすいところもある。民事裁判が多少とも政治的な意味あいや背景をもっているときには、なおさらのことである。実体私法の規定や歴代の法務官が定めてきた告示がそのときどきの法務官によって参考にされて、その判断が出されることになるが、彼の対応は基本的にはフリーである。③事案が既存の法律の予定している枠組みに包摂されているときには、訴訟そのものはふつうはスムーズに成立することになる。第一段階の法廷手続では、もっぱら法律問題が審査され、法務官が、有責判決をひきだすための訴訟の枠組みを具体的にセットしておき、それで引きさがる。法務官の関与のもとに訴訟の要綱である方式書(判決の基準となる規範などを示している簡潔な雛形文書)が作成され、これが第二段階の審判人手続へと、いわば公文書として送られるが、これが、そこでの、審判人への重要な指示となる。④審判人は、元老院議員などから構成される審判人リストのなかから、一名が、各事件ごとに、両当事者の合意のもとで選出される。審判人はかならずしも法知識をもっているわけではない。しかし、彼は、少なくとも良識人・常識家であり、多くの場合、名望家でもあった。審判人は、事実認定を行なうのを主たる任務としており、重大な法律問題は真正面からは扱わない。いずれにしても、彼らは全面的に方式書の指示にしたがう。⑤第一審が最終審となる。判決それ自体には執行力はない(強制執行に着手するには、第二の訴訟があらたに必要となる)。

(5) 共和政時代および元首政（帝政）初期のローマの民事訴訟手続については、[I] 部門第五部「訴訟にかかわる法」の記述を参照して頂きたい。

#### 第四章 法はどのようにしてつくられていくか——名誉法をめぐる

(1) 現代日本の法制は成文法・制定法中心の構造になっている。したがって、法は立法機関の手によって順次制定されていく。もし、立法の動きが、スピーディーで、しかも時代の動きやニーズにうまくマッチしたものであれば、なんら問題はなかろう。しかし、現実にはそうではない。多くの法分野において法規を手直しする必要が強く感じられているにもかかわらず、法規の新設や改正の歩みは実に緩慢である。現状を変えることにはいつも慎重で、用心深い性質をもつ私たち日本人のことであるから、それはそれでよいのかもしれないが、それでも、法にかんする問題においては、人権や経済的要素（つまり、金銭）などがストレートにからんでくるので、法が現実の動きからあまりかけはなれたところにとりのこされたりすると、社会の末端にはいろいろとひずみも出てくる。マスコミが紙面などでとりあげて神経質に報道しつづけているのは、そういったところに潜む不条理な問題である。拙著『タテマエの法・ホンネの法』（第四版・日本評論社・2009・絶版）のシリーズには、そのあたりにからむホットな問題が広くとりあげられている。

(2) 前六世紀ころの建国から約三〇〇年間について言えば、古代ローマは、他のいくつかの古代国家の場合と同じように、農業を経済活動の中心にもつ、ごくふつうの国家であった。ただ、つぎの点は強調しておく必要がある。第一は、前五世紀に、貴族と平民との身分闘争の過程で、「一二表法」という、当時としてはかなりの規模の法典ができあがっていたことであり、第二は、ローマという共同体が、古くからイタリア中部のラティウム地方の交易の要衝に位置していた関係で、通商に強いところをもつ国家であったことである。前者は法意識・権利意識の高まりに役立ったし、後者は取引法の発展を約束するものであった。そのローマは、前三世紀以降、領土をかぎりなく広げていき、大通商国家としての地位を確立する。その過程で、先進文化である東方のヘレニズム文化と接触し、それを取り入れ、そこから新しいローマ文化を創造した。ローマの法文化もその一翼をになう。私法にかんして見てみると、商法的な規定も含んだローマ市民法は、最終的には、遠く近代私法にもつながるほどの高いレベルにまで到達している。その要因として、とりあえず以下の点をあげておこう。①ローマ経済は、かつて「古代資本主義」という比喩的な位置づけをうけたことから判明するように、高度の成長をとげたが、その過程で、ローマ社会は経済の動きに対応するよう変身することを強いられる。それまでの農業社会の法は、物流のはげしい時代のニーズにはとてもついていけず、

実質的に解体され、取引対応型の法へと再編成されていく。また、従来は、モラル・慣習の力によってやわらかく統合されていた社会秩序はくずれ、固い法的規制が前面に出て、これが秩序の維持にあたるようになる（このあたりには、現代の日本の動きと妙に符合するところもある）。つまり、古代社会の変化が私法の発達をうながしたのである。②紀元前の数世紀のあいだにローマ経済は大きく揺れ動くのであるが、その舞台へ外人（ローマ市民でない、他共同体所属の自由人）が取引の一方の当事者として登場してくるようになる。とりわけ、ローマよりも先に文明を完結させていた東方のヘレニズム世界とローマとが接触したことが大きなポイントとなる。古代法にありがちな属人主義システムによっていたローマ市民法は、外人がローマの法世界の一角にくいこんでくることにより、対応を迫られ、結果的に変質をとげた。それは、すべての共同体の市民に共通に適用される法としての「万民法（ユース・ゲンティウム）」が成立したところに結実している。つまり、①で指摘した点を法の発展の内部的要因の代表格とすれば、②で指摘した点は外部的要因の代表格ということになる。

（３）さて、前三世紀から後三世紀までの五〇〇年ほどのあいだに、ローマの政体は、共和政（実質的に見れば、寡頭政的貴族政）から元首政（実質的に見れば、共和政をひきずった過渡的な帝政）へと変わっていくが、前半期にあたるその共和政下で生まれ育ったローマ法は、後半期にあたるその元首政下で整理され、完成されていく。ローマという国家は後三世紀以降にももちろん存続するが、法進化のレベルから見ると、この時期は下降期にあたり、法をあらたにつくりだす力は、かなり弱まる。したがって、私たちとしては、ローマ法が、現実とのせめぎあいのなかで形成され、姿を変えていくプロセスそれ自体を追うには、ひとまず、共和政盛期から末期にいたる時代のことを探ってみればよいわけである。

（４）ここでは、「ローマ法」というように一般的・包括的な表現になっているが、実のところ、それは「ローマ私法」のことである。巨大な領土国家を統治するために公法というものが必要であったのは言うまでもないが、もともと、ローマはいわゆる「不文憲法」的な性格の公法システムをもっており、その動きにはとらえにくいところがあった。それに、法学者たちも、政治とあまりにも密着している公法を扱うのを避ける傾向があったので、私たちの手にとどいている資料情報も多くはないのである。もう一つ特筆しておく必要があるのは、ローマが都市国家的な共和国制をかたくなに守りつづけて、少なくとも制度（タテマエ）の面で、初期の帝政においてもなお共和政の構えをひきずっていったので、公法の規定のうえに政治体制の変化がうまく反映してこない点である。たとえば、「元首（プリーネケプス）」というのは、ホンネにおいては皇帝であるのに、タテマエ上は、

「市民のうちの第一人者＝ナンバー・ワン市民」というように共和政的な説明をほどこされているのである。いずれにしても、ローマ公法がそれらしい姿を整えるようになったのは、ここで扱う紀元前後の時期からすると、三〇〇年後の時代以降のことである。

(5) ローマ法は、——どの民族の場合にでも見られる現象なのであるが——慣習(「祖先の慣習(mōrēs mājōrum)」)を源として、さまざまなルートで生まれ、磨かれてきた。ここでは、まず、そのローマ法のうち、「名誉法(jūs hōnōrārium)」と総称される法のグループに焦点をあわせることにしよう。

「学説彙纂 Digesta」(略号<D.>: 第四部第一章におかれている凡例1°を参照; ラテン語命題にかんする説明の末尾にある( )のなかの人名や出典については凡例8°を参照)の冒頭に、(a) <Jūs hōnōrārium est vīva vōx jūris cīvilis.>[名誉法は市民法の生きた声である。](*Marciānus, D. 1, 1, 8*)、(b) <Jūs praetōrium est, quod praetōrēs intrōdūxērunt adjuvandī vel supplendī vel corrigendī jūris cīvilis grātiā propter ūtilitātem pūblicam.>[法務官法は、法務官が、公けの利益をはかる目的で、市民法を、補足し、あるいは補充し、あるいは修正するために導入した[もの]である。](*Papiniānus, D. 1, 1, 7, 1*)とある。

前者は格言的規定で、後者は説明的規定であるが、さっそくながら、ために、このラテン語群を文法的に読み解いてみることにしよう。読者の方々にとっては、これらは最初に遭遇される、レッキとした、高級なラテン語法命題となる。文法的にむずかしいところも多く見えるが、とにかくこれをさらりと乗り越えて頂こう。まずは「ラテン語慣れ」をして頂くことが大切なのである。

それでは、すべての言葉について、とりあえず多少ともくわしく文法的解説をほどこしてみる。説明がどうしても難解になってしまうところは、お許し頂きたい。

(a) ①<jūs>は、この場合、見出し語(辞書に出てくる形——名詞なら単数主格の形)で、「法(は)」(ふつう、主格を表示するとき、「は」という部分は添えたりはしないが)を表わす(なお、「を」の格である単数対格にも、同形がある)。<hōnōrārium>は、「名誉にかんする」を意味する形容詞である<hōnōrārius>という、辞書の見出し語(形容詞の場合、単数男性主格の形)が中性の名詞<jūs>の単数主格に後からかかっていく関係で、語尾変化をさせられて、<hōnōrārium>へと展開したものである。②<est>は、とりあえず、仏語の<est>と同じようなものと記憶しておいて頂こう。「本動詞<sum>(このばあい、「である」を意味する)の直説法能動相現在三人称単数」がこの部分についての正式の文法的説明となる。なお、動詞の見

出し語となるのは、英語などの場合の不定法（固定型の不定詞）とはちがって、動きのある直説法能動相現在一人称単数の形（たとえば、後出（第四章（1））の〈vetō〉）なので、この場合、辞書に〈sum〉（英語の場合にあてはめると、〈I am〉）という生きた形がここに出てくるわけである。③〈viva〉（ウィーヴァ：日本語にもなっている「ビーバ」ではない）は、なにやら近代欧米語風の姿をしているが、これは形容詞〈vivus〉（「生きている」を意味する）の単数女性主格の形である。④〈vōx〉（「声」を意味する）は見出し語女性名詞で、前にある〈viva〉によって修飾されている。〈est〉という繫辞（コープラ）があるので、〈jūs〉も、〈vōx〉も、主格（単数）の形である。⑤〈jūris〉はさきの〈jūs〉の単数属格で（「属格」は、独語で言えば「二格」に相当するもの、とひとまずお考え頂きたい）、前の〈vōx〉にかかっている。⑥〈civīlis〉は（「市民の」を意味する形容詞）は見出し語にもある形であるが、ここは、さきの〈jūris〉にかかっているもので、それではなくて、単数中性属格の方である（辞書の〔36〕を参照）。もし〈jūs civīle〉〔市民法〕がくれば、これは見出し語の形となる。⑦ そのようなわけで、直訳は「名誉は市民法の生きた声である。」となる。

(b) ① 形容詞〈praetōrium〉は、(a) の〈honōrārium〉と同じ位置関係にある形容詞で、見出し語は〈praetōrius〉（「法務官の」を意味する）である。②〈quod〉は、関係代名詞〈quī〉（「～が～するところの」を意味する）の単数中性対格の形である。関係代名詞には先行詞がつきものであるが、ラテン語では、すぐ察知できるような言葉は省略してしまう傾向が強いので、その先行詞（たとえば、指示代名詞〈is〉〔それ〕の単数中性主格形の〈id〉）はここに出てこないことが多い。「対格」は、独語で言えば「四格」に相当するもの、とひとまずお考え頂きたい。したがって、〈quod〉は「それを～が～するところの」という構造をもつ言葉である。③〈praetōrēs〉は、さきの〈praetōrius〉という形容詞のもととなる名詞〈praetor〉（「法務官」を意味する）の複数主格で、この関係節の主語となっている。ちなみに、〈es〉の語尾は、名詞などの複数を示す形の一つである。④〈intrōdūxērunt〉は、関係節の本動詞で、〈intrōdūcō〉（「導入する」を意味する）の直説法能動相完了三人称複数の形である（以後、本編では、スペース節約のために、「直説法・能動相」のところは示さないことにし、「完了」以下の後の三つの部分だけを表示する）。「完了」には、今のところ、「～した」という「過去」の訳をあてはめておいて頂こう。⑤〈adjuvandi〉は、後にくる〈supplendi〉・〈corrighendi〉と同じように、動形容詞ちうものの単数中性属格の形で、〈jūris civīlis〉にかかっている。それぞれの言葉の見出し語は、〈adjuvō〉（「補足する」を意味する）、〈suppleō〉（「補充する」を意味する）、〈corrighō〉（「修正する」を意味する）である。ところで、この動形容詞というのは、近代

欧米語にはこれにぴったりと対応するものがあまりないタイプの一大難物であるが、とりあえず「～されるべき」という意味の形容詞とお考え頂こう。実際、独語の〈zu ～end ～〉という未来（受動）分詞の用法にもこれと似たところがある。つまり、〈das zu erreichende Ziel〉なら、「到達可能な目標」か「到達されるべき目標」かの意味になるようなものである。⑥〈vel〉は、「または」・「あるいは」・「もしくは」を意味する接続詞である。動形容詞全般については[B]部門〈153〉・〈1540〉の解説を参照して頂きたい。⑦〈jūris civilis〉は、(a)の場合と同じ単数中性属格の形であるが、しかし、属格という形のもつ意味あい異なる。なぜならば、(a)の場合は、「市民法の」という、ごくオーソドックスな「の」という属格の用法であるが、ここではそうではない。これは、〈grātiā〉という、属格（名詞）を要求する特別の言葉に支配されて、形容詞つきの名詞の属格、という資格で、〈jūris civilis〉がきているからである。その〈grātiā〉は、本来は「好意」を意味する名詞〈grātia〉の単数の奪格（独語の「三格」と関連するところがある、とひとまずお考え頂きたい）が、独立の後置詞（前置詞なら、これが前にくるが、後置詞なら、名詞の後にくる）となり、「～のために」を意味する言葉となってしまう。日本語の「の」はラテン語の属格と同じようなものであるから、この「の」の格が〈grātiā〉にひかれる感じはお判り頂けるであろう。独語にも〈wegen〉[～のために]という前置詞があって、しばしば名詞（二格）の後におかれるが、それに似たようなものである。したがって、「補足される（べき）(adjuvandi) 市民法(jūris)の、あるいは、補充される（べき）(supplendi) 市民法の、あるいは、修正される（べき）(corrigendi) 市民法のために」というのがこれら全体の訳であるが、[B]部門〈153〉・〈1540〉のところでは後述するように、この動形容詞は動名詞（英語のジェラントのようなもの）のかわりとして用いられることになっているので、これは、ほんとうところは、「市民法を補足することの、あるいは、市民法を補充することの、あるいは、市民法を修正することのために」というくらいの比較的軽いニュアンスの句なのである。⑧〈propter〉は前置詞で、「～のために」を意味する。⑨〈utilitatem〉は、〈utilitās〉（「利益」を意味する）の単数対格の形であるが、これは、〈propter〉が対格（独語の四格に相当する）を支配する前置詞だからである。⑩〈pūblicam〉は、〈pūblicus〉（「公けの」を意味する）の単数女性対格で、前の対格形の〈utilitatem〉を修飾している。それで、この文章全体の直訳は、「法務官法というのは、法務官たちが、公けの利益をはかる目的で、市民法を、補足するために、あるいは、補充するために、あるいは、修正するために、導入した[もの]である。」となる。

さて、さきの(b)でとりあげられている「法務官法」というのは、(a)

でとりあげられている「名誉法」の中核であり、これとほとんど同視できるものとひとまず考えて頂いてよかろう。つぎに、(a) (b) に見える「市民法 (jūs civile)」についてであるが、「学説彙纂」におさめられた、さきの (b) の法文命題のすぐ前の個所に、「市民法というものは、法律 (lēx)、平民会議決 (plēbiscitum)、元老院議決 (senātūscōnsultum)、元首の裁決 (dēcrētum prīncipum)、法学者の権威 (auctōritās prūdentium) から生ずる [もの] である。」(Papiniānus, D. 1, 1, 7, 1) とある。これは、後二～三世紀に生きていたある法学者の視点から過去の法源が整理された結果として生みだされた分類である。他方で、慣習というものは法源とは扱われないが、しかし、市民法は、もともとは、祖先伝来の慣習と、その慣習を成文化すると同時に新しい規範も定立した一二表法(前六世紀制定)と、その一二表法の法条の中味を解釈によって変えていった法学者たちの実績と、その一二表法の制定後に、個別に生みだされてきた法律(平民会議決もこれと同視される)とからなっていた。要するに、市民法というのは、ローマ人がもっていた法制度の中核的な部分なのである。なお、名誉法という法源が問題となった共和政の時代においては、元老院議決以下の法源はまだ登場していない。これらは、いわば、つぎの時代である元首政(帝政)時代を彩る独特の法源群である。

ところで、(a) で「市民法の生きた声」というようにリアルに形容されている「名誉法」というものはどういう位置にあるのだろうか。現代との対比をあえて行なうとすれば、「判例(法)は制定法の生きた声」とでもなっていないか。成文の実定法を備えている日本においてさえも、裁判官が現場で無限に生みだしていく判決例は、制定法・成文法に対してさまざまな働きかけを行なっている。ここで筆者のまったく個人的な表現を用いさせて頂くと、制定法はタテマエであり、判決例はホンネということになる(タテマエとホンネについては、[C] 部門第一章(1): p.9ff.の詳細な分析を御参照頂きたい)。タテマエとホンネのあいだにはつねにフィードバックが介在するので、両者の距離はしかるべく保たれている。未来社会においては、完璧な制定法が編みだされて、判決例は制定法の手足のような隷属的な地位におかれることになるかもしれないが、しかし、法というものがもともと対立しあう価値・利害を調整する機能を内にはらんでいる以上、「一点の曇りもない法」などというものは、そもそもありえない。もしそのような代物がもちだされるとしたら、それはある意味ではまやかしてあり、いずれは、崩壊する。そのようなわけで、私たちは、理想の法や、また、理念型にかぎりなく近い法を追求することに執着するよりも、それぞれの状況下でそれなりにほどよい法(実定法)を動きのなかでつくりあげ、それを裁判の場で運用していきながらつねに軌道修正をはかる、とい



ったやわらかい対応をしていけばよい、と思われる。「判決例こそ制定法の命である」と言えば現代の法学者から非難をうけることは必至であるが、古代ローマの法の動きや流れを観察してきた、ロマニストである筆者には、いわば「ローマ版判例法」とも言える名誉法の、ユニークで合理的な姿が、現代の判決例の役割・座標軸を考えてみるさいに、一つのヒントにもなるように思えるのである。

(6) それでは、「名誉法」というのはそもそもなんであろうか？ 執政官 (*consul*) をトップとするローマの高級政務官は *honor* [名誉] を保有しているが (日本語の「名誉職」という言葉もこれとつながっている)、とりわけ、具体的な民事訴訟の指揮をとる、執政官につぐナンバー・ツー政務官としての法務官 (二つの、たがいに別種の法廷をそれぞれ単独で司宰する二名) は、その職責を駆使して実務色の濃い法を積みあげていった。これが「名誉法」という表現の由来である。法務官は政治家 (一年任期) にすぎなかったが、法学者の助けをかりて、民事の司法を運用した。さらに言うと、民事の法そのものを運用した。このあたりをさきの (b) の表現にあてはめて表現してみよう。まず、「(市民法を) 補足する」というのは、市民法の目指すところを自身のイニシアティブによって実現することであるが、実は、これは、市民法の制度をそのまま実務で具体化していくルートと重なりあう。このときなぜ別系統に属する名誉法ルートが登場してくるのか、とえば、それは、これの方がむしろ使い勝手がよいからである。つぎに、「補充する」というのは、市民法の規定に頼るだけではどうしても不都合が生じてしまうときに、法務官が自由裁量により適宜補充を行なっていくケースを指す。ところで、名誉法上の制度が、市民法上の、いわば正統の制度と拮抗するほど強力な地位を確立した実績としては、以下の二つの場合がある。一つは、市民法上の「所有権」と名誉法上の「財産帰属性 (*in bonis esse* = 財産のなかにあること)」との対立のケースで、名誉法により法務官の手で守られている人は、市民法上の所有権者にも事実上対抗できるようなたしかな地位をもてるようになっている。もう一つは、市民法上の「相続」と名誉法上の「遺産占有」との対立のケースで、その遺産占有者は、相続人ではないが、相続人の地位にある者として、相続人に対しても保護されるようになっている。つまり、タテマエ上両者は明確に区別されているが、ホンネ上は両者は同じようなものであり、しかも現場担当者である法務官によって支えられているだけに、名誉法系のラインに位置しているものの方が実際には強力である。それで、さきの「補充する」場合について、この遺産占有の構造をあてはめてみると、市民法上相続人が存在しないような事態が生じたときにも、法務官は、諸般の事情を考慮して、誰かに遺産占有を与える。そして、もっともドラステックな

のは、市民法上でレッキとした相続人が存在するもかかわらず、法務官個人が、正規の相続がその法にもとづいて開始するのを不衡平と考えたとき、その相続人の相続財産請求の訴えに十分対抗できるようにして遺産占有を誰か他人に付与してしまうケースである。これが、三つ目の、市民法を「修正する」ことの中味である。そのインパクトは相当に強烈である。

#### 第五章 法律ラテン語格言ベスト・フォア

##### [A] <In dubiō prō reō> (イン・ドゥビオー・プロー・レオー)

(1) ここで、日本の法学界でもっともよく知られていると思われるラテン語格言「イン・ドゥビオー・プロー・レオー」の素性を洗ってみることにしよう。結論から言えば、これは、いわばローマに生まれ、中世で育ち、しかも、その力を失なってしまったあと、近代において見事にカムバックをはたした、格言の逸品である。

(2) <In dubiō prō reō>という命題は、簡潔で、その意味するところはこれら四語により十分に表現されているが、これに<jūdicandum est>[ユーディカンドゥム・エスト]という本動詞系の部分を補ってみれば、完全な文章となる。<in>は、この場合には奪格を支配する前置詞で、「～において」を意味し、<dubiō>は「疑問のある」を意味する形容詞<dubius>の単数中性奪格で、ここでは、名詞化し、前置詞<in>にひかれて、全体として「疑問のある[こと]において」という意味となり（もっとも、<dubiō>を、<dubium>[疑問]という名詞の単数奪格と読むやりかたも十分にありうるが）、一方、<prō>は「～のために」を意味する前置詞で、<reō>は、この場合、「被告人」を意味する<reus>の単数奪格である。さて、問題の<jūdicandum>は、「判定する」を意味する<jūdicō>の動形容詞<jūdicandus>の単数中性主格で、「判定されるべき[である]」を意味し、これは、いわゆる英語の<be>動詞に相当する<sum>[である]の現在三人称単数の<est>と組みあわさって（非人称的な感じの主語はかくれている）、いわゆる「動形容詞の述語的用法」をかたちづくる（動形容詞については[B]部門<1>・<153>の解説を参照）。これら二語の意味は、「それは判定（判断）されるべきである＝判定（判断）が下されるべきである」となる。もっとも、「疑わしきは被告人の利益にしたがう」という、よくお目にかかる邦訳の場合には、この<jūdicandum est>とは少しちがう動詞形の言葉が存在するものと想定されているようにも思われる。ところで、たとえば、以上のような文章全体の文法的説明の扱いであるが、この第二部は「読みもの」の章、とお考え頂いて、難解な文法事項についての解説や解析のところはひとまずパスして、どんどん先へ行って頂くようお願いしなければならない。もし、「文法のエッセンス」の手ほどき篇となっている後の第三部（「法律ラテン語文法のエッセンス」）をお読み頂いた後で、この第二部を、「読みもの」篇と

してのほかに、いわば「解きもの」篇として、文法的な観点から読みなおして頂ければ、ありがたいのであるが。

(3) さて、この格言は、『新法律学辞典』(有斐閣)では、「刑事訴訟法上、犯罪事実について検察官が立証責任を負い、証拠調べの結果裁判官が犯罪事実の存否につきいずれとも確信に達しないときは、被告人の利益なほうに決定するという原則」とあり、そして、『新法学辞典』(日本評論社)では、「『無罪の推定』: 英米法上の言葉で、『疑わしいときは被告人の利益に』との法諺に相当する。」とあり、また、『刑事法学辞典』(有斐閣)では、「犯罪事実につき被告人に挙証責任のないことを、表現したものである。」・「証明に関する法諺である。」とある。それぞれに、力点のおきかたに微妙な差があって、とても興味ぶかい。

(4) 説明の便宜上、<in dubiō> [疑問のある [こと] において] という前置詞句と、<prō reō> [被告(被告人)に有利に] という前置詞句(つぎの(5)以下で解説する)を別個に扱うことにしよう。

まず、<in>という前置詞と<dubio>という形容詞とからなる、前の方の<in dubiō>系についてであるが、古代ローマより後の時代の格言例には、①<In dubiō minus.> [疑問のある [こと] においては、いっそう少ない [もの] が [選びとられるよう。]] とか、②<In dubiō sequendum quod tūtius est.> [疑問のある [こと] においては、いっそう安全である [ことに] したがうべき [である。]] とか、③<In dubiō pars mītor est sequenda.> [疑問のある [こと] においては、いっそうおだやかな方にしたがうべきである。] とか、④<In dubiīs abstinē.> [疑問のある [こと] においては、さしひかえよ。] とか、⑤<In dubiīs prūdentē.> [疑問のある [こと] においては、慎重に。] とかの表現が見られる。①について: <minus>は、「少ない」を意味する<parvus>の比較級<minor>の単数中性主格が名詞化したもので (<minus>は「いっそう少なく」を意味する比較級副詞とうけとることもできる)、ここでも本動詞は省略されている。②について: <sequendum>は、一風変わったタイプの「デーポーネンティア動詞」([B]部門<6>の解説を参照) というものに関係する言葉で、このタイプの動詞である<sequor> [したがう] の動形容詞<sequendus> [したがわれるべき [である]] の単数中性主格であるが、ここに単数中性主格の形がきているのは、後述の関係代名詞<quod>の先行詞となる指示代名詞が単数中性主格のものと同定されているからである。それで、本来の意味の方は、「したがわれるべき」であるが、日本語では、「したがうべきである」というように能動風のニュアンスになってこよう。なお、さきの<jūdicandum est>の場合と同じように、<sequendum est>となるのが本来の姿であるが、その<est>は省略されてしまっている。<quod>は、関係代名詞<quī> [～が～す

るところの]の単数中性主格であり、省略されている先行詞(単数中性主格)にかかっている。〈tūtius〉は、〈tūtus〉[安全な]の比較級〈tūtior〉の単数中性主格である。「安全な」のところの訳は、「無難な」という通俗的表現をした方がよいかもしれない。③について：〈pars〉は「側」を意味する見出し語名詞で、それに〈mītis〉[温和な]の比較級〈mītior〉の単数女性主格(見出し語は、男性形と女性形とで同じであるが、本編では、他の部分の記述とのバランス上、異例であるが、単数男性主格の方を見出し語の形としておくことにする)の〈mītior〉がかかっている。〈sequenda〉は、さきの〈sequendum〉とはちがって、女性形に展開している。それは〈pars〉が女性名詞だからである。④について：〈dubiīs〉は、さきの〈dubius〉の複数中性奪格が名詞化したもので(さきの〈dubiō〉の方は単数形である)、〈abstinē〉は、〈abstineō〉[さしひかえる]の命令法現在二人称単数である。⑤について：〈prūdentē〉は、「慎重に」を意味する副詞である。

つぎに、古代ローマの学説法文のなかに見える表現例をいくつかあげる。

⑥〈Semper in dubiīs benigniōra praeferenda sunt.〉[疑問のある[こと]においては、つねに、いっそうゆるやかな[取扱い]が優先されるべきである。](*Gāius, D. 50, 17, 56*)では、〈dubiīs〉は、省略されている複数奪格形の名詞(たとえば「事柄」)を修飾する形容詞となっている。さきの〈dubiō〉は、その単数形の方の例である。〈semper〉は、「つねに」を意味する副詞で、〈benigniōra〉は、〈benignus〉[温和な]の比較級〈benignior〉の複数中性主格が名詞化したもので、〈praeferenda〉は、〈praeferō〉[優先させる]の動形容詞〈praeferendus〉[優先させられるべき[である]]の複数中性主格で、〈sunt〉は、〈sum〉[である]の現在三人称複数である(主語が単数なら、〈sunt〉ではなく、〈est〉になる)。

⑦〈Semper in obscūris, quod minimum est, sequimur.〉[明らかではない[こと]においては、つねに、最小である[ことに]私たちはしたがう。](*Ulpianus, D. 50, 17, 9*)は、さきの〈dubius〉ではなくて、同じようなニュアンスの形容詞〈obscūrus〉[明らかではない]の変化形がくる例である。〈obscūris〉は、その〈obscūrus〉の複数中性奪格(名詞省略)で、〈minimum〉は、〈parvus〉[少ない]の最上級〈minimus〉の単数中性主格で、〈sequimur〉は、さきのデーポーネンティア動詞〈sequor〉[したがう]の現在一人称複数(受動相)である。

⑧〈In rē dubiā benigniōrem interpretātiōnem sequī nōn minus jūstius est quam tūtius.〉[疑問のある事柄においては、いっそうゆるやかな解釈にしたがうことは、いっそう安全であるのと同じように、いっそう公正である。](*Marcellus, D. 50, 17, 192, 1*)は、これまでの〈in dubiō〉の句の場合とは異なって、〈dubius〉という形容詞が〈rēs〉という名詞を修飾し

ていることがよく見える例である。〈rē〉は、〈rēs〉[事柄]の単数奪格で、〈dubiā〉は〈dubius〉[疑問のある]の単数女性奪格で、〈benīgniōrem〉は、さきの〈benīgnior〉の単数女性対格で、〈interpretātiōnem〉は、〈interpretātiō〉[解釈]の単数対格で、〈sequī〉は、さきの〈sequor〉の現在不定法（受動相）で、〈nōn〉は、「ない」を意味する副詞で、〈minus〉は、さきの〈parvus〉の比較級の副詞扱いの形で、〈jūstius〉は、〈jūstus〉[正しい]の比較級〈jūstior〉の単数中性主格で、〈quam〉は、「～よりも」を意味する副詞で、〈tūtius〉は、〈tūtus〉[安全な]の比較級〈tūtior〉の単数中性主格である。〈nōn minus ~ quam〉は相関語である。英語の〈no less than〉のようなものとお考え頂ければよい。このような相関語は法文命題にしばしば登場する。[O]部門Vに相関語の一覧：p.64ff.が置かれている。

⑨〈In rē dubia magis infitiātiō quam affirmātiō intelligenda.〉「疑問のある事柄においては、肯定よりもむしろ否定が[あるものと]理解されるべき[である]。」(〈in rē dubiā〉という表現があることと関連して、便宜上、ここに、英法の格言をおくことにしている。この表現命題には、イギリスの論理学の影響があるように見うけられる；Godb.37；Bart. Max. 127)は、〈in rē dubiā〉系の表現である。〈rē〉は〈rēs〉[事柄]の単数奪格で、〈magis ~ quam〉は、「～よりもむしろ～」を意味する相関語で、〈infitiātiō〉は、見出し語名詞で、「否定」を意味し、〈affirmātiō〉は、見出し語名詞で、「肯定」を意味し、〈intelligenda〉は、〈intelligō〉[理解する]の動形容詞〈intelligendus〉[理解されるべき[である]]の単数女性主格である。本動詞〈est〉は省略されている。格言ではこのような省略型のものが多い。ついでながら、〈in rē dubiā〉系の、〈in rēbus dubiīs〉系の表現を紹介しておこう。これは、[C]部門で扱うシュルスという独特のキャラクターをもった人物のつくりあげた、いかにもシュルス風の命題である。〈In rēbus dubiīs plūrimī est audācia.〉(Syr.Sententiae,363)「疑問のある事柄においては、大胆さがもっとも価値のあるものである。」「大胆さ(思い切りのよさ)」のところを逆に「細心さ」にさしかえると、〈in dubiō prō reō〉の意味するところに接近する。〈rēbus〉はさきの〈rēs〉の複数女性奪格で、〈dubiīs〉は〈dubius〉[疑問のある]の複数女性奪格で、〈plūrimī〉は〈multus〉[多い]の最上級〈plūrimus〉の中性属格(「もっとも多い[価値]の」という表現である)で、〈audācia〉は見出し語名詞で「大胆さ」を意味する。刑事訴訟の歴史をずっと眺めてみると、「大胆に」有罪判決を下すのが流行となった暗黒の時代も、たしかにある。

⑩〈Nōn putō dēlinquere eum, quī in dubiīs quaestiōnibus contrā fiscum facile rēsponderit.〉「私は、疑問のある問題において、国庫に不利となるようなかたちで安易に答えるような人(裁判官)が誤まりを犯

すものとは考えない。] (*Modestinus, D. 49, 14, 10*) は、⑧の場合と同様に、被修飾名詞が見える例である（ただ、ここでは、名詞が、<rē>という単数形ではなくて、<quaestiōnibus>という複数形になっているところが、ちがう）。<putō>は、見出し語動詞（現在一人称単数形）で、「考える」を意味し、<dēlinquere>は、<dēlinquō> [誤まりを犯す] の現在不定法で（ここは難解な対格不定法の構文が登場する場面であるが、この対格不定法中の不定法——「対格不定法」——については [B] 部門<35>の解説を参照して頂きたい）、<eum>は、<is> [これ] の単数男性対格で（意味のうえでは主格扱いになるが）、<quī>は、見出し語関係代名詞で、「～が～するところの」を意味し、<quaestiōnibus>は、<quaestiō> [問題] の複数奪格で、<contrā>は、「～に不利に」を意味する前置詞で、<fiscum>は、<fiscus> [国庫] の単数対格で、<facile>は、「安易に」を意味する副詞で、<rēponderit>は、<rēpondeō> [答える] の接続法完了三人称単数である（同じ形は、直説法未来完了三人称単数のところにもあるが、法律ラテン語では、このような、関係代名詞にひかれた接続法系の構文の方がよく現われてくる）。

⑩ <Quotiēns(Quotiēs) dubia interpretātiō libertātis est, secundum libertātem rēpondendum erit.> [[問題の人物の] 自由身分 [の保有] の解釈に疑問が生ずるたびごとに、自由身分 [の保有] に有利となるように対応がなされるべきであろう。] (*Pompōnius, D. 50, 17, 20*) では、<quotiēs(quotiēns)> [～するたびごとに] という部分が<in dubiō>中の<in>という前置詞に相当するものとなっている、と見てよい。その<quotiēs(quotiēns)>は、「～するたびごとに」を意味する副詞で、<dubia>は、さきの<dubius>の単数女性主格で、<interpretātiō>は、見出し語名詞で、「解釈」を意味し、<libertātis>は、<libertās> [自由] の単数属格で、<est>は、「である」を意味する<sum>の現在三人称単数で、<secundum>は、「～に有利に」を意味する前置詞で、<libertātem>はさきの<libertās>の単数対格で、<rēpondendum>は、<rēpondeō> [答える] の動形容詞<rēpondendus> [答えられるべき [である]] の単数中性主格で、<erit>は、<sum> [である] の未来三人称単数である。主語は省略されている。そのほか、<In dubiō prō libertāte.> 「疑問のある [こと] においては、自由身分 [の保有] に有利に。」という、別表現の短縮形もある。<libertāte>は、奪格支配の前置詞（～のために）にひかれた、<libertās> [自由] の単数奪格である。

⑪ <Ubī dē liberandō quaeritur, ut facilior sis ad liberātiōnem.> [解除することにかんして問題とされるときには、君の心が解除する方向にいつそう傾くように。] (*Paulus, D. 44, 7, 47*) は、さきの<quotiēs(quotiēns)>の位置に接続詞の<ubi> [～するとき] が入ったものである（動詞の構文は、受動相がくるので、異なっているが）。<ubi>は、「～するとき」

を意味する接続詞で、<dē>は、「～にかんして」を意味する前置詞で、<liberandō>は、<liberō>[解除する]の動名詞<liberandum>[解除すること]の奪格(単数)で(動名詞については[B]部門<153>を参照)、<quaeritur>は、<quaerō>[問題とする]の受動相現在三人称単数で(主語は省略されている)、<ut>は、「するように」を意味する接続詞で、<facilior>は、<facilis>[～する気のある]の見出し語比較級で、<sis>は、<sum>[である]の接続法現在二人称単数で、<ad>は、「～へ」を意味する前置詞で、<liberātiōnem>は、<liberātiō>[解除]の単数対格である。

⑬ここで、ローマの文人の編みだした命題をあげておこう。<Quod dubitās, nē fēceris.>(Plin.Min.Ep.1,18; 1 Hale,P.C.300; Broom,Max.326)「君は、自身が疑問に思っている[ことを]やっしまわないう。」<quod>は関係代名詞<quī>の単数中性対格であるが、先行詞は見えない。<dubitās>は<dubitō>[疑う]の現在二人称単数で、<nē>は「ないように」を意味する接続詞で、<fēceris>は<faciō>[なす]の接続法完了二人称単数である(この形は現在についての禁止を表わすことになっている)。

(5) つぎに、<prō>という前置詞と<reō>という名詞とからなる、<prō reō>[被告(被告人)のための]>系の表現にあたってみよう。

⑭<In ambiguīs rēbus prō dōtibus rēpondēre melius est.>[あいまいな事柄においては、嫁資に有利となるように解答することが、いっそうよい。](Paulus,D.50,17,85)は、<In dubiō prō reō>の、文法面における原型としての資格を立派に備えた言いまわしである。その<prō reō>の<reō>が「被告・被告人」という「人」を指すのに対して、ここの<dōtibus>が「嫁資」という「物」を示すところにちがいがあがあるが、パターンは同じである。また、<rēpondēre>[解答すること]というのは、法学者が一種の鑑定である解答(回答)を外部にむかって出すことを意味するので、これは、さきの<jūdicandum>の表現のベースとなる<jūdicō>[[裁判官が]判断する]という動詞に近いニュアンスを帯びている。<ambiguīs>は、<ambiguus>[どちらとも言えない]の複数中性奪格が名詞化したもので、<dōtibus>は、<dōs>[嫁資]の複数奪格で、<rēpondēre>は、<rēpondeō>[答える]の現在不定法で、<melius>は、<bonus>[よい]の比較級<melior>の単数中性主格である。

⑮<Inter parēs numerō jūdicēs sī dissonae sententiae prōferantur in liberālibus quidem causīs, prō libertāte statūtum obtinet, in allīs autem causīs prō reō, quod et in jūdicīis pūblicīs obtinēre oportet.>[もし、自由身分[の有無]にかんする事案において、たしかに同数の裁判官のあいだで異なった見解が提示される場合には、自由身分[の保有]に有利となるように判断された[こと]が重んじられ、他方で、

他の〔種類の〕事案においては、被告に有利となるように〔判断されたことが重んじられる〕。そして、そのことは、公訴訟（刑事訴訟）においても重んじられるべきである。〕（*Paulus, D.42, 1, 38pr.*）は、〈*prō reō*〉という句をもっている、かなり珍しい法文例である。「裁判官の判断がまっ二つに割れるとき」とは、つまり、「疑問があるとき」でもあるので、そういった前提の部分は問題の〈*in dubiō*〉ともつながってくるわけである。〈*inter*〉は、「～のあいだに」を意味する前置詞で、〈*parēs*〉は、〈*pār*〉〔同等の〕の複数男性対格で、あとの〈*jūdicēs*〉にかかり、〈*numerō*〉は、〈*numerus*〉〔数〕の単数奪格で、〈*jūdicēs*〉は、〈*jūdex*〉〔裁判官〕の複数対格で、〈*sī*〉は、「～ならば」を意味する接続詞で、〈*dissonae*〉は、〈*dissonus*〉〔異なった〕の複数女性主格で、〈*sententiae*〉は、〈*sententia*〉〔見解〕の複数主格で、〈*prōferantur*〉は、〈*prōferō*〉〔提示する〕の受動相現在三人称複数で、〈*liberālibus*〉は、〈*liberālis*〉〔自由にかんする〕の複数女性奪格で、〈*quidem*〉は、「たしかに」を意味する副詞で、〈*causīs*〉は、〈*causa*〉〔事案〕の複数奪格で、〈*libertāte*〉は、さきの〈*libertās*〉の単数奪格で、〈*statūtum*〉は、〈*statuō*〉〔判断する〕の完了分詞〈*statūtus*〉の単数中性主格が名詞化したもので、〈*optinet*〉は、〈*optineō*〉〔重んじられる〕の現在三人称単数で、〈*aliīs*〉は、〈*alius*〉〔他の〕の複数女性奪格で、〈*autem*〉は、「他方で」を意味する接続詞である。〈*quod*〉は、〈*quī*〉〔～が～するところの〕の単数中性主格であるが、この場合、少し構造が変わって、継続的な訳しかたになり、「そして、そのことは」を意味する（『新ラテン文法』§250）。〈*et*〉は、「も」を意味する接続詞で、〈*jūdicīis*〉は、〈*jūdicium*〉〔訴訟〕の複数奪格で、〈*pūbliciīs*〉は、〈*pūblicus*〉〔公けの〕の複数中性奪格で、〈*obtinēre*〉は、さきの〈*optineō*〉の現在不定法で（対格不定法中の不定法については、[B]部門<1535>を参照）、〈*oportet*〉は、「～することを要する」を意味する非人称動詞（現在三人称単数形）である。ちなみに、このかなり長い命題は、〈*Paribus sententiis reus absolvitur.*〉（*Paulus, D.42, 1, 38pr.*）〔同数の判断においては、被告（被告人）は免訴される（無罪とされる）。〕という文章へと圧縮されて、いっそう格言らしくなっている。〈*paribus*〉は、〈*pār*〉〔同等の〕の複数女性奪格で、〈*sententiis*〉は、〈*sententia*〉〔判断〕の複数奪格で、〈*reus*〉は、「被告（被告人）」を意味する見出し語名詞で、〈*absolvitur*〉は、〈*absolvō*〉〔免訴する（無罪とする）〕の受動相現在三人称単数である。なお、〈*paribus sententiis*〉のくぐりだけは、絶対的奪格の構文とうけとめて、「判断が同数になるときには」と読むことができる（この難解な「絶対的奪格」については[B]部門<22>の解説を見て頂きたい）。ところで、現代では、〈*prō reō*〉の〈*reus*〉のところを「刑事被告人」と読み解くのがならわしとなっているが（もっとも、マスコミ用語では、刑事裁判の「被告



人」は、なぜか、依然として、「被告」といった、民事裁判風の表現になっている)、さきの法文命題の後半部が示唆しているように、この命題は、まず、民事訴訟の領域においてかたちづくられてきたものであった。現に、これまでに挙げたいくつかの法文例も、民事関連のものが中心となっている。

(6) 最後に、広い意味において、〈prō reō〉のはらむニュアンス・趣旨を別の言葉で表現しているともうけとれる学説法文の例を見ておこう。

⑩〈Satius enim esse, impūnītum relinquī facinus nocentis, quam innocentem damnārī.〉[実際、罪のない[人]に有罪判決が下されるよりも、罪のある人の悪行が罰せられないままにされてしまう方が、いっそうよいこと](*Ulpianus, D. 48, 19, 5pr.*) というのは、とてもモダンな響きをもった不定法(不定詞)止の言いまわしである。このような考えかたが生硬な古代ラテン語命題で表明されるのは、とても印象的である。〈satius〉は、〈satis〉[十分に]の比較級で、〈enim〉は、「実際のところ」を意味する接続詞で、〈esse〉は、さきの〈sum〉の現在不定法で、本動詞を欠いたまま、不定法で止められている。〈impūnītum〉は、〈impūnītus〉[罰せられない]の単数中性対格で、〈relinquī〉は、〈relinquō〉[残す]の受動相現在不定法(対格不定法中の不定法については、[B]部門<35>を参照)で、〈facinus〉は、〈facinus〉[悪行]の単数対格で、〈nocentis〉は、〈nocēns〉[罪のある人]の単数属格で、〈innocentem〉は、〈innocēns〉[罪のない]の単数男性対格が名詞化したもので、〈damnārī〉は、〈damnō〉[有罪判決を下す]の受動相現在不定法(対格不定法中の不定法については[B]部門<35>を参照)である。〈impūnītum〉も〈facinus〉も、〈innocentem〉も、対格であるが、なぜ訳文においては主格風の表現が、訳文において、そのような対格の形になっているかについては、[B]部門<35>で述べよう。

⑪〈Favōrābiliōrēs reī potius quam āctōrēs habentur.〉[被告は、原告よりもいっそう有利で(な位置に)ある[もの]と扱われる。](*Gāius, D. 50, 17, 125*)も、挙証責任の問題とのからみで、〈prō reō〉系のニュアンスをはらんでいる例である。〈favōrābiliōrēs〉は、〈favōrābilis〉[有利な]の比較級〈favōrābilior〉の複数男性主格で、〈reī〉は、さきの〈reus〉の複数主格である。〈potius〉は、「むしろ」を意味する副詞であり、「～よりも」を意味する副詞〈quam〉とあわせて、相関語として、「～よりも、むしろ～」の構文をつくる。〈āctōrēs〉は、〈āctor〉[原告]の複数主格で、〈habentur〉は、〈habeō〉[～と扱う]の受動相現在三人称複数である。

⑫〈In poenālibus causīs benignius interpretandum est.〉[罰にかんする状況においては、いっそうゆるやかに解釈がなされるべきである。](*Paulus, D. 50, 17, 155, 2*) 〈in〉は、「～において」を意味する前置詞で、〈poe

nālibus>は、<poenālis> [罰にかんする] の複数女性奪格で、<causīs>は、<causa> [事案] の複数奪格で、<benignius>は、<benignē> [寛大に] の比較級で、<interpretandum>は、デーポーネーンティア動詞<interpretor> [解釈する] の動形容詞<interpretandus> [解釈される(する)べき[である]] の単数中性主格である。

⑱<Interpretātiōne lēgum poenae molliendae sunt potius, quam asperandae.> [諸法律の解釈によって、罰は、厳しくされるよりも、むしろゆるやかにされるべきである。] (*Hermogeniānus, D. 48, 19, 42*) <interpretātiōne>は、<interpretātiō> [解釈] の単数奪格で、<lēgum>は、<lēx> [法律] の複数属格で、<poenae>は、<poena> [罰] の複数主格で、<molliendae>は<molliō> [ゆるめる] の動形容詞<molliendus> [ゆるめられるべき[である]] の複数女性主格で、<sunt>は、<sum> [である] の現在三人称複数で、<potius ~ quam> [~よりも、むしろ~] は、相関語の構文をつくる。<asperandae>は、<asperō> [鋭くする] の動形容詞<asperandus> [鋭くされるべき[である]] の複数女性主格である。「責任の認定」と「罰(刑罰・罰金)の決定」とは、理論上まったく別の問題であるが、<poena>という概念を広いめにうけとめると、問題の<prō reō>の考えかたに近いものも生まれてくる。

⑳ここで、法学者ではなく、一種の文人でもあったプーブリリウス・シユルス(前一世紀: 詳細は [C] 部門: p.1ff. を参照) の格言的命題を紹介しておこう。<Malō etiam parcās, sī ūnā est peritūrus bonus.> (*Pūblius Syrus, Sententiae, 485*) 「君は、もしよい [人] [と悪い人と] が一体となって滅びることになってしまう場合には、悪い [人] さえも許すべきである。」有罪の最終判断を下すさいにどうしても疑問点がのこってしまうような状況下では、「よい人」——つまり、無実・潔白な人——がまきこまれてしまわないようにするために、「悪い人」——つまり、有実の人——の認定を行なうさいの基準をきびしく(高く)しておくことも必要となってくるが、そこでは、まんまと処罰の網からのがれる「悪い人」も生じてくる。大善のためには、小悪もやむをえない、というわけである。<malō>は、<malus> [悪い] の単数男性与格が名詞化したもので、<etiam>は、「さえも」を意味する副詞で、<parcās>は、<parcō> [大切にする] の接続法現在二人称単数で、<sī>は、「場合には」を示す接続詞で、<ūnā>は、「一体となって」を意味する副詞で、<est>は、<sum> [である] の現在三人称単数で、<peritūrus>は、<pereō> [滅びる] の見出し語未来分詞(未来分詞については、[B] 部門索引中の「未来分詞」の項目を参照して頂きたい)で、<bonus>は、「よい」を意味する見出し語形容詞が名詞化したものである。

(7) ローマより後の時代に生み出されたこの手の格言の例として、以下の二つをあげておこう。

①<Odia sunt rēstringenda, favōrēs ampliandī.>[不利な扱いは制限されるべきであり、有利な扱いは拡充されるべき[である]].(Liber Sextus,5,13,15)<odia>は、<odium>[不利な扱い]の複数主格で、<rēstringenda>は、<rēstringō>[制限する]の動形容詞<rēstringendus>[制限されるべき[である]]の複数中性主格で、<favōrēs>は、<favor>[有利な扱い]の複数主格で、<ampliandī>は、<ampliō>[拡大する]の動形容詞<ampliandus>[拡充されるべき[である]]の複数男性主格である。

②<Tūtius semper est errāre aquietandō quam pūniendō.>[罰することにおいて誤まることよりも、無罪放免することにおいて誤まることの方が、つねにいつそう安全である。](Broom,Max.216;2 Hale,P.C.290)<tūtius>は、<tūtus>[安全な]の比較級<tūtior>の単数中性主格で、<errāre>は、<errō>[誤まる]の現在不定法で、<aquietandō>は<aquietō>[無罪放免する]の動名詞<aquietandum>の奪格(単数)(動名詞については[B]部門<153>の解説を参照)で、<quam>は、「より」を意味する副詞で、<pūniendō>は、<pūniō>[罰する]の動名詞<pūniendum>の奪格(単数)である。

(8) 以上のようなローマ法の法文データを基礎として、一二世紀以後のローマ法「ルネッサンス」の時期に、それらのローマ法文(法源)に対してコメントをつけていくかたちで、たとえば、<Ubi in dubiō absolvitur reus.>[疑問の[ある]ときには、被告(被告人)は無罪とされる。]( [B]部門<3636>)といった表現が作りだされた、という説明がある学者によってなされている。また、一五～一六世紀ころに、はじめて、<In dubiō prō reō.>という超簡潔な文型が文献に登場してきた、という説もある。しかし、この命題に象徴されるような、いわばヒューマニズムにあふれた優しい扱いは、その当時の刑事裁判の要請(つまり、厳格化)にうまく適合しなかったためか、やがてすたれる。たしかに、古代ローマ法へのストレートな回帰が時代の流行でもあった一三世紀ころには、はるかかなたの時代のローマ法の理念や制度でさえも強引に実務にうけいれられた可能性もあるが、しかし、時代のうつり変わりのなかで、「少々疑問が残っているような状況のもとでも、被疑者・被告人を有罪判決へとひきずっていく方が、社会秩序の維持のためには得策である」といった、ある種の刑事政策的考慮が働いたせいで、そのようになっていったのであろうか。その後、一九世紀になってはじめて、ようやく、この発想が刑事司法の大原則の地位にまで高められることになったようである(一八一二年にシュテューベルという人の記した言葉がこの命題成立のきっかけになったとされている)。こ

のようなヒストリーをかえりみれば、古代ローマ法流のいわゆる「プロー・レオー」原則というものも、なかなかいい線をいっていたものと判断してよかろう。それに、古代ギリシアの大哲人アリストテレスもこのような趣旨のことを書き記しているし、中国にも、「罪の疑わしきは軽く、功の疑わしきは重く」（書経・大禹謨）といった教えがあるから、物事をつきつめて考えていくと、時と場所のちがいをこえて同じような結論が出てくることもあることが知れる。もっとも、人権尊重の要請がたかまった今日においてさえも、「有罪かどうか疑いが残るようなケースでも、どんどん罰する方向へひっぱっていくべきである。その方が無難である。」といった考えかたが根絶されたわけではないので（とりわけ、わが国では、なぜかこういった考えかたが根絶されたとも言えない状況にある）、ローマ法以来の刑事法の大原則に対しても敵は隠然たる勢力をもちつづけている、と考えるおかなければならない。歴史はいつもこのようにジグザグの動きをするのであろうか。

（9）以上のようなわけで、これら二つの前置詞句に言葉を補って訳をつけると、「（どうしても）疑問点が残ってしまう〔こと〕においては、被告（人）に有利となるようなかたちで〔事案が判断されるべきである〕。」というようになってこよう。その昔、「疑わしきは罰せず」という、少しあいまいな表現が学界でもマスコミでも全盛をきわめていたが、昨今では、「疑わしきは被告人の利益に」という表現が支配的となっているようである。しかし、筆者としては、原語のニュアンスもくんで、「疑問のある〔こと〕においては（場合には）、被告人に有利に（被告人の利益となるように）」と表現しておきたい。もっとも、いくらか文語風に、〈in dubiō〉のくだりを、ターゲットをしぼりこんで、「罪の疑わしきは」と表現してもかまわないと思うが。

（10）〔B〕部門の索引（〔P〕部門）には「〈In dubiō・dubiīs〉論」という項目がおかれているので、このルートでも情報を検索して頂きたい。

〔B〕〈Nūlla poena sine lēge. Nūllum crīmen sine lēge.〉（ヌーッラ・ポエナ・シネ・レーゲ；ヌーッルム・クリーメン・シネ・レーゲ）

（1）日本でも、諸外国の場合とおなじように、法学書のなかに、あの「罪刑法定主義」概念の実質的内容をなすスローガンとして、このラテン語群がもちだされることが多いが、かりに上のような順番でラテン語をならべるとすると、「刑罪法定主義」という訳になってくる。常識的に考えて（理論的に考えればまた別になってくるかもしれないが）、市民（国民）の側が第一に関心をもつべきなのは、「はたして自身がどのような刑罰（poena）をうけることになるのだろうか？」といった、いわばホンネの問題であって、「実際に自身がどのような犯罪（crimen）にかかわったことにされるのか？」

といった、いわばタテマエの問題ではなからう。理論的・抽象的なものよりも、具体的・具象的なものを大切にする傾向をもつローマ人も、同じように、まず、刑罰の仕組みの方に関心をもっていたようである。ローマ法に「罪法定」関連の法文資料としては適当なものがあまり存在しないと思われるのに対して、「刑法定」の方については、法文資料がいくらか存在するもの（もちろん、現代にまでうまく伝わってきているものについての話であるが）、あるいはその一つのあらわれと見てよいかもしれない。

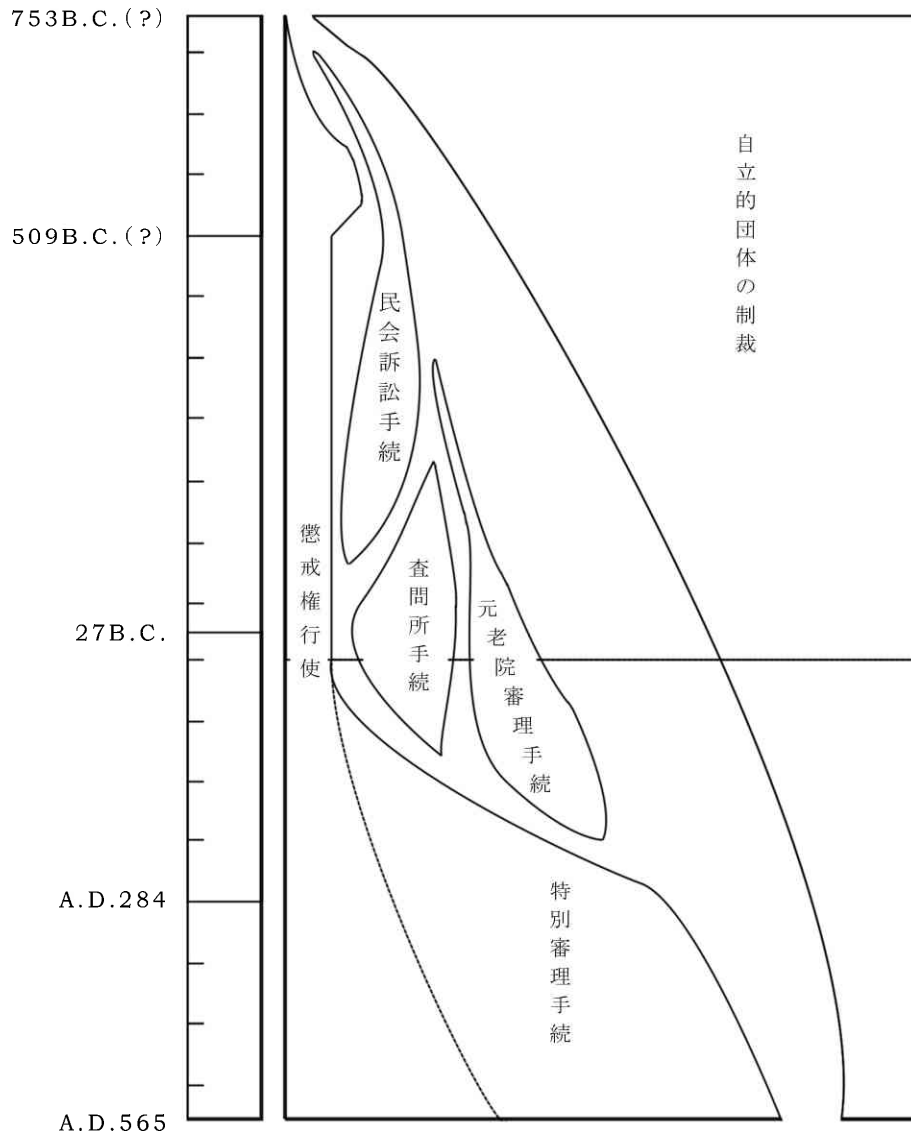
(2) 上の法命題の構文について文法的に見てみよう。代名詞的形容詞<nūllus> [いかなる～も～ない] と前置詞<sine> [～なしに] との、とてもメリハリのきいた組みあわせの例（本動詞は省略されている）は、古代のローマ法の資料のなかにはまだ存在しないように思われるが、比較的後の時代の表現例としては、以下のものがある。<Nūlla mora sine petitiōne.> [請求なしには、いかなる遅滞もな [い。]]、<Nūlla vēnditiō sine pretiō.> [代価なしには、いかなる売却もな [い。]]、<Nūllum crīmen sine poenā.> [刑罰なしには、いかなる犯罪もな [い。]]、<Nūlla poena sine regimine lēgālī.> [適法な処理なしには、いかなる刑罰もな [い。]]、<Nūlla āctiō sine lēge.> [法律なしには、いかなる訴権もな [い。]] などがそれである。<nūlla>は、<nūllus> [いかなる～も～ない] の単数女性主格で、<mora>は、「遅滞」を意味する見出し語名詞で、<sine>は、「～なしに」を意味する前置詞で、<vēnditiō>は、「売却」を意味する見出し語名詞で、<petitiōne>は、<petitiō> [請求] の単数奪格で、<pretiō>は、<pretium> [対価] の単数奪格である。<nūllum>は、さきの<nūllus>の単数中性主格で、<crīmen>は、「犯罪」を意味する見出し語名詞で、<poenā>は、<poena> [刑罰] の単数奪格である。<regimine>は、<regimen> [処理] の単数奪格で、<lēgālī>は、<lēgālis> [適法な] の単数中性奪格である。<āctiō>は、「訴権」を意味する見出し語名詞で、<lēge>は<lēx> [法律] の単数奪格である。それで、以上の文法的解説から御理解いただけるように、表題の、よく知られた格言の直訳は、「法律なしにはなんらの刑罰もな [い。] 法律なしにはなんらの犯罪もな [い。]」である。もっとも、学問の世界では、もっとスマートに、「法律なければ刑罰なし。法律なければ犯罪なし。」の邦訳が用いられている。

(3) さて、①<Poena nōn irrogātur, nisi quae quāque lēge vel aliō jūre speciāliter huic dēlictō imposita est.> [刑罰は、各々の法律もしくは他の法によってとくにこの（問題の）犯罪について定められた [もの] 以外は、科せられない。]（*Ulpianus, D. 50, 16, 131*）と、②<Poenae certae singulōrum peccātōrum sunt.> [一定の刑罰が各個の犯罪について存在する。]（*Labeō, D. 50, 16, 244*）との二つの命題が、いちおうのところ、

表題の有名な近代の法格言のローマ版とでもひとまず形容できるものである。まず、前者では、<lēx> (<lēge>)、<jūs> (<jūre>) とが規範ないしは法源としてあげられているが、<lēx>を「法律」と、<jūs>を「法」と、とりあえず訳しだしておく（これらの概念の意味内容には、時代的変遷がかなり見られる）。<nōn irrogātur> [科せられない] という本動詞の部分をも <nūllus> [いかなる～も～ない] という代名詞的形容詞にさしかえ、同時に、<nisi> [～以外には] という接続詞（英米法上の <nisi prius> [ナイサイ・プライアス] と関係がある）でひかれる節の意味するところをも <sine> という前置詞を用いた句にさしかえて圧縮してできあがったのが、<Nulla poena sine lēge.> ということになってこよう。①について：<poena>は、「刑罰」を意味する見出し語名詞で、<nōn>は、「～ない」を意味する副詞で、<irrogātur>は、<irrogō> [科する] の受動相現在三人称単数で、<nisi>は、「～でないかぎり」を意味する接続詞で、<quae>は、<quī> [～が～するところの] の単数女性主格で、その先行詞は <poena> である。<quāque>は、<quisque> [各々の] の単数女性奪格で、<lēge>は、<lēx> [法律] の単数奪格で、<vel>は、「あるいは」を意味する接続詞で、<aliō>は、<alius> [他の] の単数中性奪格で、<jūre>は、<jūs> [法] の単数奪格で、<speciāliter>は、「とくに」を意味する副詞で、<huic>は、<hic> [この] の単数中性与格で、<dēlictō>は、<dēlictum> [犯罪] の単数与格で、<imposita est>は、<impōnō> [定める] の受動相完了三人称単数である（ここの <est> は、単数女性主格に展開している完了分詞 <impositus> とあわさって、完了時称をかたちづくっている——英語風の受動相現在ではない）。②について：<poenae>は、さきの <poena> の複数主格で、<certae>は、<certus> [確定した] の複数女性主格で、<singulōrum>は、<singulī> [一つずつの] の複数中性属格で、<peccātōrum>は、<peccātum> [犯罪] の複数属格で、<sunt>は、<sum> [存在する] の現在三人称複数である。ところで、後者は、表題の簡潔な法格言とストレートにつながっているわけではないが、「個別的な犯罪について個別的に特定の刑罰が用意されている」点を明確にした命題で、全体として、前者の法文に見える <speciāliter> [とくに] の個所と関連があると見ることにした。ローマの法学者は、個々の犯罪ごとに刑罰がきちんと設定されてきているところをこの命題によって表現しようとしたのであろう。

(4) さて、ここでローマの刑事裁判制度の変遷と仕組みについて見ておこう。私見では、古代ローマ一〇〇〇年の制度史のなかには、「罪刑法定」によく似たシステムがそれなりに認められているのであるが、その点については時代の流れのなかで考察してみる必要が存在するからである。

(a) 刑事裁判展開図



※「自立的団体の制裁」は、部族・氏族や、その後を継ぐ大家族それ自体による、いわば内部的な制裁のことである（ここでは裁判類似の手続がとられることもある）。この種の制裁においては、タテマエ上は、家長などの組織のトップに自由な処分・処理が許されているが、ホンネでは、その社会の常識＝良識にのっとり、それなりに理にかなった処分・処理がなされるのがならわしである。ローマにも世間体というもののはちゃんと存在

するからである。

※「民会訴訟手続」は、タテマエとしては、ローマの全市民が出席することになっている、ある民会を法廷として用いる訴訟のことで、比較法上よく見られる、いわゆる「民衆裁判」の原型の一つである。

※「懲戒権行使」は、一年任期の政務官＝官吏＝政治家がその命令権（職種）の範囲内でいわば警察的に独断で執行する制裁方法である（裁判のような対審的な構造はここには見られない）。

※「元老院審理手続」は、上流階層によって構成される組織である元老院で、そのメンバーの非行に対して発動されるものである。

※「特別審理手続」は、中世以降の糺問式刑事訴訟の元祖で、いかにも帝政的な刑事手続である（現在の日本の刑事裁判は、ここから発した流れのなかに位置する）。

※ 表全体について言えば、左半分の三角形の群は、一応のところ、国家権力の枠内での制裁を示し、一方、右の逆三角形は、それ以外の制裁を示し、後者が時代が下るとともに前者によって侵食されていくさまをごく模式的に表現している。

(b) つぎに、本論として、模式図の中央に位置する「査問所手続」というものが罪刑法定システムの母胎となっている点について述べよう（査問所については、[J] 部門第二章：p.4ff.の記述を御参照頂きたい）。①ローマ市のフォルム（公共広場）で、公開の裁判を指揮・監督するのは、法務官（この人物は、専門官ではなくて、むしろ政治家なので、法的素養はかならずしもない）の一人であるが、彼は、抽選で、毎年、各犯罪類型ごとに裁判担当を決められる。民事訴訟の指揮を担当するのは別の二人の法務官である。②訴追者（私人で、多くはギリシア流の弁論術を習得したプロ）が自らのイニシヤティヴで訴追を行なっていく（現代の検察官のような公職者は存在しない）。③当該査問所の数十名の審判人は、主として元老院階層者から構成されている人のリストのなかから、抽選によって各事案ごとに選任される。④審判人は、犯罪事実を確定する、という事実問題に決着をつけることとあわせて、法律にからんだ、いわゆる法律問題も審理する。有罪の認定がなされると、法定刑が自動的に宣告される（このとき、被告人の国外退去——つまり、亡命——が黙認されるのがならわしとなっている）。

(c) 以上が査問所手続の全体像であるが、つぎに、ポイントとなるところを重点的にひろってみよう。①各個の査問所手続は、各個の犯罪についてそれぞれ制定される査問所設置法＝法律＝制定法をベースとしている。②ローマ市民を裁く刑事手続である（実際のところは、ローマ市在住の有産市民に適用されるだけであるが）。③犯罪とされるものは個別的に制定法



によって明示されるが、共和政中～末期（前二～前一世紀）においては、毒殺および刺殺、遺言・貨幣の偽造、不法侵害、反逆、不法利得、選挙にかんする不正行為、公物窃盗、姦通、公暴力・私暴力などが、順次、犯罪類型として設定されていった（強盗、単純窃盗などは、民事訴訟で処理される）。④手続を構成するのは、私人訴追者、被告人（弁護人がつく）、指揮政務官、私人審判人の四者であるが、前二者の対等の対抗関係が訴訟の中軸を構成する（上下の権力関係のようなものはここには存在しない）。⑤刑罰は法定されている（刑罰のヴァリエーションは少なく、極刑が科せられることになっている）。⑥第一審が最終審である。⑦理念的には、この手続を、民主的な色あいまたしかにある共和政の精神を刑事裁判の分野で体现したもの、として高く評価できるが、その反面、私人訴追者が、個人の利益の確保に走って、あまりに自由に動きすぎるために手続が不安定になりやすいこと、手続がかなり煩雑で事件処理能力が低いこと、法学者が民事事件にしか事実上関心を示さない関係で、司法分野における唯一のプロである法学者の側からのコントロールが働かないことなど、重大な構造上の欠陥も数多くかかえている。

（d）査問所手続は、皇帝への権力集中が強まってきた、紀元後の帝政時代においてしだいにすたれ、最終的には特別審理手続（職権審理手続）にとってかわられてしまう。それで、「罪刑法定」という点について見てみると、この特別審理手続においては、まず、「罪」の枠組みがゆるめられ、ルースになる。これにより、具体的な局面で臨機応変の動きをすることが当局に可能となったのであるが、皇帝が独力で法（刑事法）を創出できるような状況が生じてきたこともこれと内面的に関連している。それでも、全体として見れば、「罪が法定されている」という構造それ自体は変わることはなかった。つぎに、「刑」については、刑法定システムから量刑自由システムへと移行し、犯情に応じて適切な刑罰を選択することが裁判官（査問所手続における審判人の位置に、官吏であるこの裁判官が入り、証拠調べもして、判決を下す）に可能となった。それでも、「刑が法定されている」という構造は維持されたものと見てよい。このように、共和政時代の物の考えかたをある意味では体现するような「罪刑法定システム」は、もともとそれなりに固い形を特徴としていたのであるが、帝政時代には、そのシステムは全体として軟化してしまう。それでも、帝政時代には、それまでの時代の場合とは異なって、法学者が国政全般にわたって皇帝を官僚として補佐する体制ができあがってきたので、刑事裁判の安定性はこれによりむしろ逆に確保されるようになる。もっとも、時の皇帝が恣意的な裁判運営をしたりすれば、その安定性は大きく揺らぐが、そのようなケースは、「法の国」を自負するローマではやはり例外的な現象である、とひとまず考え

ておいてもよいであろう。以上の点については [J] 部門第三章：p.18ff. において再論することになっている。

[C] <Pacta sunt servanda.> (パクタ・スト・セルワンダ)

(1) 日本の専門家のあいだでもよく知られているこの格言の原文は、ラテン語の<Pacta sunt servanda.>である。実に興味ぶかいことに、この広い世界において、古典的で正統のラテン語発音が教えられているのはおそらくわが日本の場合だけなので（他の欧米の国々では、お国なまりまるだしの、各国まちまちな発音がまかりとおっている）、世界に誇る日本の知的水準を反映した表記法を学問の世界で用いるのが筋道のおったやりかたであろう（小学校におけるローマ字（ローマの字!）教育の成果がこんなところに現われてくるのは、いかにも面白い）。さて、ラテン語では、もともと、<V>と<U>とはいわば同じようなものなので、<V>は<U>系統の発音になってくる。私たち昭和世代には昔懐しい、特別の(?)響きもある、鷗外の作品「キタ・セクスアリス」にある「キ」は、古い日本語の奥床しさを感じさせてくれる音であるが、実は、表題に見える「ワ」は、この「キ」の仲間である。そのようなわけで、日本の法学教科書によく出てくる「セルヴァンダ」や「セルバンダ」は、——いくらか厳密に言えば——ラテン語ではないことになる（「セルヴァンダ」というのはラテン語のもう一つの表記法であろうが、「ワールドシリーズ」を「ウァールドシリーズ」とは言わない日本語の例にもならって、ここではひとまず「ワ」説の方をとっておこう）。

(2) まず、この命題を文法的に解析してみれば、つぎのようになる。<pacta>は、<pactum> [合意] の複数主格で、<sunt>は、<sum> [である] の現在三人称複数で、<servanda>は、<servō> [守る] の動形容詞<servandus> [守られるべき [である]] の複数中性主格である（あの<referendum> [レフェレンダム（ラテン語）＝レファレンダム（英語・日本語）：国民投票] と同じ文法範疇に属する言葉であり、独語の、未来（受動）分詞的表現である<zu ~end~>とよく似た風情のものである）。このほか、すでに、<sequenda>、<intelligenda>、<rēstringenda>、<ampliandi>などの動形容詞の用例が登場してきている。動形容詞については [B] 部門「索引」の「動形容詞」のところを参照して頂きたい。それで、全体として、こここのところの試訳は、「合意は守られるべきである」となる。そのほかに、構文をがらりと変えて、「合意は拘束する」と軽やかに訳しだす手法もあるが、日本語の「べきである・べし」という、バタくさい訳法も、格言領域では今でも十分に使えるので、あえてこのように言いかえる必要もなからう。このさい、そもそも邦訳の作法においては、「[もともとのラテン語の] 文体は保持されるべきである」というようにして頂きたいと、ごく控え目

に提言させて頂くことにする。もっとも、「守られなければならない」という、長々しい口語調の表現になったとしても、これにはとくに異論はとなえないことにする。それから、「合意」のところに「約束」あるいは「契約」という訳をあてるのは、文脈しだいで十分に可能である。本編では、ローマ法とのからみで「合意」という訳をつけているだけである。

(3) この「パクタ・スント・セルワンダ」は、国際法の領域では、条約の拘束力を基礎づける原理をコンパクトに述べたものとして、有名である。この国際法では、発効した条約は当事国を拘束し、その当事国は条約を誠実に履行する義務を負うものとされているからである（条約法に関するウィーン条約第二六条）。一方、民事法（国内法）の原理ないしは基本ルールとしても、この命題は重要な意味をもっている。ただ、日本独特の法文化の枠内で考えてみると、「契約（合意）は守るべきである」という大命題に対するものとして、「契約（合意）を状況しだいでは守らないことも認めてほしい」という甘えた発想も根強いのが注目点である。「どうしてそういったいわばルースな現象がこの日本に生じ、はびこっているのか？」という問題については、またの機会に考えてみたい。これは「比較法文化論」の研究テーマである。

(4) 本論に入ろう。「パクタ・スント・セルワンダ」はローマ法で生みだされた命題であろうか。厳密にはそうでない。法学界で知られている格言のなかには、真正のローマ法格言というものはあまり多くないが、しかし、ローマ法になんらかのルーツをもち、そして、中世、近世などの後の時代でそれぞれの時代相のなかで磨かれ、活用され、大いに有名となり、現代にまで伝わってきているものも、ローマ法起源の命題に組入れてよいとすれば、この命題には、「メイド・イン・ローム」という形容詞をつけてもらう資格が十分にある。以下に、ローマ法の資料をフォローしながら、「パクタ・スント・セルワンダ」論の周辺を洗ってみよう。

① <Quid tam congruum fidēi hūmānae, quam ea quae inter eōs placuērunt servāre?> [彼ら（当事者）のあいだで納得したことを守ることほど人の信義に合致しているものがなにか [ある] か?] (*Ulpianus, D. 2, 14, 1pr.*) これは、信義（フィデース）を重んずるローマ人が、「合意を守る」ということの大切さを彼らなりに宣明したものであるが、「パクタ・スント・セルワンダ」と同じライン上の考えかたを示している。いずれにしても、合意を関係者がたがいに守りぬく、ということが人間の社会の根本規範である点は、ほとんど証明を必要としない自明の理——いわば自然法——であろう。しかし、問題は、なんらかの事情で合意・約束が守られないような事態に人がたちいたったときにはどうなるか、という点にある。もっともゆるやかな扱いは、と云えば、それは、合意によってなんらかのことをな

すよう義務づけられている側の自発的・自主的な動きを相手方がいつまでも待つ、というものであろうが、十分にきびしい法社会にまで到達していたローマの社会では、そのようなことが容易に許されるはずもなかった。それどころか、訴訟の手段に訴えてでも、合意の内容ないしはそれにかわるべきものを実現させる手続が、一定の枠内で発達してきている。ところで、人の最終的な責任のとりかたは、もちろん現代の場合とはまったく異なっており、自身の身体それ自体でもって償いをするのである。極端な場合、ローマ市民でも、債務奴隷に身をおとさなければならない（つまり、その者は厳密な意味での「人間」ではなくなってしまう）。このさい、「パクタ・スント・セルワンダ」は、美辞麗句などではなく、「合意はちゃんと守ってもらう」という、冷たく鋭い取りきめを意味する命題と見ておいた方が無難であろう。さて、〈quid〉は、疑問代名詞である〈quis〉[誰が〜か?]の単数中性主格である。〈tam〉は、「それほどに」を意味する副詞で、後にくる副詞の〈quam〉[よりも]とあわさって、「〜ほど、それほど〜」を意味し、〈congruum〉は、〈congruus〉[適切な]の単数中性主格で、〈fidēi〉は、〈fidēs〉[信義]の単数与格（「与格」というのは、独語の三格と部分的に対応する用法をもっている）で、〈hūmānae〉は〈hūmānus〉[人の]の単数女性与格である。〈ea〉は、さきの〈is〉[これ]の複数中性主格であって、つぎの、〈quae〉という関係代名詞の先行詞となっており、〈quae〉は、〈qui〉[〜が〜するところの]の複数中性主格で、〈inter〉は、「〜のあいだに」を意味する前置詞で、〈eōs〉は、さきの〈is〉の複数男性対格で、〈placuerunt〉は、〈placeō〉[気に入る]の完了三人称複数で、〈servāre〉は、〈servō〉[守る]の現在不定法である。なお、本動詞（「である」）は、いつものように、省略されている。

②ローマ法では、所定の形式・方式や儀式を経由していない、いわば「裸の」たんなる合意・約束からでも、つねに訴訟の形式によるアクティヴな追及・追求が可能になっている、という、物わかりのよい状況になっているわけではない。それは〈Ex pactō āctiōnem nōn nāscī〉[合意からは訴権が生じないこと]（C.J. 2, 3, 10）が原則となっているからである（C.J. については第四部第一章の凡例 1° : p.108ff.を参照）。「訴権が生じない」というのは、極論すれば、権利を訴訟の場で徹底的に追求する道が閉ざされていることなので、「パクタ・スント・セルワンダ」という考えかたには実質的なサンクションが欠ける事態も生じてくるわけである。この②と内容的に関連する学説法文として、③〈Interdum ex pactō āctiō nāscitur, quotiēns lēge vel senātūs cōsultō adjuvātur.〉[ときには、[合意が]法律あるいは元老院議決によって支えられるたびごとに、[その]合意から[でも]訴権が生ずる。]（Ulpianus, D. 2, 14, 6）、④〈Nūda pactiō obligātiō

nem nōn parit, sed parit exceptiōnem.) [たんなる合意は、債務関係は生みださないが、しかし、抗弁は生みだす。] (*Ulpianus, D.2, 14, 7, 4*) とがある。②について：<ex>は、「～から」を意味する前置詞で、<pactō>は、<pactum> [合意] の単数奪格で、<actiōnem>は、<actiō> [訴権] の単数対格で、<nōn>は、「～ない」を意味する副詞で、<nāscī>は、デーポーネンティア動詞<nāscor> [生まれる] の現在不定法（受動相）である（この文章は、対格不定法を構成する不定法で止められていて、不完全なものである——対格不定法については [B] 部門<35>を参照）。③について：<interdum>は、「ときには」を意味する副詞で、<actiō>は、「訴権」を意味する見出し語名詞で、<nāscitur>は、さきの<nāscor>の現在三人称単数（受動相）で、<quotiens>は、「～するたびごとに」を意味する副詞で、<lēge>は、<lēx> [法律] の単数奪格で、<vel>は、「あるいは」を意味する接続詞で、<senātūs>は、<senātus> [元老院] の単数属格で、<cōnsultō>は、<cōnsultum> [決定] の単数奪格で、<adjuvātur>は、<adjuvō> [助ける] の受動相現在三人称単数である（主語はかくれている）。④について：<nūda>は、<nūdus> [たんなる] の単数女性主格で、<pactiō>は、<pactum>と同じように、「合意」を意味する見出し語名詞で、<obligatiōnem>は、<obligatiō> [債務関係] の単数対格で、<sed>は、「しかし」を意味する接続詞で、<nōn ~ sed> [～ではなくて、～] という相関語を構成する。<parit>は、<pariō> [生む] の現在三人称単数で、<exceptiōnem>は、<exceptiō> [抗弁] の単数対格である。

以上の法文から知られるように、ローマ法上の制度としての<pactum>、および、それとほぼ同義の<pactiō>は、「パクタ・スント・セルワンダ」という立派なタテマエ（かまえ・スローガン）によってきれいに飾られているけれども、ホンネ（実質＝訴求力）の面ではもう一つ強力ではなかった。<pactum> [合意] が、同じ約束ごとのなかでも、<contractus> [契約] や<stipulatiō> [問答契約] とちがうのは、その点である。つまり、これらは、契約にもとづいて生ずる債務関係（これと区別されるものに、不法行為から生ずる債務関係がある）に関連する概念で、ここでは、訴訟による徹底的な債務またはそれにかわるものの追求が正式に認められていたからである。こちらのタイプの債務関係には、物による債務関係、言語による債務関係、文書による債務関係、合意によって締結された債務関係（*obligatiō cōnsēnsū contracta*）の四つがあるが、近代の法制の下で認められている契約類型の多くがこの範疇のなかに入っている。ところで、表題の格言と深い関連のあるテーマとして、第四の型である「合意によって締結された債務関係」についてふれておかなければならない。これは、物の給付もせず、わずらわしい形式行為を介在させなくても、当事者間に義務づけを生

じさせるための意思の合致 (*cōnsēnsus*) (無方式のものでもよい) がありさえすれば、いわゆる「契約」が成立する、というタイプのものである。売買、賃約 (使用賃貸借・用益賃貸借、雇傭、請負)、組合、委任といった経済的に重要な契約類型がここに含まれているが、その仕組みは、「たんなる合意のようなものには完全な力を与えない」とする法思想の一大例外をなすものであり、ローマ人の頭の柔軟さを示す好例となっている。

(5) 結論を述べよう。〈*pacta*〉(単数形は〈*pactum*〉) が、本来は、市民法 (正規のローマ法) に依拠するかたちでは請求 (訴求) することのできない債務契約を指していた関係で、ローマにおいて「*パクタ・スト・セルワンダ*」の意味は弱いものとなるけれども、しかし、ローマ人がすばらしい法技術として後世に残してくれたさきの第四の型 (一応「諾成契約」タイプと名づけておこう) などにかんしては、この格言の精神はローマ法でも十分に妥当しているのである。

(6) 「*パクタ・スト・セルワンダ*」をめぐる現代日本のさまざまな問題点については、拙著『*タテマエの法・ホンネの法*』(第四版・日本評論社・2009) の記述を御参照頂ければ、幸いである。

[D] 〈*Nūllus vidētur dolō facere, quī suō jūre ūtitur.*〉 (ヌーッルス・ウィデートウル・ドロー・ファケレ・クイー・スオー・ユーレ・ウーティトゥル)

(1) 日本では、一九三五年に出された、いわゆる「宇奈月温泉事件」の大審院判決を通じて、「権利は濫用されるべきではない」という考えかたが判例において確立し、その後、これは、一九四七年の民法改正によって明文化されている。ここで、「権利の行使にはおのずと限界がある」という思想の確立にいたるまでの過程を、いくらか歴史的に検証してみよう。まず、(2) の (A) で、ローマの法源をフォローし、つぎに、(B) で、それ以後の時代の法命題をとりあげ、最後に、(3) 以下で全体的な概観を試みる。

(2) (A) — ①

〈*Nūllus vidētur dolō facere, quī suō jūre ūtitur.*〉 (*Gāius, D. 50, 17, 55*) [自身の権利を用いる人は、誰も、悪意で行動するものとは見られない。] ……この命題は、ローマ法の学説において磨きあげられ、最終的に六世紀の法典編纂のさい法文化されたものである。これが、学説彙纂の第五〇巻の同じ章におかれているつぎの法文 (A) — ②とあわさるかたちで、ローマ法の基本的な原則 = 原理を示すものとなっている、とひとまず考えてみることは許されるであろう。〈*nūllus*〉は、「なんらの～も～ない」を意味する見出し語の代名詞的形容詞が名詞化したもので、〈*vidētur*〉は、〈*videō*〉 [見る] の受動相現在三人称単数で、〈*dolō*〉は、〈*dolus*〉 [悪意] の単数奪格で、〈*facere*〉は、〈*faciō*〉 [なす] の現在不定法で (主格不定法中の不定法であ

る：主格不定法については [B] 部門<35>の解説を参照)、<quī>は、「～が～するところの」を意味する見出し語関係代名詞で、<suō>は、<suus> [それ自身の] の単数中性奪格で、<jūre>は、<jūs>の [権利] の単数奪格で、<ūtitur>は、デーポーネンティア動詞<ūtor> [用いる] の現在三人称単数 (受動相) である。

(A) — ②

<Nēmō damnum facit, nisi quī id fēcit, quod facere jūs nōn habet.> (*Paulus, D.50, 17, 151*) [誰も、なす権利をもたないことをしたのではないかぎりには、損害を生じさせない。] ……この命題は少しもってまわった表現のものであるが、結局のところ、(A) — ①と同じようなことを表現するものとなっている。法学者の格から言えば、さきのガーイウスよりも、このパウルスの方がはるかに上であるが、文章命題の簡潔さ、という点ではガーイウスの才能がパウルスのそれをうわまわるものと見たい。<nēmō>は、「誰も～ない」を意味する見出し語名詞で、<damnum>は、<damnum> [損害] の単数対格で、<facit>は、さきの<faciō>の現在三人称単数で、<nisi>は、「～ないかぎりには」を意味する接続詞で、<id>は、<is> [これ] の単数中性対格で、<fēcit>は、<faciō>の完了三人称単数で、<quod>は、さきの<quī>の単数中性対格で、<jus>は<jus> [権利] の単数対格で (<jus>には、このほかに、「法」という重要な意味もある)、<nōn>は、「～ない」を意味する否定の副詞で、<habet>は、<habeō> [もつ] の現在三人称単数である。

(A) — ③

<Quī jūre suō ūtitur, nēminī facit injūriam.> (*Paulus, D.50, 17, 151*) [自身の権利を用いる [人は]、誰に対しても不法侵害をなさない。] ……<nēminī>は、さきの<nēmō> [誰も～ない] の単数与格で、<injūriam>は、<injūria> [侵害] の単数対格である。

(A) — ④

<Quī jūre suō ūtitur, nēminem laedit.> (*Gāius, D.50, 17, 55*) [自身の権利を用いる [人は]、誰も害しない。] ……<nēminem>は、さきの<nēmō>の単数対格で、<laedit>は、<laedō>の現在三人称単数である。

(A) — ⑤

<Māle jūre nostrō ūtī nōn dēbēmus.> (*Gāius, Īnstitūtiōnēs, 1, 53*) [私たちは私たち自身の権利を悪く用いるべきではない。] ……ここの「悪く用いる」というのは、「悪用する」よりもおそらく広い観念で、社会の習俗 (「父祖の習い」) に照らして不当・不適切となるような権利の用いかたをすることを指す。これは、<Īnstitūtiōnēs> [法学提要・法学入門] という出典 (著書) が示しているように、もちろん、法文などではなく、私人 (法学者) としてのガーイウス個人がつくりあげた、おそらくは講義用の命題である。

同じガイウスの立てた、法文としての資格をもつようになった命題 (A) — ①とは対立するところもないわけではない。いずれにしても、権利の悪用・濫用が戒められている。⑤以下に、その系統の命題が⑨までつづく。〈male〉は、「悪く」を意味する副詞で、〈jūre〉は、〈jūs〉[権利]の単数奪格で、〈nostrō〉は、再帰代名詞である〈noster〉[私たち自身の]の単数中性奪格で(〈ūtor〉は、奪格をひく動詞である)、〈ūtī〉は、デーポーネンティア動詞〈ūtor〉の現在不定法(受動相)で、〈dēbēmus〉は、〈dēbeō〉[～しなければならない]の現在一人称複数である。

(A) — ⑥

〈Expedit rei pūblicaē nē quis rē suā male ūtātur.〉(I.J.1,8,2:1. については、第四部第一章の凡例 1° : p.109 を参照) [人が自身の物を悪く用いないことは、国家にとって好都合である。] ……「国家(レース・プブリカ)の都合」というものが前面に押しだされている法命題、という意味で、この法文はなかなか興味ぶかい。〈expedit〉は、〈expediō〉[役に立つ]の現在三人称単数で、非人称的に用いられている。〈rei〉は、〈rēs〉[物]の単数与格で、〈pūblicaē〉は、〈pūblicus〉[公けの]単数女性与格で、これら二つがあわさり、見出し語〈rēs pūblica〉[国家]の単数与格となっている。〈nē〉は、「ないように」を意味する接続詞である。見出し語不定代名詞の〈quis〉は、〈nē〉の後にきている関係で、見出し語〈aliquis〉[ある者]が短縮されるようになったものである。〈rē〉は、〈rēs〉[物]の単数奪格で、〈suā〉は、さきの〈suus〉の単数女性奪格で、〈male〉は、「悪く」を意味する副詞で、〈ūtātur〉は、デーポーネンティア動詞〈ūtor〉の接続法現在三人称単数(受動相)である。

(A) — ⑦

〈Nōn omne quod licet honestum est.〉(Paulus,D.50,17,144pr.) [許されている[こと]すべてが立派である、というわけではない。] ……この「許されていること」という表現は、権利の具体的な行使の態様を指すものと思われる。〈omne〉は、〈omnis〉[すべての]の単数中性主格が名詞化したもので、〈licet〉は、「～することを許されている」を意味する非人称動詞(現在三人称単数形)で、〈honestum〉は、〈honestus〉[立派な]の単数中性主格である。部分否定の構文が見える。

(A) — ⑧

〈Neque malitiis indulgendum est.〉(Celsus,D.6,1,38) [また、悪意に寛大な扱いをしてはならない。] ……ここの「悪意」の概念は多義的であり、かならずしも権利の濫用とは直結しないが、それでも、もともとの趣旨からはなれて、この命題が独立した存在になってくると、権利濫用論とふれあう部分もいくらか生じてくる。〈neque〉は、「また～ない」を意味す



る接続詞で、〈malitiis〉は、〈malitia〉[悪意]の複数与格で、〈indulgendum〉は、〈indulgeō〉[寛大な取扱いをする]の動形容詞〈indulendus〉[寛大な取扱いをなすべき[である]]の単数中性主格である。このような自動詞の動形容詞の訳しかたについては、[B]部門<574>を参照。

(A) — ⑨

〈Prōdesse sibi ūnusquisque, dum aliī nōn nocet, nōn prohibētur.〉(Ulpiānus, D. 39, 3, 11) [人は、誰でも、他[人]に不利益を与えるのではないかぎり、自身が利益をえることを禁じられない。]……〈prōdesse〉は、〈prōsum〉[役立つ]の現在不定法で、〈sibi〉は、三人称再帰代名詞〈suī〉[その人自身の](属格形：見出し語扱い)の単数与格で、〈ūnusquisque〉は、「各人誰でも」を意味する見出し語不定代名詞で、〈dum〉は、「～かぎりは」を意味する接続詞で、〈aliī〉は、〈alius〉[他の]の単数男性与格が名詞化したもので、〈nocet〉は、〈noceō〉[害する]の現在三人称単数で、〈prohibētur〉は、〈prohibeō〉[禁止する]の受動相現在三人称単数である。

(B) — ①

〈Suō jūre ūtī nēmō prohibētur.〉[誰も、自身の権利を用いることは禁止されない。]……〈prohibētur〉は、さきの〈prohibeō〉の受動相現在三人称単数である。ところで、つぎの(B) — ②は、その①とはちがって、権利の濫用を問題視するものである。

(B) — ②

〈Sic ūtere tuō ut aliēnum nōn laedās.〉(Broom, Max, 268, 365 etc.) [君が他人の[もの]を害しないように、そのように、君は君自身の[もの]を利用せよ。]……〈sic〉は、「そのように」を意味する副詞で、後にくる〈ut〉と組になって、「～のように、そのように」を意味する。〈ūtere〉は、さきの〈ūtor〉の命令法現在二人称単数(受動相)で、〈tuō〉は、〈tuus〉[君の]の単数中性奪格が名詞化したもので、〈aliēnum〉は、〈aliēnus〉[他人の]の単数中性対格が名詞化したもので、〈laedās〉は、〈laedō〉[害する]の接続法現在二人称単数である。

(3) ①それでは、ローマ法では、(A) — ①～④の命題に代表される原理と、(A) — ⑤～⑨に展開された、それに対立する原理とのどちらが本則であったのだろうか？ 言うまでもないことであるが、一〇〇〇年間もの長いローマの歴史のなかでは、変遷があった。ほぼ確実ことは、本来は家長だけが保有していた支配権(妻に対する夫権、子孫に対する父権、奴隷に対する主人権、家産に対する所有権の総合体)というものは、具体的な支配権行使のさいに(つまり、ホンネ面で)習俗や習慣の側から現実に制約がさまざまに加わってきたとしても、理念的、理論的・原理的・法的、タテマエ的には、絶対のものとうけとられていたことである。法の領域にか

ぎって言えば、そもそも、権利の濫用が非難の対象になったり、いわゆる「シカーネ (Schikane)」が問題とされたりする余地はなかった、と見てよい。もし、かりに不当・不適切な事例が出てきたとしても、ローマ人は、体質上、「権利の濫用の禁止」というような一般原則 (タテマエ) でもって事態に対処することは好まず、具体的に、なんらかの別の方法で、それにとりまわす問題点を解決する方法を、アド・ホック (に)、実務的に (ホンネ的に)、選んでいったにちがいない。

②ところで、ローマ共和政末期 (前二～一世紀) にローマに入ってきたヘレニズム文化の重要な部分を占める弁論術 (レトリック) が、ローマの民事の法廷実務においても無視できない力を持ちはじめたのは、旧来の、都市国家的な、閉鎖的な農業社会の法としてのローマ古市民法が、形式を尊重し、それにこだわるあまり、激動する時代の要請にマッチするような、具体的に妥当な解決を導く能力を失ないはじめたことと関係がある。弁論術は、端的に言えば、ギリシア世界と、それにつづくヘレニズム世界とにおいて完成された、「人を説得する技術」であったが、これは、世間にうけ入れられやすい衡平や (公平さ) や具体的・個別的な妥当性などを前面におしたてて、伝統に裏うちされた厳格な法学的思考に、とくに法廷の場や、さらには一般に弁論をたたかわせる場で、たちむかった。かりにちゃんとした権利を主張するにしても、その行使の態様しだいでは、そのやりかたが衡平の見地から見て非難されるべきものとなる、という考えかたが生まれたのはこのころからであろう。このような状況下で、弁論家・政治家であり、法律にも十分通じていた前一世紀のキケローという人物は、つぎのような名言を後世に残している (もっとも、彼がはじめてこのようなことを言いだした、というわけではない)。

(A) — ⑩ <Summum jūs, summa injūria.> [最高の正は最高の不正 [である。]] がこれである。<summum>は、<superus> [うえの] の最上級 <summus> の単数中性主格で、<jūs>は、「正」を意味する見出し語名詞で、<summa>は、さきの <summus> の単数女性主格で、<injūria>は、「不正」を意味する見出し語名詞である。動詞は省略されている。「正」のかわりに「法」を入れてみても、意味は通る。弁論術は、ある時期には、法学をしのぐまてになったが、その後、法学の側でも、弁論術が提示した利点や長所をうまくとりいれることに成功し、やがて、両者の対立は、ローマ法学の古典期 (後一～三世紀) に入る以前に、完全に止揚された。ここにおいて、法学が一段とレヴェル・アップをとげたのである。その一方で、弁論術は、かつての勢力を失なってしまった。

③ (A) — ①～⑨は、いずれも、法学の黄金時代と位置づけられる古典期に属する時代の法学者の提示した学説であるが、そのうちの (A) — ③

がまちがいなく二世紀の状況を伝えているのに対し、他は、『学説彙纂』が編纂された、はるか後代の六世紀の段階で法格言の水準にまで上昇した、と見ておくほうが無難であろう。

④『学説彙纂』や皇帝の勅法には、このほかにも、権利の不当な行使を阻止しようとする趣旨の学説＝法規定がかなり多く存在する。法文資料全体を通観してみれば、表面上は、不当な権利行使に不利な取扱いをするケースが圧倒的多数を占めているが、このように変わってきたのは、もちろん、法自体が哲学的にも深められる、という内部的要因によるところが多かったが、それ以外にも、キリスト教的な道徳観が法思想に影響をおよぼした可能性も無視することはできない。そのような変化の時期の始期は、ふつう、四世紀ころとされている。

(4) ①実は、さらに興味深いのは、ヨーロッパ世界におけるその後の推移である。一八世紀中ごろ以来の、私権本位の個人主義的私法制度は、(A)——①に端的に示されているような思想によって導かれていた、と総括してよいように考えられる。封建制度の残滓から解きはなたれて、個人が個人として絶対的な権利を有することが高らかに確認された近代の時期に、個人中心に組みあげられている法思想が支配的になるのは当然のなりゆきであった。ある面ではきわめて強い個人主義的思想にもとづいて組み立てられていた古代ローマ法が歓迎されたのはそのためである。そこでは、権利の絶対性を示す(A)——①のような法文が基礎となって、中世以来作成されていた「誰も、自身の権利を用いることは、禁止されない。」((B)——①)といった法格言が、基本原理としていっそう重みを増すようになったのである。

②ところが、あまりにも権利本位・権利中心に組み立てられている法体系が社会の動きのなかで種々の矛盾を露呈しはじめるようになると、今度は、逆に、同じローマ法の学説＝法規定のなかで、権利というものにある程度相対的な力しか認めず、その濫用をチェックする方向でつくられたものがむしろ基本原理として強調され、これを媒体として新しい法原理が一般に認められるようになる。(B)——②に端的に示された考えかたは、その歴史的由来は別としても、このような傾向とつながるものをうちに含んでいると言えよう。各国の立法にもそれが明確に反映されている。そして、これは、長い発展の最終段階を指し示すものと考えてよい。以下にいくつかの例をあげてみよう。「他人に損害を与えるという目的しかもちえない所有権の行使は許されない。」(ドイツ民法第二二六条)、「明白な権利の濫用は法の保護をうけない。」(スイス民法第二条第二項)、「所有権は義務をともなう。」(ワイマール憲法第一五三条)、「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス。」(改正日本民法第一条第三項)などがそれである。さらに、かつての社会主義

国家の法では、「私権は、その社会的経済的目的に反して行使される場合を除いて、法律上の保護をうける。」(旧ソヴィエト・ロシア民法第一条)とまで定められていた。このように、「個人法から社会法へ」の大きな流れにそって、今後も、いっそう、権利の不当な行使が制約されていくことであろう。

(5) ちなみに、日本に、「理の嵩じたるは非の一倍」(北條氏直時代諺留：「一倍」は「二倍」を表わす)という法諺があるが、これは、現代の日本においても世間一般にうけいれられている根強い考えかたである。これも権利の濫用を戒める方向に作用するはずである。一方、話題は少しずれるが、<Fiat jūstitia et pereat mundus.> [正義が行なわれよ。そして、世界が滅びるがよい。]という物騒なスローガンもなお健在である。こういうところでは、正義なるものを具現するにあたって権利濫用があるかどうか、などはそもそも問題にされないだろう。<fiat>は、<fiō> [なされる] の接続法現在三人称単数で、<jūstitia>は、「正義」を意味する見出し語で、<et>は、「このようにして」を意味する接続詞であるが、接続法と組みあわせると、譲歩のニュアンスをおびた少し複雑な表現になる。「世界が滅びるとも、正義が行なわれよ。」という読みがそれである。<pereat>は<pereō> [滅びる] の接続法現在三人称単数で、<mundus>は、「世界」を意味する見出し語である

### 第三部 法律ラテン語文法のエッセンス

#### はじめに

この [A] 部門の第三部では、つぎの [B] 部門に記載されている無数の法律ラテン語の各命題を読み解くにあたって身につけておかなければならない最小限の知識について述べることにしたい。名詞、形容詞、代名詞、動詞にかかわる文法的要点の中核部分以外のテーマについては、いわば各論風の処理として、第五部 = [B] 部門に収められた各命題の文法的解析のさいに、具体的な用例にそくしてそれなりに詳細に扱っていくことになる(たとえば、動詞と形容詞がむすびついた「動形容詞」、動詞と名詞がむすびついた「動名詞」、名詞などの奪格と分詞などの奪格がむすびついた「絶対的奪格」は、[B] 部門<1>、<153>、<22>の個所に、それぞれに解説をくわえている)。ラテン文法の全容は、これら [A] [B] という二つの部門と、末尾の方の [O] 部門に収められた文法の各分野のかなり詳細ないくつかのデータをあわせても、とてもカバーできるものではないが、少なくとも法律ラテン語の読み解き、という目的にかんするかぎり、これでひとまず

は十分である、と考えている。

### 第一章 名詞

(1) 名詞は、九つある品詞の中核部門の一つである（たがいに親しい関係にたつ名詞と形容詞とをひっくるめて「実体詞」とよぶと、その数は八つになってくる）。ちなみに、英語では重要な役割をうけている助動詞や冠詞は、ラテン語には、そのものとしては、ない。すでに述べたことであるが、ラテン語の名詞には、独語や露語に今も見られるように、格というものが明瞭に存在し、ここには、六（五）つの格と単数・複数とで、一二（一〇）通りの格形がある。英語では、今は、<Macdonald's>≒「マクドナルド」のように、<'s>が所有の格を示すだけとなっているし、また。仏語・伊語をはじめとするロマンス語では、格はほとんど消えてしまっている。ふつう、母音には長音が表示されない関係で、同一名詞について、同じ綴りをもった変化形が何カ所にも現われ（下の表に見える<ae>の形は、単数の属格、単数の与格、複数の主格と呼格、というように四つの可能性がある）、それどころか、長音をちゃんとつけていても、同じものがあちこちに散らばることがある。この点については、「辞書」の末尾におかれた [17]～[29] に第一種から第五種までの名詞変化のサンプルが示してあるので、こういった交錯の実相についてはその変化表をつねに観察して頂くほかはないが、ここで、まず、名詞というもののイメージをとりいそぎ大ざっぱにつかんで頂くために、もっとも標準的な第一種の名詞変化の一覧表をあげることにしよう ([17])。これは、人によってはおなじみのあの独語の名詞変化表と似たようなものである。実のところ、第一種名詞のこの手の変化の動きはまだ単純な方であり、名詞の変化全体のなかでもっとも多彩な変化を誇る第三種のグループの名詞が名詞のタイプのうちでは多数派を占めているので、具体的な名詞の正体探しに読み手はいつも苦勞させられることであろう。

<mēnsa> (机) f (女性名詞) (第一種転尾 = 第一種変化)

|        | 単数     |    | 複数       |      |
|--------|--------|----|----------|------|
|        | 変化形    | 語尾 | 変化形      | 語尾   |
| 主格(呼格) | mēnsa  | a  | mēnsae   | ae   |
| 対格     | mēnsam | am | mēnsās   | ās   |
| 属格     | mēnsae | ae | mēnsārum | ārum |
| 与格     | mēnsae | ae | mēnsīs   | īs   |
| 奪格     | mēnsā  | ā  | mēnsīs   | īs   |

①本書では、便宜上、「辞書」流のスタイルで「主格（呼格）——対格——属格——与格——奪格」の配列方式をとるが、これは、ギリシア語の文法書などにおける格の配列順序とはちがっているし、また、ラテン語の文法書において日本の他の文法学者が採用する方式とも、ちがっている。

②辞書には、<mēnsa, ae, f.>とあって、単数主格形の見出し語<mēnsa>の後に、単数属格形の語尾である<ae>が表示される（複数の主格にあたる形は、近代欧米語では、たとえば<child, children>というように、見出し語としての単数（主格）の形とならんで、名詞の重要な指標の一つとなっているが、ラテン語ではそうでもない）。それから、最後の<f.>は<mēnsa>が女性名詞であることを示す。ラテン語には、男性、女性、中性の三タイプの名詞がある。手間はかかるが、一つずつ、辞書で調べてつきとめるしかない。形容詞とのからみでこの作業はどうしても必要となる。英語では、一四世紀以後に、性（ジェンダー）の観念はほとんど消えてしまっているが、サンスクリットやギリシア語ではもちろんのこと、他の近代欧米語でも、性はまだ健在である（独語、露語にも三つあるが、仏語・伊語・西語には二つしかない）。そのために、たとえば、独語の形容詞の場合、名詞との関係で、その変化が男性、女性、中性と三倍になっており、実にうっとうしい。性も格もほとんどない、いわば「無性・無格の」英語は、ほんとうに楽な言葉である、などと言ったら、英語学者にお叱りをうけるだろうか。そのようなわけで、名詞のデータを記憶のなかにインプットするさいには、見出し語と単数属格形と性という三要素をきちんとおさえておくことが大切となる（独語の名詞の場合でも同じような手順が必要となっているが）。さて、私たちが名詞にむかいあう作業には、二方向がある。一つはラテン語作文の場合であり、ここでは、原点にある<mēnsa>という名詞を、必要に応じて、上記の一〇の形のどれかに変換していけばよい。もう一つは、文を読んでいく場合で、こちらの方が私たちジュリストに関係があり、しかも、はるかにむずかしい。それは、見出し語ではないかたちで<mēnsa>系の言葉が登場してくることがかなり多いからである。たとえば名詞らしい言葉（形容詞の場合もある）の末尾に<is>があるとすると、なにはともあれ、辞書末尾におかれているいくつかの表で、語尾の<is>のところをずっと見ていく人もあれば、他方、理づめで、<mēnsis>を例にとって言うなら、<mens->系の言葉を辞書であたり（<mēns> [心] は<mentis>という単数属格形をもつので、<mēnsis>とは別型のものであり、また、<mēnsis is> [月] は、<mēnsis, is>となり、まぎらわしい言葉であるが）、その結果、<mēnsa>にたどりつき、<mēnsa, ae>の<ae>の部分を手がかりとして、ターゲットとなった[17]の表にある二つの<is>をつきとめる人もあろう。前者の方法によると、<is>は、[17]はもちろんのこと、[18]、[19]、[20]、

[22]、[23]、[24]、[25]、[26]、[27]にも登場するので、この手法はリサーチの手段としてはかならずしも効果的とは言えないが、それでも、このように、いつも変化表に全体として眼をとおす習慣をつけておけば、いろいろと便利な知識も自然と身についてくるはずである。なお、〈is〉の語尾は、形容詞（たとえば [34]）、代名詞的形容詞（たとえば [40]）、代名詞（たとえば [53]）、動詞（たとえば [83]）などにもあるので（「付録」（御希望の方にとくに別送されるもの）の「語尾逆引表」を参照）、これをただちに名詞の語尾と決めつけるわけにはゆかず、つねにいくつかの可能性をあわせて意識しておく必要がある。それから、これら上記の五つの格（あまりお目にかかれぬ「呼格」を入れると、六格になってくるが）の意味するところについては、このさい、とりあえずあの独語の格のさまざまな用法を想起して頂ければ、理解が容易になるとと思われる（独語の三格はすこしもやもやとした雰囲気をもっているが、それは、ラテン語の与格と奪格のもつ、もやもやした性質とも深いところにつながっている）。要するに、名詞の格形そのものだけでかなりのニュアンスを示しきってしまおう、というわけであるが、これは、前置詞が発達している近代欧米語において、格というものよりかかることが少なくなっているのとは、対照的である。さて、格のもっている意味について一応の目安を示すと、主格（**nom.**と略される）は、なによりもまず辞書の見出し用の格であり、主語——「～は」・「～が」（「～の」）——を、呼格（**voc.**）は、呼びかけ——「～よ」——を、属格（**gen.**）は、所属・帰属（独語の二格、露語の生格の示すようなもの）——「～の」・「～を」——を、与格（**dat.**）は、間接目的語（独語の三格の示すようなもの）——「～に」・「～のために」・「～にとって」——を、対格（**acc.**）は、直接目的語（独語の四格の示すようなもの）——「～を」（「～が」）——を示す。それから、奪格（**abl.**）は、だいたいのところ、「～から」（「奪」（「奪う」の「奪」）という用語が示しているように、「～から」が奪格の用法の中心にある、と考えると、「～とともに」と、「～によって」（露語の造格——ヒッタイト語やスラヴ系の諸言語や、古いラテン語に見られる「具格」——が今でもなお示している「～によって」・「～をもって」の語感は、ラテン語では最終的に奪格のなかに吸収されたかっこうになっている。それから、地格の用例は、[B] 部門<668>・<2784>に見える）と、「～において」（バルト系の諸言語や、古いラテン語には、「位格」とか「処格」とか「地格」とか名づけられているものがあつたが、これは後にこの奪格に吸収されたかっこうになっている）といった、いわば副詞的なニュアンスを、奪格という格それ自体の動きで表わすと同時に、奪格支配の前置詞にひかれても出てくる（前置詞には、このほか、——独語の四格支配の前置詞の場合と対応するかたちで——さきの対格を支配するものと、状況に

応じてこれら両格のどちらかを支配するものがある)。それ以外に、「絶対的奪格」という、英語の分詞構文の場合のような幅広い内容をもりこめる、奪格がらみの用法がある（[B] 部門<1>の解説などを参照）。ついでに言えば、ギリシア語には幅広い内容を盛りこめる奪格というものがなく、その機能を属格と与格がになっている（同じように古い言葉でも、サンスクリットには奪格があるので、「所変われば品かわる」である）。ギリシア語は、ラテン語よりも前の時代に完成されていたので、それだけに格を融合したり統合したりする力が自然に働いたのであろうか。いずれにしても、ローマの文法家は、奪格を「ラテン語の格」と、誇りをこめて(?)称している。それから、おのおのの格にふりわけられている役割は明確に区分されているわけではなく、似たようなニュアンスは二つの格によっても表現されることも記しておこう。それで、この表について言うと、同じ変化語尾になるものに、<a>と<ae>と<is>とがある（長音はふつつかないので、たとえば<a>と<ā>との区別は消えてしまう——<mensa>とあれば、「机は」とも「机から」（単数奪格形）とも読めるわけである）。この第一種の変化カテゴリーの名詞をすべて総合すると、<a>・<e>・<i>・<o>・<u>・<ae>・<ei>・<es>・<is>・<um>なども各所に登場してくるので（たとえば[19]の<bellum>のケースなら、<um>・<o>・<a>・<is>が、それぞれ二つずつある）、問題の名詞の格や数は、——困ったことに——語尾の姿をたよりにしているだけでは、ピタリと決まってこないケースがむしろふつうであろう。余談になるが、どうしてこのような同一形が生じてきたのかと言えば、たまたまそうってしまったケースと、意識的に流用がなされたケースとの二手がある。それ以上に困るのは、名詞の語尾変化の過程で、名詞を構成している重要な中核の音がひらりと変化してしまうことである。このときは、意味を教えてくれるはずの大切な辞書の見出し語にたどりつくために、本来の単数主格の形をどうしても探し求めてみななければならない。<rēgem>から<rēx>を、<clienti>から<cliēns>を、<noctibus>から<nox>をいったいどうやってつきとめればよいのであろうか（さきの「付録」には、その手の動きのパターンを例示するリストがある）。<noctibus>を例にとりて見出し語探求の試みを例示するとすれば、<noct->のあたりの単語をざっと見て、見出し語の末尾の[ ]内の、基幹語に相当する[nox]をキャッチし、これを手がかりに<nox>の変化を辞書末尾の変化態[26]にあたると、ということになる。これは、たまたま問題の<nox>が辞書の変化表のなかにサンプルとしてとりあげられている幸運なケースである。このように、変化表の隅から隅まで眺めるといふ手法は、いかにも原始的と言わなければならない。もっとアカデミックな探索ルートがあることはあるが、しかし、見て、眼で位置をおぼえてしまうのも、原始的であり、またシンプルではあ



るが、妙手である。第三種（第三変化）の名詞にかんしてだけ言えば、『新ラテン文法』末尾掲載分の三二個と、「辞書」末尾掲載分の二八個の分の動きの姿を、その分類にあまりこだわらずに個人用に一つの表にまとめあげてしまえば、これらの表とにらめっこで、このタイプの名詞群の攻略が可能になる。それから、私的に使い勝手のよい表を作成していくには、さきの『新ラテン文法』本体の説明の各部分に見えている変化の諸相（たとえば、§80の〈deus〉[神]）も、重要なデータとしてピックアップしてまとめておくことがおすすめである。とくに、例外的な変化語尾をもつ名詞の変化の全容が、この作業により確実にとらえることができるからである。

さて、以上のことは、言うまでもなく、問題の単語が名詞である、という前提に立ったときの話であるが、ラテン語では、名詞と形容詞が他の近代欧米語の場合ほどはっきりとは区別されていないために、いつも、たんなる形容詞の可能性もあわせて念頭におきながら名詞の見出し語探求の作業をすすめていかなければならない。これも混乱を生じさせる。近代欧米語では、大文字（独語の場合）、冠詞、文章中の位置などの情報を総合すれば、名詞であることはまずすぐに判明するのであるが、ラテン語ではそうもいかないからである。

(2) 第二種から第五種までの名詞変化の姿は、本編の法格言中に登場する格形にそくして観察して頂こう。法格言ないしは法的命題において現われる格には、比較的わかりやすいものが多いので、経験をつんで頂ければ、敵の正体をつきとめる眼力もかならずそなわってくるはずである。

(3) つぎに、学びの早い段階においてとにかく語尾変化のイメージをもって頂くために、第一種から第五種までの名詞の各グループの語尾変化のエッセンスを表に示すことにしよう。すでに示した第一種のものとはちがうところも多い。あまりにも複雑すぎて、読者の方々が食欲をなくされることは覚悟のうえである。なお、表を単純化するために、母音には長音符をつけないことにしている。

| [単数] |              | 主格          | 対格      | 属格 | 与格     | 奪格    |
|------|--------------|-------------|---------|----|--------|-------|
| 第一種  | 男性・女性        | a           | am      | ae | ae     | a     |
| 第二種  | 男性・女性        | us (-)      | um      | i  | o      | o     |
|      | 中性           | um          | um      | i  | o      | o     |
| 第三種  | 〈i〉幹名詞：男性・女性 | is (es) (-) | em (im) | is | i      | e (i) |
|      | 中性           | - (e)       | - (e)   | is | i      | i (e) |
|      | 子音幹名詞：男性・女性  | s (-)       | em      | is | i      | e     |
|      | 中性           | -           | -       | is | i      | e     |
| 第四種  | 男性・女性        | us          | um      | us | ui (u) | u     |

|     |       |    |    |        |        |   |
|-----|-------|----|----|--------|--------|---|
|     | 中性    | u  | u  | us     | ui (u) | u |
| 第五種 | 男性・女性 | es | em | e (ei) | ei     | e |

| [複数] |              | 主格 | 対格      | 属格   | 与格          | 奪格          |
|------|--------------|----|---------|------|-------------|-------------|
| 第一種  | 男性・女性        | ae | as      | arum | is          | is          |
| 第二種  | 男性・女性        | i  | os      | orum | is          | is          |
|      | 中性           | a  | a       | orum | is          | is          |
| 第三種  | <i>幹名詞：男性・女性 | es | is (es) | ium  | ibus        | ibus        |
|      | 中性           | ia | ia      | ium  | ibus        | ibus        |
|      | 子音幹名詞：男性・女性  | es | es      | um   | ibus        | ibus        |
|      | 中性           | a  | a       | um   | ibus        | ibus        |
| 第四種  | 男性・女性        | us | us      | uum  | ibus (ubus) | ibus (ubus) |
|      | 中性           | ua | ua      | uum  | ibus (ubus) | ibus (ubus) |
| 第五種  | 男性・女性        | es | es      | erum | ebus        | ebus        |

①すでに指摘したように、以上の変化語尾は、かならずしも名詞特有のものではない。そのために、問題の語尾が形容詞や代名詞の語尾であるかもしれない、と考えながら、名詞の語尾の可能性を探っていく、というのがふつうのコースとなってくる。冠詞というものがあれば、その作業はずいぶんと楽になるのであるが。古代ギリシア語や独語などには、名詞の存在を引きたててくれる冠詞がちゃんと存在する。

②<ium>・<rum>・<bus>・<uum>は、三つの語の特徴的な組みあわせで、その位置関係はすばやく見つけだせる。これらは、だいたい、右下の方にある。<bus>の語尾は、英語の<bus>「バス=すべての人のための (<omnibus>) 乗物」にかこつけて、とくに覚えておいて頂こう。

③<em(im)>・<am>は、英語の<him>の<m>にかこつけて、単数の対格形としてマークして頂けばよい。しかし、<um>は要注意で、各所に散在する。<om>の形は、ない (cf.<quom = cum>)。

④<is>も、つかみにくい相手である。多くの格にその可能性がある。

⑤<is>以外の<s>系語である<ās>・<ūs>・<ēs>・<ōs>は複数対格のところにかたままって出てくるが、単数の主格・属格のところにもあるので、油断はできない。ここは、二面作戦で、両方に目配りするしかなかろう。なお、長音をつけないときに、第三種の単数属格形の<is>と、第四種の単数属格形の<us>とが、たがいにまったく肌合いの異なる主格と属格という二つの格のところと同形となる現象に注意しておく必要がある。

⑥<a>・<i>・<u>・<e>・<o>という一語系の語尾の所在については、色ち

がいのマーカーなどで印をつけて頂こう。そうすれば、その形が変化表のあちこちに見えることが歴然とするであろう。

⑦もし長音がついていれば、〈a〉と〈ā〉、〈us〉と〈ūs〉は、はっきりと区別ができる。しかし、ふつうの文章には、こういったありがたい長音はつけられてはいない。

⑧名詞には六つの格があるが、その一つである呼格のことは、この表にはとりあげられていない。それで、その変わった格の印象を学びのはじめにあたって強めて頂くために、ここに一つのエピソードを入れておこう。前四四年に元老院の議場となっていたところで刺されたカエサル（あの英語読みの「シーザー」のラテン語本来の読みかた）が臨終のさいに発した、と伝えられるギリシア語のせりふのラテン語版〈Et tū, Brūte!〉「ブルトゥスよ、お前までもか!」のうちの〈Brūte〉（ブルトゥスはカエサルにごく近い人物である）がまさにその呼格で（見出し語は〈Brūtus〉）、言葉としては日本でもそれなりによく知られている。ついでに言えば、よく知られた歴史小説のタイトルにもなっている「クオー・ワ（ウァ）ーディス・ドミネ」（Quō vādīs, Domine?）のうちの〈Domine〉は、〈Dominus〉[主]の呼格である。その訳は「主よ、いずこへ行きたまうか?」である。名詞の変化パターンには、五つの種類があるが、そのなかで、〈us〉で終わる、法律ラテン語においてとくに重要な第二種の名詞の単数のところにだけ、主格とは異なる呼格の形が別個に存在するのである。他のケースでは、主格と呼格は同形である（ということは、——法律ラテン語ではめったに生じないことであるが——見出し語があったとき、これが、その主格であるほかに、呼格であることも考えておく必要がある、ということである）。ちなみに、同形であるということに関連して、少し整理を試みておくと、すべての変化の中性名詞については、単複をとわず、主格と対格が同形（〈um〉・〈a〉・〈ia〉・〈ua〉など）になる。逆に見れば、法律ラテン語によく登場してくる中性名詞については、読み解きの上でとりわけ重要な二つの格のどちらに目前にある問題の言葉をはめこむか、をはじめによく考えておく必要がある、というわけである。

⑨名詞の語尾がさきの表に見えるような形におちつくには、長い時間が必要であった。本編が取扱う古典ラテン語の段階になると、古い形（古形）はあまり跡をとどめていないが、それでも〈paterfamiliās〉[家長]や〈māterfamiliās〉[家母]という重要な法術語は健在である。〈pater〉は「父＝家長」を、〈māter〉は「母」を、〈familiās〉は〈familia〉[家]の単数属格を示す。ふつうの変化なら、〈paterfamililae〉となるところであるが。

(4) 名詞には、わずかであるが、オーソドックスではない動き・形やちがった意味をもつものがある（辞書にその点にかんする情報がうめこまれ

ていることもあるが、それを読みこむことは容易ではない)。法律ラテン語の命題にもこのようなイレギュラーなものが多数登場してくるので、話はむずかしくなってしまうが、どうしてもこのさいコメントしておかなければいけない。①不変化名詞（中性）には、〈fās〉[道理]、〈nefās〉[非道]、〈instar〉[外観・ようなもの]があり、本編でも登場する。それに、不変化形容詞もある。〈necesse〉[必要な]、〈nēquam〉[無価値な]も、本編でも登場する。さきの〈nefās〉は、不変化形容詞でもある。②格は一つ（奪格）しかもたないものがある。〈sponte〉[自由意思で]、〈jūssū〉[命令により]、〈injussū〉[命令なしに]、〈nātū〉[生まれにおいて]は、本編に登場する。③複数しかない名詞がある。〈arma〉[武器]、〈nūptiae〉[婚姻]、〈liberī〉[子供]は、本編に登場する。不変化詞には、「辞書」で、〈indecl.〉と示されているが、これは〈indeclinable〉[英語：語尾不変化]の意味である。④単数と複数とでちがう性や意味をもつものがある。〈locus〉[場所]は男性名詞であるが、その男性の複数形〈locī〉が「個所」を示す一方で、その中性の複数〈loca〉は、「場所」を示す。この例は、性がらみのものである。ふつうの単複異義語のうち、法律ラテン語に登場するものに、〈fīnis〉[国境]（単数）→〈fīnēs〉[領土]（複数）、〈littera〉[文字]→〈litterae〉[手紙・文学]、〈auxilium〉[援助]→〈auxilia〉[援軍]、〈aedēs〉[社]→〈aedēs〉[家]などがある。⑤つぎに、変化語尾の特殊例に属する法律ラテン語をいくつかあげておこう。〈triumvirī〉[三人官・三人委員・三巨頭]の属格（複数）は、〈triumvirōrum〉とはならず、〈triumvirium〉という、さっぱりした形となる。複数名詞〈liberī〉[子供]の属格には、正規の〈liberōrum〉のほかに、〈liberum〉もある。〈socius〉[同盟者]の複数属格は、〈sociōrum〉ではなくて、〈socium〉という、さっぱりした形となる。〈familia〉[家]の単数属格は、〈pater〉[父]につづくときには、〈paterfamiliae〉ではなく、〈paterfamiliās〉となる。〈materfamiliās〉[家母]の場合も、同様である。〈filia〉[娘]と〈filius〉[息子]の複数の与格・奪格の正規の形は〈filiīs〉となり、男女の区別がつかなくなってしまう。それで、〈filia〉のそれを、〈filiīs〉ではなく、〈filiābus〉とする。〈ibus〉・〈ēbus〉などの語尾は第三種以下の名詞グループにもあるので、その正体はすぐにつきとめられる。⑥〈ope et cōnsiliō〉[助力および助言によって]に見える〈ope〉は、〈ops〉と関連づけられるが、この名詞には、単数では、主格と与格はない（『新ラテン文法』§232）。また、〈vis mājor〉[不可抗力]に見える〈vis〉[力]の単数では、属格と与格はない（『新ラテン文法』§315）。これらは、法律ラテン語では重要語であるので、もし読者の方々が「変形一覧」の私家版を作成されるさいには、さきの（1）に示した〈deus〉の例とあわせてリスト・アップして頂くと、よい。名詞の変化語尾（語末）のヴァリエーション

ョンを知るには、近刊の中山恒夫『古典ラテン文典』（たとえば、p.32：p.56f.：p.383 など）を御参照頂くのが、ベストである。

## 第二章 形容詞

(1) 形容詞<bonus>[ボヌス：よい]は、よく知られている仏語の<bon>[ボン]の元祖であるが、これは、もっとも標準的な「第一種・第二種転尾（変化）」に属する。そして、この言葉は、そのタイプの形容詞のモデルとしてしばしば利用されるのであるが、その変化は以下の表のとおりである（ここでは、母音に長音をつける）。この第一グループの変化類型のほかには、「第三種転尾（変化）」と「不規則変化」としかない。つまり、形容詞変化のタイプはまず二つ、と考えてよいのである。名詞変化のタイプが五つあるのとくらべると、うんと少ない。呼格ぬきで言うと、<三つの性×二つの数×五つの格>で、合計三〇もの形があるが（もっとも、同形が散在するので、三〇通りのさまざまな形の語尾がきれいにそろっている、というわけではない）、これは、独語の形容詞変化の場合より少ない。つまり、独語では、名詞のただ一つの性についてだけ見るとしても、だいたいのところ、単数では、四（四つの格）×三（冠詞とのからみで、三つの変化パターン）で、一二あり、これに複数の八を加えると、計二〇もの形が用意されているからである。これに反して、仏語、伊語、西語では、今や名詞に格変化というものがなくなってしまう関係で、格ぬきのまま、性と数のうえでの変化が見られるだけである。最後に、英語にいたっては、形容詞は、もはや性・数・格で動きを見せない。これは究極の省エネ・スタイルと表現することができる。それから、形容詞の位置についてであるが、独語、英語では名詞の前につく（もっとも、<Paradise Lost>「失樂園」——「失楽」の「園」ではない——のような古い英語表現では、後にきているが）。これは、仏語、伊語、西語の場合、形容詞が、ラテン語の伝統をひいてか、後にくることがふつうになっているのとは異なっている。このあたりのことをあらかじめしっかりとマークしておけば、文章の構造をすばやく見つけるのに、とても役立つはずである。

<bonus, a, um>（よい）

|    | 単数    |       |       | 複数      |         |         |
|----|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
|    | 男性    | 女性    | 中性    | 男性      | 女性      | 中性      |
| 主格 | bonus | bona  | bonum | bonī    | bonae   | bona    |
| 対格 | bonum | bonam | bonum | bonōs   | bonās   | bona    |
| 属格 | bonī  | bonae | bonī  | bonōrum | bonārum | bonōrum |
| 与格 | bonō  | bonae | bonō  | bonīs   | bonīs   | bonīs   |
| 奪格 | bonō  | bonā  | bonō  | bonīs   | bonīs   | bonīs   |

①言うまでもないことであるが、形容詞（数詞は部分的にはこの形容詞と同じような動きをする）本体には、もともと性・数・格などの属性はない。それが名詞などにかかっていくとき、それとの関係でいろいろと変わった形をケース・バイ・ケースでむりやりとらされるだけである。これは飾りものとしての役どころをもつ形容詞というものの宿命と言えよう。

②辞書には、これらの変化の上の第一列の主格系の部分をとりだして、<bonus, a, um, adj.>という表示がある（<adj.>は形容詞という意味である）。もっとも、形容詞にかんする情報がすべてこのようにきれいな（？）三段方式の表示になっているわけではない。これは第一種・第二種転尾（変化）のグループに属する<bonus>系の形容詞にだけあてはまる解説のしかたなのである。『新ラテン文法』§202の注のところに説明してあるように、<omnis, (omn)e>や<fēlix, (fēl)icis>という二段方式もある。実際に手間のかかるのは、むしろこれら後者の方なのである。

さて、変化表をよく見てみると、<bonus>が女性名詞にかかるときにとる語尾変化が、さきの第一種の名詞<mēnsa>の名詞変化の語尾と同じであることが判明するであろう。また、これが、男性名詞にかかるときは、この<mēnsa>の場合とは別のパターンの名詞変化の語尾（辞書の[18]にある、第二種転尾名詞<dominus>の場合）と同じとなる。中性名詞にかかるときもそうなのである（辞書の[19]にある、第二種転尾名詞<bellum>の場合）。したがって、このタイプの形容詞変化なら、名詞変化のおのおのの相をひととおり観察し、変化のイメージを頭のなかにたたきこんだ人には、それほど驚くべきことでもなかろう。一方、第三種転尾（変化）になると、動きが複雑になってくる。それでも、この変化グループの形容詞は、第三種転尾（変化）の名詞に準じて、形を変えてくれるので、それを参考にすれば、多少は助かる。このように名詞と形容詞は深い関係にあるが、そのことは、ギリシア語では、ラテン語の場合とは異なって、形容詞という品詞が名詞とは別立てにはなっていないことから、知れる。私たち日本人には、日本語の名詞と形容詞はとても一つのグループを形成するとは思えないのであるが。それから、ラテン語には定冠詞というものがいないために（ギリシア語にはちゃんとそろっているのに）、形容詞が名詞（名詞化したかたちの形容詞）とまったく同じ形になってしまい、両者をうまく識別することができないケースも生じてくる。たとえば、<bellam>とあったとき、「美しい～を」のか、「美女を」なのかは即断できない。とにかく、これら二つの重要な品詞をはきちんと読み分けるには、かなりの技術がいる。独語の場合、名詞化した形容詞には冠詞がつき、しかもそれが大文字になってくれているのとくらべると、大きなちがいである。そこで、印象を強め

て頂くために、名詞化した形容詞の重要な具体例をためしに示すなら、以下のようなになる。なお、名詞化した形容詞というのは、第五部 (= [B] 部門) の「本編」の文法解説のところ、「名詞省略 (名略と略記することもある)」と指示してあるものとほとんど同じである。

<bonus>の複数中性主格の<bona> [財産] (英語: goods、独語: Güter) や、単数中性主格の<bonum> [善] は、それぞれ、独立語として、辞書にちゃんと収載されているし、単数男性主格の<bonī>の語は、辞書にはないけれども、たとえば、「できる (有能な) 人々」として名詞になることもある (アメリカ海兵隊のモットーとして知られる<A few good men>——このタイトルの映画があった——中の<good (men)>が、その<bonī>にあたる)。それから、男性単数与格の<bonō>を用いた<Cui bonō?>の用例については、[B] 部門の<483>を見て頂きたい。さて、<bonus>と言えば、英語読みの「ボーナス」のもととなっているラテン語であるが、これは、単数男性主格の見出し語である以上、名詞と見るなら、「良い人、善い人、有能な人」でしかない。「ボーナス」はもちろん物 (金品) であるから、本来なら、単数中性主格の「ボヌス」の形にちなんで、「ボナム」といった読みかたのものになりそうなものであるが、ボーナスをくれる「人」 (社長、会社、公共団体) よりも、現実には、ボーナスという「物そのもの」の方に人の目がいつてしまい、ボーナスは、「人」をとびこして、「とても価値のあるもの」を意味するようになってしまったのだろう (もっとも、たんなるミスで<bonum>が<bonus>になっただけだ、という説もあるらしいが)。そのほか、<bonus>がらみの法律用語をあげると、まず、<bonā fidē>というものがある。<fidēs>が「信義」を意味する女性名詞なので、<bonus>は女性枠のところに変化し、長音のついていない場合の<bona>の語尾は変化表のなかでニカ所に出てくるものの、<fidē>が単数奪格になっているので ([29] の表を参照)、この<bonā>は、バランス上、長音つきの単数奪格の方であることが判明し、それで、単数奪格でペアがうまくそろおう。読みかたは、「ボナー・フィデー」である。「よい信義でもって = 善意で」が正訳である。ときどき、「信義誠実は (bonā fidē)」 (正解は「信義誠実によって」) とか、「善意で<bona fidēs>」 (正解は「善意 [は]」) とかいうように、邦訳と原語とのミスマッチが見られるが、これは大問題である。主格の訳語については、とくに「は」や「が」をつけず、いわば無格扱いにしておいてもよいが、それ以外の格になると、問題の状況にマッチした訳語をつけなければ、不適切になってしまうからである。それから、名詞化した形容詞に、形容詞や分詞が、修飾語としてくっつくと、いったいどちらが名詞なのか、識別に困ることもある。たとえば、<mala prohibita> 「[法律によって] 禁止された [関係で、実際に悪と扱われているだけの] 悪 = 法定犯」の語例では、<ma

la>が<malus> [悪い] の複数中性主格が名詞化したもので、<prohibita>の方は、<prohibeō> [禁止する] の完了分詞<prohibitus>の複数中性主格で、前の<mala>を修飾する。もともと、一般論として言うなら、形容詞系の言葉が二つならんでいるとき、どちらが、名詞化し、そして、もう一方の形容詞の修飾をうけているのかが、かならずしも明瞭ではないときもある。ちなみに、さきの<mala prohibita>と反対の概念は、<mala in sē> [それ自体における悪＝自然犯]である。<in>は前置詞(「～において」)で、<sē>は再帰代名詞<suī> [それ自身の] (三人称の再帰代名詞には、その性質上、主格形はなく、属格の形が見出し語となる) の奪格(単数)である(辞書の[52])。

(2) 実のところ、<bonus>型の形容詞変化は、とても重要なものである。それは、この変化パターンが、純粹の形容詞の場合以外にも、動形容詞(その仲間の動名詞の方は名詞風の変化をするが)や分詞(完了分詞・未来分詞)、所有代名詞(所有形容詞)など、法律ラテン語でおなじみの、含蓄の深い表現においてしばしば見られるからである。余談になるが、ここで、基本的で、しかも重要な指摘をしておこう。所有形容詞にかんしては、かりに、文脈上、「彼自身の(suus)」という「男性」のからむケース——英語の<his (own)>——についての話であっても(<suus>は性・数のちがいににかかわらず同形なので、「彼女自身の」・「それ自身の」・「彼ら自身の」・「彼女ら自身の」・「それら自身の」といった訳もほかにありうる)、<suus>という見出し語形容詞がかかっていく名詞の側の性に依じて勝手に——単数主格のところの話なら、<suus>(男性)・<sua>(女性)・<suum>(中性)へと——変化していく、という点を確認しておいて頂く必要がある。このさい、この手の英語の表現やルールのことはお忘れ頂くほかはない。ちょうど、男性の奴隷が、男性の主人にも、女性の主人にも、また、中性(?)の主人(ロボット)にも仕えなければならないように。なお、ラテン語には、近代欧米語の場合とは異なって、三人称の所有形容詞——「彼の」・「彼女の」・「その」など——はない。指示代名詞(形容詞)<is> [それ(その):これ(この)]の属格である<ējus> (英語でためしにたとえて説明してみると、<his>ではなくて、<of him>がくるようなものである)がここに登場する。以上のようなわけで、この<bonus>型の一統は、多彩な形容詞や各種の形容詞族(たとえば分詞)にあふれた法律ラテン語の文章を読み解くさいにとりわけ重要な語群になっている。ただ、読み手を本当に悩ませるのは、実は、比較的端正な面相をもつ<bonus>の一統ではなくて、辞書の[36]から[38]までにならんでいる、「第三種転尾の形容詞」と総称されるものである。それから、そこに見える現在(能相)分詞[39]も、一部過激な動きをして、この難物グループに加わってくる。以上のことは、法格言の実



例にむきあってみれば、すぐに理解して頂ける事柄である。

(3) つぎに、形容詞にかんする以上の説明を補足する事項を、「まとめ」とともに、以下に記そう。

① 同じ形があちこちにあるので(たとえば、<bonae>は、<bonus>の変化一覧に見えるように、三カ所にある)、文章の内容や文脈も念頭におきながら、パズルを解く気分で可能性を一つずつ探していくことが必要である。あるいは、具体的には、それを一つずつ消しさりながら、消去法によって正解に近づいていくことになるかもしれない。

② 名詞と形容詞とのペアは性・数・格で一致してできあがるのであるが、その組みあわせの語尾は、ときには似るが、しかし似ないこともある。<d ominōrum bonōrum> [有能な主人たちの] はうまく似ている例(複数属格)で、<poētae māgnī> [偉大な詩人たち [は]] はまるで似ていない例(複数主格)である。人工言語なら、きっと語尾ぞろえがスマートに行なわれることであろうが、自然発生的な言語では、そうもいかないのである。

③ 名詞らしい言葉と形容詞らしい言葉とがならんでいるとするとき、後の方を形容詞、前の方を名詞と見ることからスタートしてみるのがまずは能率的であろう(仏語や伊語などでは、形容詞が——英語の場合と異なって——、意味によって、前へきたり後へきたりする、という重要な約束事があるので、話は面倒になっているが)。もちろん、本来は形容詞であっても、名詞化したかたちのものがここへくれば、結果的には名詞が二つそろうこともある。こういうとき、同格になっているところに細心の注意を払わなければならない。例をあげよう。<homō faber>には、「人工の人間」という「名詞<homō>+形容詞<faber>」の読みもあるが、ここは、「名詞+名詞」として、「工作者としての人間=工作人」と読みたい。なお、<homo sapiēns> [分別をもつヒト=人間=ホモ・サピエーンズ] も、同格語と読めなくもない。しかし、<homō economicus (oeconomicus)> [経済人] とか、<homō eroticus> [エロス人間] とかは、「名詞+形容詞」型の表現である。蛇足であるが、筆者は、<homō jūridicus> [ホモー・ユーリディクス] = [法的人間・法人間・法の人] という概念を試みにつくりあげ、わが日本で「タテマエ」と「ホンネ」という対概念がどのような間柄になっているか、の問題を法学的・社会的に考察するさいの道具として、この概念を大いに活用させてもらっている(たとえば、「あの元巨人の江川選手は、世にも珍しい『ホモー・ユーリディクス』である」というようにしてである)。ちなみに、「タテマエ・ホンネ論」全般については、拙著『タテマエの法・ホンネの法』(第四版・日本評論社・2009)を御参照頂ければ、幸いである。ちなみに、名詞の属格は、原則として、前にある名詞に後方からかかってくるので、形容詞の場合のように、前か後のどちらかにかかってくるか、

についてあまり深く考える必要はなかろう。もちろん、格言でも、特有の美意識がからんで、属格が妙なところにおいてあるケースも、ある。

④名詞と形容詞という二つの言葉が問題となっているとき、この形容詞が「属性的に」（つまり、修飾語として）用いられているのではなく、いわゆる<be>動詞（「～である」）が省略されているかたちで「述語的に」用いられている、というケースもときにはある。とくに、短文のとき、要注意である。たとえば、<beātī possidentēs>「占有する者は幸せ〔である〕」と読むなら、これは述語的な用法ケースの方である（もう一つの読みは、「幸せな占有者たち（は）」である）。それから、その述語的用法の場合について言えば、英語とか独語とかなどでは、いわゆる<be>動詞の後におかれている形容詞は無変化——つまり、見出し語そのままの硬い形態——となっているが、しかし、仏語・伊語・西語などのロマンス語では、主語の性・数に応じて、形容詞がきちょうめんいろいろなと変化する。もちろん、これらのロマンス語の元祖であるラテン語では、後者のようになっている。

⑤形容詞と副詞はそれぞれちがった形態をもっているが（独語では、両者は同形になる場合がある）、しかし、意味のうえから、形容詞が副詞のようなニュアンスを帯びてくる場合がある。ここのは、ひとまず、タテマエは形容詞で、ホンネは副詞、という説明にでもしておけば、よからう。[B]部門の索引（[P]部門）「形容詞の訳しかた」を参照。

⑥仏語・西語では、<s>という語尾があれば、形容詞が、複数名詞との関係で複数形をとらされていることが判明するが（同じロマンス語族の一族でも、伊語ではそうはなっていない）、ラテン語では、形容詞の複数形の語尾は、<s>のほかに、格や性しだいで、いろいろな形をもっている。したがって、形容詞が単数か複数かの識別は、名詞についてそれをやっていく場合と同じように、とてもかんたんにはできないわけである。

⑦もし目前にある言葉が形容詞の一変化らしい、ということが察知されたとするとき（これはそれほどたやすい作業とは言えないが——現に、副詞の比較級は、形容詞の比較級の単数中性対格形と同じになってしまう）、どのようにして、その言葉の占めている座標——つまり、位置関係——を正しく求めればよいのであろうか？ 言うまでもなく、最終的な目標地点である語の意味づけに到達するには、どうしても、原点である見出し語を探しあてなければならないが、それと前後して、その言葉が文章中でどのような役割をになっているか——つまり、格——をつきとめる必要も出てくる。そのさい、形容詞が修飾している名詞の姿からも、性・数・格にまつわる情報がえられるはずである。また、動詞の種別——他動詞か自動詞か、あるいはまた、主格が登場する繫辞（コープラ）かそうでないか——も、格について情報を与えてくれる。ふつう、目前にある文章中の形容詞の変化形が、

辞書の見出し語にぴったりとあてはまるハッピーな事例などめったにないので、まず、見出し語を探して、その変化のパターンの一覧表のなかから、問題の形容詞の座標を求めていくことになる。以下に、辞書の見出し語の欄のところに具体的な例として表示されている変化の姿をグループ別にまとめて解説しておくことにしよう（〈8〉・〈10〉は純正の形容詞ではない）。

〈1〉〈bonus, bona, bonum〉[よい]（単数の、男性・女性・中性の各主格の三タイプ）……第一種・第二種 [34]・[47]（最上級＝優級の形容詞の変化）:[ ]内の数字は「辞書」の末尾にある表のナンバーである。辞書の見出し語は単数男性主格形である。〈4〉の場合のように、単数女性主格形がその男性主格形と同じになることはあるが、見出し語としては、便宜上、ひとまず男性のケースを想定しておきたい。

〈2〉〈liber, libera, liberum〉[自由な]（同上）……第一種・第二種 [35] \*もし男性形が〈(liber)us〉となっていてくれれば、〈us, a, um〉の組で、〈1〉の〈bonus〉の場合と同じ動きになるが、そうではなくて、末尾の〈us〉がなく、〈er〉のところで止められている。

〈3〉〈pulcher, pulchra, pulchrum〉[美しい]（同上）……第一種・第二種 [35] \*〈2〉の系列のものであるが、ここでは後の二つのところで〈e〉が欠落してしまうことに注意して頂きたい。〈1〉〈2〉〈3〉全体について言えば、法律ラテン語でも、〈1〉のような整然とした動きをする形容詞が多い。

〈4〉〈fortis, forte〉[勇敢な]（単数の、男性・女性という二つの性の主格に共通する形と、単数の、中性主格の形との二タイプ）……第三種 [36] \*この第三種型の形容詞変化には、このほかに〈5〉・〈6〉・〈7〉もあって、読みとりがむずかしいが、ここの〈4〉のケースが大部分なので、とにかく、(1)型のものとおわせて、ここの、二タイプ型のパターンのもので頂くことが必要となる。これらをマスターすれば、読み解きはかなり楽になるはずである。

〈5〉〈celer, celeris, celere〉[速い]（単数の、男性・女性・中性の各主格の三タイプ）……第三種 [38] \*〈4〉と〈5〉のちがいは、この〈5〉において男性と女性とで変化がちがっているところである。

〈6〉〈ācer, ācris, ācre〉[はげしい]（同上）……第三種 [38] \*後の二つのところで〈e〉が欠落していることに注意して頂きたい。〈3〉においおてもそのような現象が見られる。

〈7〉〈audāx, audācis〉[大胆な]（単数の、男性・女性・中性の各主格に共通する形と、単数の、男性・女性・中性の各属格に共通する形との二タイプ）……第三種 [37] \*第三種変化の名詞の場合のように、単数の属格形の方を二つ目に記しておくのが特徴である。それは、——困ったことに——単数主格形が三性とも共通になっている以上、それを、表示しても意味

がないからである。それに、この方式であれば、〈x〉のところが語形変化の過程で〈c〉に変わっていくことも指示できる。そのようなわけで、このような二語指示型の形容詞は、〈4〉のケース以上に、要注意である。

〈8〉〈tōtus, tōta, tōtum〉[全体の] (単数の、男性・女性・中性の各主格の三タイプ) …… 代名詞的形容詞の変化 [40] (これ以外の代名詞的形容詞については、[41] [42] [43] を見て頂きたい) 法律ラテン語の命題においては、この手の形容詞がしばしば登場する。

〈9〉〈brevior, brevis〉[いっそう短い] (単数の、男性・女性という二性の主格に共通する形と、単数の、中性主格の形との二タイプ) …… 形容詞比較級の変化 [45] (比較級に関連させて言えば、[46]・[47] の一覧表も要注意であるが、それは、法律ラテン語にしばしば登場する比較法や最上級がそこに含まれているからである。なお、比較級などが辞書の見出し語として採録されているのは、ごく例外的なケースである)

〈10〉〈amāns, amantis〉[愛している (ところの)] (単数の、男性・女性・中性の各主格に共通する形と、単数の、男性・女性・中性の各属格に共通する形との二タイプ) …… 現在分詞の変化 [39]。単数主格形は三性とも共通になっているので、その属格の形が二つ目にくるのは、〈7〉の場合の扱いと同じである。もっとも、現在分詞が辞書に見出し語として採録されるのはごく例外的なケースである。なお、単数全性奪格の〈amante〉のところは、その与格の形と同形の〈amanti〉となって登場する場合がある。いずれにしても、この〈10〉の分詞は、〈1〉～〈9〉の形容詞とは近い関係にある (もっとも、これは、動詞に由来する、という本来の性質はすてたわけではない)。ギリシア語では、分詞は八つの品詞のうち一角を占めるほど、しっかりした姿をもっているが、ラテン語では、分詞が十分に発達しなかったこともあって、それほどの扱いはうけていない。

そこで、検索の手順についてであるが、もし、目前にある形容詞の語尾が、[34] から [38] までの、モデル形容詞や、現在分詞 [39] や、代名詞的形容詞 ([40] ～ [43]) や、比較級形容詞 ([45]) などの変化語尾 (単数の三つの性の主格) に運よくマッチしていれば、それでまず見出し語はキャッチできるはずである。しかし、そうでないものについては、モデル中のモデルである〈bonus〉の変化一覧表 (上掲) でまずあたりをつけ (できれば、[36] の〈fortis〉の動きのパターンもチェックしておいて頂きたい)、総合的に考えて (ここのところがとても微妙な作業なのであるが)、見出し語にいたるのである。それで、見出し語から意味にたどりついたあと、具体的な文章構造の中の形容詞の文法上の役割をつきとめなければならない。

### 第三章 代名詞

(1) 代名詞という品詞は、どの言語にも存在するように思われるもので、

その役割や機能などについてはあらためて説明する必要もなからう。そうは言っても、この便覧でとくにターゲットとしている法律ラテン語の世界では、代名詞の形で登場してくる人や物の数が一つではないことが多く（しかも、人称代名詞の主語は、背後にかくれていて、読み手の眼にふれないのがふつうである）、どれがどれを指しているのかを正確にキャッチしないと、とんでもない誤解が生じてしまう。幸いなことに、ほとんどすべての代名詞の変化語尾は辞書の表に見えているので（[52]～[65]:§915～§927）、根気よくつきあわせをすれば、代名詞族の正体はつかめる（一方、辞書の見出し語のところには、代名詞の変化形のほんの一部しか収録されていないが、それもやむをえない）。しかし、またしても、同形が、同一の代名詞の性・数・格に応じた変化のあちこちで現われたり、それどころか、まったくちがう役割をもつ代名詞のなかに見えていたりして、読み手を大いに混乱させる。つぎに、とりあえず、現代日本でもよく知られている例にからめて、その実態を見て頂こう。なお、代名詞に格変化があることは、現代の無数の言語のなかで簡略化のもっとも進んだ英語の例でも知られる。〈I-(my)-me〉・〈he-(his)-him〉というようにである。

(2) 〈ad hoc〉…現代でも、このイディオムは、「アド・ホック」というように、正確なラテン語読みで通る（「アド・ホーク」でもまちがいは言えないが）。指示の意味をもつ指示代名詞・指示形容詞で、見出し語の〈hīc〉[この人（指示代名詞）・この（指示形容詞）]の単数中性対格にあたるのが、ここの〈hoc〉であるが、〈ad〉[～へ]が対格を支配する前置詞なので、この、対格形の〈hoc〉（〈hōc〉でもよい）がくる。意味は、それこそアド・ホック（に）、いろいろとつけられ、「そのことのためにとくに」とか、「このことに向かって（「向けて」が当世風であるが）」とか、「このことにあわせて（そくして）」とか、「このことだけに適応するかたちで」とか、「当座の」とかになる。ちなみに、〈ad〉は、あの「アドリブ」の「アド」でもある（〈ad lib.=ad libitum [任意に] =at one's pleasure〉）。ここの〈libitum〉は、非人称動詞〈libet〉「気に入る」の完了分詞〈libitus〉の中性単数対格形が名詞化したものである。つぎに、名詞変化とは一味ちがう、代名詞固有の変化パターンを示すこの〈hīc〉の動きを表で示しておこう（[53]）。この〈hīc〉と、指示代名詞（三人称の人称代名詞ともなる——先行詞の〈is〉は、本来の指示代名詞とは少しちがったニュアンスをはらんでいるので、「限定代名詞」とか「確定代名詞」とかよばれることがある）の〈is〉（[56]）と、関係代名詞〈quī〉[59]とのトリオを頭に入れておけば、たいいていの変化形に対応できるはずである（〈is〉と〈quī〉は、先行詞と関係代名詞という形で組みあわさってくるケースがあり、このペアの群は、法律ラテン語にしばしば登場する——〈is〉の方はよく省略されてしまうが）。なお、その〈is〉の

系統の用例にも重要なものがある。たとえば、単数中性主格の<id>〔これ〕の形は、近代欧米語でラテン語という意識もなしに用いられることが多い。<id est=i.e. [イド・エスト]>に見えている<id>がそれである。この言葉の直訳は、「それは～である＝つまり・すなわち」となるが、この機会に<est> (<sum>「～である」の現在三人称単数)の形をマークしておいて頂こう (<est>の正体は、仏語の<est>、独語の<ist>がその仲間であるので、すでにお察しがついているであろう)。

<hīc, haec, hoc> (これ・この)

|    | 単数    |       |       | 複数    |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | 男性    | 女性    | 中性    | 男性    | 女性    | 中性    |
| 主格 | hīc   | haec  | hoc   | hī    | hae   | haec  |
| 対格 | hunc  | hanc  | hoc   | hōs   | hās   | haec  |
| 属格 | hūjus | hūjus | hūjus | hōrum | hārum | hōrum |
| 与格 | huic  | huic  | huic  | hīs   | hīs   | hīs   |
| 奪格 | hōc   | hāc   | hōc   | hīs   | hīs   | hīs   |

ここで、長音のついていない単数中性主格の<hoc>のほかに、長音のついていない方の<hōc>が単数奪格の二つの個所に見えることにも注目しておいて頂きたい。なお、<huic>の<i>のところには長音がないものとした (§918には<huīc>とある)。また、<jus>・<ius>の語尾の形は、いかにも代名詞的な姿態であると考えておいて頂こう (<jus>には「法」という立派な名詞型もあるが)。この手の指示代名詞のグループには、この<hīc>以下、<ille>〔あれ・あの〕、<iste>〔それ・その〕、<is>〔これ・この：それ・その〕 (これは、「彼」・「彼女」・「それ」といった、ラテン語には存在しない、三人称の人称代名詞のようなもの (一人称の人称代名詞と二人称のそれとはちゃんと存在する：[52])、とひとまず考えておけばよい)、<ipse>〔それ自身〕、<idem>〔同じ人・同じ〕がある。これらのうち、英語の<it>のもつニュアンスを帯びた<is>系の変化詞が法律ラテン語の分野でもっとも多く用いられる。ここで、話のついでに、<Ipse dixit.>という用例を見ておこう。<ipse>は、名詞・代名詞を強調する言葉であり、「強意代名詞 (形容詞)」と名づけられて、「指示代名詞 (形容詞)」とは別のカテゴリーに入れられることもあるが、「それ自身・それ自体」のニュアンスをもつ表現 (トヨタに「イプサム」という車がある) として、指示代名詞の仲間に入っている (これは<is>と<pse>とが結合してできたものである)。ここでは、「彼は」が背後にかくれているが、訳は、それをプラスするようにしてつけ、「彼は自ら・彼自身」となる。<dixit>は<dīcō>〔言う〕の完了三人称単数で、全体とし

て、「彼自身が言った＝師のたまえり＝独断的定言」となる。それから、〈i dem〉も立派に近代欧米語の世界で活用されている（これは〈is〉と〈dem〉とが結合してできたものである）。あの「アイデンティティー〈identity〉」という現代思想のキーワードのもととなっている言葉が、この〈idem〉で（〈i dentitās〉というラテン語は、後期ラテン語であって、むかしからあったわけではない）、これは、今では、「同じ人」・「同じ著者」・「同じ物」・「同上」とかの意味で、さまざまに用いられる。なお、〈idem〉は単数男性主格で、〈i dem〉は単数中性主格なので、人に関係する前の方の意味のときは、「イーデム」というように、長音をつけて読まなければならない。なお、ラテン語の指示代名詞は、仏語の〈il〉・〈elle〉・〈le〉・〈la〉・〈leur〉や西語の〈este〉などに、その痕跡をとどめている。

(3) 上述のように、〈hic〉[これ・この]・〈iste〉[それ・その]・〈ille〉[あれ・あの]・〈is〉・〈ipse〉は、それぞれに奥深いニュアンスをもつ指示代名詞（指示形容詞）であるが（これらの〈hic〉・〈iste〉・〈ille〉という指示代名詞のトリオとならんで、関係代名詞の先行詞の役割ももつ〈is〉[それ（その）]が、法律ラテン語ではとくに重要である——もっとも、これはしばしば省略されてしまい、表に出ていないが）、そのほかに、とりわけ法律ラテン語文には、重要な関係代名詞（関係形容詞）、不定代名詞（不定形容詞）、再帰代名詞、人称代名詞が多数登場する。これらについては、後で格言の実例に即して説明することにした。疑問代名詞（疑問形容詞）は、「誰が～？」系の〈quis〉と、「何が～？」系の〈quid〉との二手にわかれるが、その格・数の変化が関係代名詞〈qui〉のそれとよく似ている点が、とてもまぎらわしい（[60] §285・924）。なお、代名詞的形容詞という、形容詞なのに代名詞のように派手な動きをするものは、法律ラテン語の命題でしばしば重要語として登場してくる（たとえば、〈ūnus〉[一つの]、〈sōlus〉[単独の、～だけの]、〈tōtus〉[全体の]、〈nūllus〉[なんらの～も～ない]、〈ullus〉[どれも（～ない）]、〈uter〉[どちらかの]、〈neuter〉[どちらの～も～ない]、〈uterque〉[どちらも]、〈alter〉[二つのうちの一つの・どれかの]、〈alius〉[三つ以上のうちのどれかの]（[40] 以下 §548 以下）。なお、[B] 部門の〈483〉に見える〈Cui bonō?〉[誰に利益に（なる）か]のように〈?〉マークが見えているケースでは、〈cui〉が疑問代名詞であることがすぐわかるが、しかし、文中に〈?〉なしで埋めこまれてしまうと、とたんに読み解きがむずかしくなる。

#### 第四章 動詞

(1) ふつう、外国語の学習素材というものは、単語や単語群ではなくて、単純な文法構造とやさしい意味内容とをもった単文のかたちでまず学び手（ビギナー）の前におかれる（たとえば〈I am a boy.〉・〈I love you.〉）。そ

の文章には動詞が含まれているが、これは文章の中軸をかたちづくっているもので、動詞問題をとりあえずマスターすることが第一に必要な。本編では、一見したところとつきやすい「名詞論」から解説をスタートさせたが、筆者の本心（ホンネ）を言えば、動詞が、その重要性のために、最初に扱われるべき対象であった。さて、外国語の勉強は、手もとにある辞書をひいてみることからスタートする（もっとも、広い意味におけるラテン語について見てみると、最近では、カペラーヌス著／有川貫太郎他編訳『現代ラテン語会話』〔大学書林・1993〕という会話の本に対応するCDを活用して、貴重な耳学問もちゃんとできるようになってきている）。まず、辞書の検索の手順のようなものを、実はレッキとしたラテン語であることがかならずしもよくは知られていない有名な横文字〈vetō〉を例にとって、いくらかくわしく説明してみよう。この〈vetō〉は、文法で説明すると、まぎれもなく動詞なので、ここでは、これを動詞の代表選手として扱うことにするわけである。

さて、上記の『羅和辞典』（「辞典」）には相当な情報がつまっており、いくらか特殊な法律ラテン語を読むいさいに必要となる知識も、かなりの程度ここから入手することができる。問題は、どのようにして、いわばハードウェアである辞書から、目の具体的な必要に応じて知りたい情報をアド・ホック（ad hoc）（に）ひっぱりだすかにあるが、これがまた、なかなかむずかしいことなのである。

問題の〈vetō〉は、ラテン語では「ヴェトー」と読むが、日本語では、これが、わざわざペダンティックに「ヴェトー」とされたり、日本語べったりで「ベトー」と簡略化されたり、英語読みで「ヴィートー」・「ビートー」とされたりしている。この語は、面白いことに、「私は差しとめる〔ものである〕・私は拒否する〔ものである〕」という動詞の一変化形（本動詞・定動詞）がそのまま凝固して、その意味にちなんで、「拒否権」というような名詞の扱いをうけるようになった変わり種である。これが、国連の安全保障理事会において、旧ソ連や中国などが土壇場でよく使った奥の手であることは周知のところであろう。ローマでは、平民の代表・味方である護民官は、多年にわたる身分闘争の成果の一つとして、貴族出身の政務官（行政官＝政治家）の日常の職務行動を現場で阻止するための「差止権（拒否権）」を事実上・法制上与えられるようになっていたのであるが、このようにネガティブな仕組みがまわりまわって現代にまで受けつがれて、この制度が生まれたもの、と一応のところ考えてよい。さて、英語などの近代欧米語にあっては、辞典のなかで、動詞の「見出し語」（代表形）としては、その原形（不定詞・不定法）が用いられるが、しかし、ラテン語では、これとはまったくちがって、いわば活きたままの「直説法——能動相（能動態）



——現在——一人称——単数」という変化形態（いわば、「本動詞」）がこの役目をはたすことになっている。ここを英語の例で説明すると、<be>ではなくて、<(I) am>が登場してくるようなものである。それで、さきの<vetō>というのは、まさにこの形である。もともと、「辞書」には、「私は差しとめる [ものである]」とは書かれずに、「私は」のところをカットして、たんに「差しとめる」というように、いかにも原形風の表記が出ているが。それで、この<vetō>は、まったく偶然にも、辞書の見出し語の好待遇を受けられる変化形なので、辞書には見事に収録されているわけであるが、しかし、これがまさに問題の動詞であるとは判明しない入門レベルの段階では、<vetō>の語形は、辞書にある<vetus>「古い」という形容詞の変化の一つに含まれているかもしれない、と心配してみることは必要である（結論的にはその可能性はゼロであるが）。

他方で、同じように日本のジュリストのあいだでそれなりに知られている動詞系のラテン語法律術語——たとえば、<stāre dēcīsīs>・<nōlle prōsequī>・<mandāmus>・<habeās corpus>・<exequātur>・<fiat>・<tēstāmur>など——については、とにかく「辞書」でその見出し語をつきとめられなければ、その意味や用法に正しくたどりつくことなど、およそ不可能である。それぞれの見出し語は、<stō>・<dēcīdō>・<nōlō>・<prōsequor>・<mandō>・<habeō>・<corpus>・<exequor>・<fiō>・<tēstor>である。なお、<corpus>（名詞）以外は、すべて動詞の見出し語である。もし、この<vetō>のように、各時称の一人称がすべて<o>で終わってくれているのなら、話はかんたんなのであるが、しかし、<o>の語尾は、<amō> [愛する] の例（辞書の [66~69]）で見ると、その単数のゾーンに三カ所にしかなく、全体としては、むしろ<m>が目立つ。ちなみに、英語の<I am>の<m>も、ラテン語のこの<m>とは遠縁の関係にある。

(2) それでは、「辞書」の<vetō>の項を少しくわしく観察してみよう。そこに<vetō, āre, tuī, titum>とあるが、これは、ときには「動詞の四基本形」と名づけられるものを示している（このことは、たとえば、英語で、「原形・過去形・過去分詞」の三基本形が動詞表示のさいに用いられるのと同じようなことである——英語では、<be>という原形が辞書の見出し語になっていて、<I am>の<am>はほんのお添えものとして辞書に収録されるだけであるが、ラテン語では、その<am>に相当する<sum> [である・存在する] という形が、堂々とした、動詞の代表形となっているのである）。そして、見出し語としての<vetō>につづく上記の一連の略語でもって、この動詞の変化形が、①<vetāre>という「能動相——現在不定法」をもつこと、②<vetuī>という「直説法——能動相——完了（この完了は、中心的な用いられ方である歴史的完了——英語などのたんなる「過去」に相当する——）のほかに、

現在という時点にもかかわらずのある、いわゆる「現在完了」や、いくらか特殊な「格言的完了」などを含む幅広い用法を誇る重要な時称であって、過去完了および未来完了と対比される)——一人称——単数」をもつこと、③<vetitum>という「目的分詞(スピーヌム)」をもつこと(ただし、後述のデーポーネンティア動詞では、この目的分詞は表示されない)が、それぞれ示されることになっている(ただ、文法書によっては、不定法と目的分詞・完了分詞との掲載順序がいかかわっていることもある)。ところで、——急にむずかしい話になってしまうが——四つ目の「目的分詞」というのは、近代欧米語の語法ではあまり見かけないものなので、このさい、どうしてもとりいそぎ特別に説明をしておかなければならない。これは「能動の意味をもつ動詞的名詞」の一種で、ここにある<tum(sum)>型語尾をもつ第一スピーヌムの用例の場合(一方、第二スピーヌムは、<tū(sū)>となる)、「差しとめるために」という「目的」の意味が、なんとたったの一語で見事に表現できるのである(英語でも「<to>不定詞」でこれくらいの芸当はできるが)。同じ分詞仲間としては、英語などの過去分詞にあたる完了分詞(「差しとめられた<vetitus>」)の方がなじみぶかいが、この完了分詞をつくるには、その目的分詞の末尾にある<um>のところを<us>に変えてやればよい。逆に言えば、目的分詞というのは、完了分詞の単数男性対格および単数中性の主格・対格の形に相当するのである。いっそのこと、めったに文例中に登場してこない目的分詞のかわりに、きわめて重要な完了分詞を四基本形のしんがりにおいてくれればよいのに、とも思うが、文法上そうすることにある種の重大な難点があるために、しかたなく上記のようになっているのである。それはそれとして、困ったことに、<(t)um>の語尾が見えたとき、それが目的分詞であることがなかなかうまく識別できないケースも生じてくる(「言うもおろかな」・「見るも無残な」・「言うにことかいて」などの文語的な言いまわしに見えているような「～するのもの」・「～することにおいて」などの、「観点」を表わす用法を特徴としている、第二スピーヌムの<(t)ū>語尾についても同じことが言える)。ますますむずかしい話に入りこんでしまうが、それはそれとして、このあたりのことを具体例にそくして見てみよう。

主語(「彼らは」)を欠いた状態で、<vēnērunt>という動詞(完了≒英語の過去)と<auxilium>という名詞(対格≒独語の四格)と<ōrātum>という問題の目的分詞との三つの部分から構成されている<Vēnērunt auxilium ōrātum.>[彼らは援助を乞いにやってきた]という文章では、その末尾のところ、英語の<to ask (help)>の意味で、<ōrō>[懇願する]の目的分詞<ōrātum>[乞うために]が用いられているのであるが、もしこの<um>の語尾につられて、名詞に完了分詞(英語の過去分詞のようなもの)がかか

っている、と読んで、<auxilium ōrātum>というようにストレートにつながいでしまうと、「乞われた援助が」または「乞われた援助を」となってしまう。このあたりが、ラテン語のなんともおそろしいところである。この種の「読みちがい」を誘う個所は、そこそこの長さの文章になれば、ほかにもごろごろしているが、そうなると、実は、正統的な文法的なアプローチをはなれて、「文意の側からよくよく考えてみる」という高級な手しかないかもしれない。たまたま、この文章では、本動詞<vēnērunt>が複数形（三人称）になっているために、単数形の<auxilium>〔援助〕は主語になれず、また、<vēnērunt>〔彼らはきた〕はいわゆる自動詞であって、対格の目的語をとることはないの、結果的には目的分詞ということに落ちつく。それから、たとえば、<ōrātum>には、「嘆願」という名詞の一変化形（見出し語は<ōrātus>〔乞い願うこと〕）さえも立派にある。なお、目的分詞には、<jūssum>（見出し語は<jubeō>〔命ずる〕）というように、さきの<tum>ではなく、<sum>の語尾形をもつものもあるが、この<sum>をもつものも、たとえば<commissum>〔犯行〕という名詞と混同されやすい。いずれにしても、目的分詞というものは、単独に使われるときでも（「～するために・～に」の意味と、「～するの・～することにおいて」の意味との二つがある）、また、文法上一定の役割を与えられて、受動的な表現とのからみでセットで出てくるときでも（たとえば、<datum irī>は、「与えられるであろうこと」という意味の受動相未来不定法の形態であるが（<irī>は<eō>〔行く〕の受動相現在不定法の形である）、ここの<datum>〔与えるために〕のところこそが、問題の<dō>〔与える〕の目的分詞なのである）、とびきりむずかしい代物である。もっとも、用例はあまり多くないので、この目的分詞のことなどお忘れ頂いてよいようにも思うが、もしほんとうにこれに遭遇したりすると、大変なことになるのはまちがいない。一方、上に示したように、一般の動詞は四基本形によってそのパターンの全体像が描かれるが、デーポーネンティア動詞（形式所相動詞）の場合、三基本形となる。つまり、<opīnor, opīnārī, opīnātus sum>〔考える〕というようにである。ここには、ふつう四基本形の四つ目の言葉として現われる目的分詞がない（それは、すでに、複合型の表現になっている完了の時称のところに出現している完了分詞の形である<opīnātus>から、語尾を<s>から<m>へとかえることにより、<opīnātum>という目的分詞の形がすぐつきとめられるからである）。

(3) もし、ラテン語の動詞がすべてこの<vetō>と同じような変化スタイルや仕組みをもっているのなら、私たちとしてはとても助かるのであるが、しかし、未来の(?)人工言語の場合ならともかくとして、自然に生みだされて自在に成長してきた言語には、いろいろな系統・系列の変化

パターンがまぎれこむ（英語にも、規則動詞と、とんでもない不規則動詞（一例をあげると、<go-went-gone>）とがあるので、このあたりの事情はすぐに察して頂けると思うが）。「運ぶ」を意味する重要な不規則動詞の<ferō-tulī-lātus>がその典型的な例で、別系の動詞である<tollō>が二つ目の完了語幹のところで補充されたから、このようにねじれた形になってくるのである。なお、完了分詞のところでは、<tlātus>から<lātus>が出てるので、これら後の二語は同系のものである。それから、ラテン語動詞の場合、ちゃんと規則的な変化をするものについても、タイプが四つもあり、事態をいっそう複雑にしている（そうは言っても、ラテン語の動詞の動きは、同じ古代語であるギリシア語の場合にくらべて、まだ規則的な方であり、動詞の活用表を活用すれば、動きの正体をつきとめることは、それほど難事ではない）。つまり、文法書によく登場してくる例を用いると、①<amāre [愛すること]（現在不定法）——amō [私は愛する]（直説法——能動相——現在——一人称——単数の形）>の組は、<āre>を特徴とする第一変化（これは、『新ラテン文法』では、簡略に（1）と表記されることもある——問題の<vetō>はこのグループに属する）で、②<monēre [モネーレ：警告すること]（現在不定法）——moneō [私は警告する]>の組は、長音の<ē>をもつ<ēre>「エーレ」を特徴とする第二変化（2）で、③<agere [アグレ：訴えること]（現在不定法）——agō [私は訴える]>の組は、短音の<e>をもつ<ere>「エレ」を特徴とする第三変化（3 および 3b）（『新ラテン文法』§118を参照）で、④<audire [審問すること]（現在不定法）——audiō [私は審問する]>の組は、<ire>を特徴とする第四変化（4）なのである（受動相でもよく似た現在不定法が現われる——<ārī>・<ērī>・<i>（<erī>ではない）・<irī>の四つがそれである）。<vetō>の形で今やおなじみとなったラテン語動詞の主力である<āre>型は、英語の<ate>、仏語の<er>、伊語の<are>、西語の<ar>の語尾をもつ動詞と深い関係にある。したがって、<amō>〔（私は）愛する〕動詞の変化一覧を愛して頂ければ、かなりの量の知識がえられるというわけである。各種の文法書や辞書は、動詞の種別やその変化の形態を具体的にすばやくとらえられるようにと、よく考えて、かなり大部の変化表を付録などにつけてくれているが、それでも、実際にそれを使う段になると、ラテン語の勉強をはじめたばかりの方々には、変化形の正体探しにはやはり手間がかかることだろう。実を言うと、この手のもろもろの表は、ほんとうのところは、文法の構図をしっかりと脳裏に刻みこんでいる人々（つまり、中級以上の人々）を対象にしつらえてあるので、そこまでの用意も余裕もないまま、とにもかくにもちゃんとした語・語群や文章に読みの現場でたちむかわざるをえない「アド・ホック型」の人々には、ある意味では宝のもちぐされになりかねないのである。なお、拙著『法学

ラテン語綱要』(玄文社・1976→増補版・1980:絶版であるが、筆者にご連絡頂ければ、入手はまだ可能である)の付録には、合計一六三個の動詞変化一覧があげられている(合成された動詞のケースをのぞいては、これでほとんどいけるはずである)。また、拙著『学ぶ人のために』(絶版)の付録Aにも、数は少ないが、計二一個の動詞変化表が収録してある。

(4)ところで、ラテン語には困った点がある。それは、動詞の変化ががっちりしていて、人称代名詞の主語などなくてもいっこうにさしつかえない、と考えられたためか(ほんとうの事情はそれほど単純なものではないが)、この手の代名詞主語を手がかりにして、文章の頭の方から動詞の正体をつきとめる、というルートがほとんど絶たれていることである。もし<ego>「私[は]」とあると、「ほかの人のことは知らないが、この私は」とか、「私こそが」とかの、「エゴイスティックな(英語の<egotism>ないしは<egoism>と関連のある言葉)」感じが生まれてくるのは、原則に反するそのような表現がわざわざ用いられているせいである。ちなみに、<Cōgitō ergō sum.>[我思う、故に我あり。]には、動詞の<cōgito>にかかる主語の<ego>がない(これが入っている表現もあることはあるが)。わが日本語にも代名詞のない「首なし文」(?)はざらであるから(もっとも、日本語の動詞には人称変化の方もないので、胴体だけの「足なし文」(?)となり、さらにやっかいである)、ラテン語だけがこの点でとんでもない変わり者というわけではない。先行詞としてそれなりに重い関係節を後にしたがえている、肝心の代名詞主語(たとえば、「～を[～する]ところの～は」の「～は」のところ——たとえば<is quī>の<is>、<ea quae>の<ea>、<id quod>の<id>)——さえもが、状況しだいでは、さっさと消えてしまうのはどうもぐあいが悪いように思うのであるが。

(5)それで、「言語構造全体のイメージを、あらかじめ、ぼんやりとでもよいからつかんでおくと、役に立つ」という話をさらにおしすすめると、一般に、動詞の変化語尾は、能動相(能動態)にかんするかぎり、三人称では<t>が圧倒的に多い。単数では<t>で、複数では<nt>となるのである。法律ラテン語命題の多くが記述文である関係上、この人称がふつうであるから、<t>語尾をもつ単語が動詞と判明すれば(ほとんどの場合、動詞である)、後は、辞書や文法書などに収められている動詞の変化表を活用してその単語の正確な位置を探ってみれば、よい。他方で、一人称および二人称の語尾について言えば、能動相にかんするかぎり、前者には、<o>か<m>(以上、単数の場合)か、<mus>(複数の場合)が、そして、後者には、<s>が多い(単数の場合は<s>で、複数の場合は<tis>となる)。このように、特徴のある語尾を品詞とは無関係に採集して、パソコンにでも記憶させておけば、一瞬にして的をかなり絞りこむことができる。これは、今から四〇年

も前に開いていた筆者の「私設ラテン語教室」の講義ですでに実験ずみの成果である（もちろん、そのころにはパソコンなど手許になかったので、ロー・テクの手法にたよるしかなかったが——それが別送分の「付録」のなかに収められている「語尾逆引表」である）。このありさまは、現在三人称単数で〈(e)s〉がくっついてくるだけの、英語の、さっぱりした人称変化とは大ちがいである（仏語・伊語・西語では、今も、ラテン語系の、飾りの多い語尾がくっついてくるが）。全体として、英語は、「ゲルマン語系の固い核に、ラテン語風のコーティングをほどこした、とてもおしゃれな(?)言葉」と規定してもよいように思われるけれども、しかし、このことは、動詞の変化にはあてはまらない。

(6) ここで、ラテン語動詞の全容を把握して頂くために、近代欧米語の文法においてもおなじみの、動詞の五つの顔（変化形態）についてまとめておこう。ヴォイス（相）には、能動相と受動相とが、ムード（法）には、直説法と接続法と命令法（不定法をこのグループに入れる考えもあるが）とが、パーソン（人称）には、一人称と二人称と三人称とが、ナンバー（数）には、単数と複数とが（ギリシア語やサンスクリットには、形態上、主語の数と動詞の数がマッチしない不思議な現象——たとえば、ギリシア語で中性の主語が複数形るときには、動詞は単数形で対応するしくみになっている——が、ラテン語にはそのようなことはない）、そして、テンス（時称・時制）には、現在と未完了過去と未来と完了と過去完了と未来完了がある（以上の文法用語にかんしては、文法家によっていろいろとちがった命名法がある）。さて、法律ラテン語の文章命題には、受動相が比較的多く（受動相は、英語などの受動態のようなものであるが、ラテン語では、たとえば英語で「いわゆる〈be〉動詞＋過去分詞」といった複合的な構造にはかならずしもならないところかなりちがいがある——各用例でこの点をたしかめて頂きたい）、大事なところで接続法がよく見られ、ほとんど三人称の構文となっており、現在と完了（完了には二系統の訳法があるが、仏語の「定過去」と名づけられる用法の示すものに近い、「～した」という意味——これは、ギリシア語では「アオリスト」という独自の変化形態が示すものであったが、ラテン語では、アオリスト系のニュアンスは完了の中に組みこまれてしまったのである——の方がむしろ主流であると、考えてよい）とがよく用いられ、これに、不定法（不定詞）、分詞、動形容詞（近代欧米語には、このたぐいのものは、それとしては、存在しない）、動名詞が複雑にからんでくる、といったぐあいである。この点からすれば、法律ラテン語の文章命題が、近代欧米語の法律的な文章命題の姿態とくらべて、それほどちがっているところはない、と言いきってしまってもよいであろう。したがって、私たちとしては、ラテン語をやみくもにおそれる必要などないわ

けである。このようにして、軸となる動詞の正体を動きのなかでつきとめることができる、文章の骨格の部分が見えてくるので、文章全体の輪郭をキャッチすることが容易となる。それで、いわゆる他動詞なら、目的語をつきとめ、頭にある主語と目的語にあたる手足とを動詞にあたる骨格につなぐ。構造的に言えば、主語と動詞以外のところは、いわば飾りのような個所なのであるが、本体の像がえられたら、つぎに、そこにほどこされている各種の装飾の中味を一つずつ吟味していけばよい。ちょうど「判じ物・判じ絵」を解くようにである。ちなみに、ラテン語の<rēbus>がこの日本語に対応しているが、その<rēbus>というのは<rēs>「事物」の複数奪格（与格も同形）で、「事物によって〔示す謎〕」がその原義である。

(7) 最後に、動詞変化の具体像を、一つだけ、表形式で示しておこう。ここでとりあげる<capiō>[とる]は、短音の<e>をもつ<ere>[エレ]（「エーレ」ではないが、しかし、筆者の経験では、<capere>とあると、なぜか、かなりの日本人は、「カペーレ」と長音を勝手に入れて読んでしまう——「アゲレ」も「アゲーレ」と読まれる）の形を特徴とする第三変化（『新ラテン文法』では（3・3b）で示されることもある——§118・933（3b））に属する、法律ラテン語の重要な動詞の一つである（英語の<capture>〔捕獲〕が<capiō>と関係している）。「辞書」の〔82〕以下には、この<capiō>ではなくて、<regō>が第三種活用の例として示されている。この第三のグループの動詞には、<ō>で終わるタイプのものが多いが、<iō>で終わるものもある。そのなかには、<faciō>〔つくる・なす〕、<cupiō>〔欲する〕、<sapiō>〔知る〕や、派生動詞の<efficiō>〔もたらす〕、<incipiō>〔はじめる〕、<accipiō>〔うけとる〕、<suscipiō>〔ひきうける〕、<objiciō>〔さしだす〕、<cōnficiō>〔完成する〕などの重要な法律用語も含まれている。なお、「辞書」の変化表の方がつぎに示す表よりもくわしく変化の形をひろいあげているので、検索のさいには両方に目くばりをして頂きたい。別送の「付録」に収められた動詞変化表も御参考になるはずである。

※1 以下の変化表冒頭の<capiō>などは、能動相で、<capior>などは、受動相である。

※2 三段組の<capiō>、<capis>、<capit>は、それぞれ、一人称と二人称と三人称の形である。

**capiō** [とる]（直説法能動相現在一人称単数の形＝「私はとる」）

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| <b>capiō</b>  | 見出し語＝直説法能動相現在一人称単数 |
| <b>capere</b> | 能動相現在不定法           |
| <b>cēpi</b>   | 直説法能動相完了一人称単数      |
| <b>captum</b> | 目的分詞               |

直説法

| 能動相 |    | 受動相 |    |
|-----|----|-----|----|
| 単数  | 複数 | 単数  | 複数 |

現在

|     |       |         |              |           |
|-----|-------|---------|--------------|-----------|
| 一人称 | capiō | capimus | capior       | capimur   |
| 二人称 | capis | capitis | caperis(-re) | capiminī  |
| 三人称 | capit | capiunt | capitur      | capiuntur |

未完了過去

|     |          |            |                 |             |
|-----|----------|------------|-----------------|-------------|
| 一人称 | capiēbam | capiēbāmus | capiēbar        | capiēbāmur  |
| 二人称 | capiēbās | capiēbātis | capiēbāris(-re) | capiēbāminī |
| 三人称 | capiēbat | capiēbant  | capiēbātur      | capiēbantur |

未来

|     |        |          |               |            |
|-----|--------|----------|---------------|------------|
| 一人称 | capiam | capiemus | capiar        | capiemur   |
| 二人称 | capies | capietis | capieris(-re) | capieiminī |
| 三人称 | capiet | capient  | capientur     | capientur  |

完了

|     |         |               |                    |                     |
|-----|---------|---------------|--------------------|---------------------|
| 一人称 | cēpī    | cēpimus       | captus(-a,-um) sum | captī(-ae,-a) sumus |
| 二人称 | cēpistī | cēpistis      | captus(-a,-um) es  | captī(-ae,-a) estis |
| 三人称 | cēpit   | cēpērunt(-re) | captus(-a,-um) est | captī(-ae,-a) sunt  |

過去完了

|     |         |           |                     |                      |
|-----|---------|-----------|---------------------|----------------------|
| 一人称 | cēpēram | cēperāmus | captus(-a,-um) eram | captī(-ae,-a) erāmus |
| 二人称 | cēperās | cēperātis | captus(-a,-um) erās | captī(-ae,-a) erātis |
| 三人称 | cēperat | cēperant  | capti(-a,-um) erat  | captī(-ae,-a) erant  |

未来完了

|     |         |           |                     |                      |
|-----|---------|-----------|---------------------|----------------------|
| 一人称 | cēperō  | cēperimus | captus(-a,-um) erō  | captī(-ae,-a) erimus |
| 二人称 | cēperis | cēperitis | captus(-a,-um) eris | captī(-ae,-a) eritis |
| 三人称 | cēperit | cēperint  | captus(-a,-um) erit | capti(-ae,-a) erunt  |

接続法

| 能動相 |    | 受動相 |    |
|-----|----|-----|----|
| 単数  | 複数 | 単数  | 複数 |

現在

|     |        |          |               |           |
|-----|--------|----------|---------------|-----------|
| 一人称 | capiam | capiamus | capiar        | capiamur  |
| 二人称 | capias | capiatīs | capiaris(-re) | capiaminī |
| 三人称 | capiat | capiant  | capiantur     | capiantur |

未完了過去



|     |         |           |                |            |
|-----|---------|-----------|----------------|------------|
| 一人称 | caperem | caperēmus | caperer        | caperēmur  |
| 二人称 | caperēs | caperētis | caperēris(-re) | caperēminī |
| 三人称 | caperet | caperent  | caperētur      | caperentur |

完了

|     |         |           |                    |                     |
|-----|---------|-----------|--------------------|---------------------|
| 一人称 | cēperim | cēperimus | captus(-a,-um) sim | captī(-ae,-a) sīmus |
| 二人称 | cēperis | cēperitis | captus(-a,-um) sīs | captī(-ae,-a) sītis |
| 三人称 | cēperit | cēperint  | captum(-a,-um) sīt | captī(-ae,-a) sint  |

過去完了

|     |          |            |                      |                       |
|-----|----------|------------|----------------------|-----------------------|
| 一人称 | cēpisse  | cēpissēmus | captus(-a,-um) essem | captī(-ae,-a) essēmus |
| 二人称 | cēpissēs | cēpissētis | captus(-a,-um) essēs | captī(-ae,-a) essētis |
| 三人称 | cēpisset | cēpissent  | captus(-a,-um) esset | captī(-ae,-a) essent  |

命令法

現在 cape capite (二人称の場合)

不定法

|    | 能動相                   | 受動相                 |
|----|-----------------------|---------------------|
| 現在 | capere                | capī                |
| 完了 | cēpisse               | captus(-a,-um) esse |
| 未来 | captūrus(-a,-um) esse | captum irī          |

分詞

|    | 能動相              | 受動相               |
|----|------------------|-------------------|
| 現在 | capiēns(-tis)    |                   |
| 完了 |                  | captus(-a,-um)    |
| 未来 | captūrus(-a,-um) | capiendus(-a,-um) |

動名詞 capiendī (属格), capiendō (与格),  
capiendum (对格), capiendō (奪格)

目的分詞 **captum** (第一スピーヌム), **captū** (第二スピーヌム)

① <o>は、単数一人称(能動相)の語尾であり、辞書の見出し語としてもっとも親しまれている形である。しかし、実際問題としては、<o>とくれば、それがひょっとして名詞・代名詞・形容詞などの変化語尾ではないのか、と疑ってみるのが、まず先の仕事である。法律的な命題では、「私は～する」という構文はめったに存在しないからである。[B]部門<646>はその珍しい例である。

② <m>が、語尾ではなくて、末尾のあたりの語中にくるケースが目につくが、これは、複数一人称(能動相・受動相)の指標となっている。ちなみに、末尾の<m>は名詞・形容詞・代名詞などの単数対格に多いが、しかし、これは、同時に、動詞の一人称単数(能動相)の指標ともなっている(<vetō>に見える<o>とならんで、この<m>という動詞語尾は重要である)。

③ <ba>・<ra>・<re>・<ri>・<ss>は語中に出てくるが、それぞれ、ある時称を示す指標ともなっている。もっとも、このことは、<capiō>という動詞について言えることであって、動詞全般にあてはまるものではない。

④ <r>は、受動相を示す指標である。

⑤ 完了系時称(完了・過去完了・未来完了——直説法の場合：完了・過去完了——接続法の場合)では、<sum>系の変化と完了分詞(これ自体も、<bonus, -a, -um>と同じように、性・数・格で変化する)との複合的な組み合わせが現われてくる。

⑥ <t>は、すでにしばしば指摘しているとおり、三人称の変化語尾である。複数の場合(右側のもの)は、単数の場合より字数が多いこともあって、すばやくキャッチできるはずである(たとえば、<it→iunt>・<at→ant>・<iet→ient>・<isset→issent>)。

⑦ <s>は二人称の語尾として各所に現われるが、これについても、名詞・代名詞・形容詞などの変化語尾である可能性も探ってみる必要がある。一人称とか二人称とかの用例が記述的命題としての法律ラテン語ではほとんど見られないので、なおさらのことである。

⑧ 直説法と接続法は微妙に異なる語尾をもっている。<直説法：it→接続法：iat>・<itur→iatur>がその例であるが、これは<capiō>だけにあてはまる区別で、他のタイプの動詞になると、両者の区別の仕方がまた変わってくる。

⑨ <cēperit>の形は直説法未来完了三人称単数と接続法完了三人称単数との二カ所に現われてくるが(その複数の<cēperint>についても同じようなことがあてはまる)、直説法未来完了の方が出てくるのはかなり珍しいケースで、その性質上、接続法がよく登場する法律ラテン語の場合、どちらか

という接続法完了の方をまず考えてみるのが、おすすめである。

⑩ 完了三人称複数には、<cēpērunt(ere)>と記されていることから判明するように、<cēpēre>という別形が存在する（そのほか、この手のものとして<amāvēre>・<monuēre>・<ēgēre>・<audiēre>がある）。後者は語尾だけをとってみると、現在不定法の一つのパターンである<ere>・<ēre>の語尾と、とてもまぎらわしい関係にある。

⑪ もう一つ、完了系の語尾についての話であるが、子音の<v>が消えてしまう、という現象がある。『新ラテン文法』§212・§213のリストを見て頂くのが一番であるが、§492の注に記してあるように、<amāvērunt [彼らは愛した]>が<amārunt>になること、<amāvisse (愛したこと=完了不定法)>が<amāsse>になることの、二つを記憶して頂ければ十分である。もっとも、「辞書」には、これらの点についての情報は存在しない。

⑫ 不定法、分詞、動名詞、動形容詞は、いわゆる本動詞が「メイン」であれば、「サブ」の位置にある用いられかたであるが、これらについては、本篇[B]部門の各命題に対してつけられている文法的解説の個所でとりあげることにはしたい（「不定法」については、<171>などを、「分詞」については、<55>などを、「動名詞」については、<153>・<1540>を、「動形容詞」については、<1>を、それぞれ参照）。なお、難解な目的分詞については、すでに、さきの第四章(2)のところで少しふれておいた。

(8) つぎに、動詞族といったものを探訪してみよう。さきの<vetō>ほどは世に流布していないが、しかし、それなりに現代にも知られた動詞（変化した形態の動詞=本動詞・定動詞）の例を五つあげることにする。ひょっとすると、あまりにも固い意識調の日本語訳がついているので、世間ではこれがラテン語であるらしいと認識されているとしても、実はその正体が動きをはらんだ動詞であることまでは察知されていないかもしれないが。

① <mandāmus>……「マンデイマス」という英語読みのラテン語が今も通用しているのは、古くからラテン語が英(米)法の世界でそれなりの重味をもっていたことの証拠と見てよい。これは、変化からすれば、英語の<we command>に相当し、「令状でおどす」とか、「職務執行令状」とかの意味で用いられる。さて、<vetō>の場合とはまったくちがって、この形は辞書にそのまま収録されていないので、結局のところ、<mand>と<āmus>とに言葉を二分して、両面から攻める必要が出てくる。動詞であっても、他の品詞であっても、問題の単語が語尾のところで変化するケースが圧倒的に多いので（語尾以外のところで変化する言葉もある）、筆者は、その語尾に着目して、「語尾逆引表」なるものをためしに作成してみたが（「付録」）、その「<s>で終わるグループ」の部門で、<us>→<mus>→<āmus>とひきこんでいくと、この形態が動詞の変化語尾であるらしい、と判るはずである。

ただ、〈us〉という、名詞や代名詞の変化語尾の前に、たまたま〈m〉という音がくっついているだけ、という可能性は排除できないので（たとえば〈domus〉[家]）、この表をいくら用いても、いつでも正解が決定的にえられる、というわけではない。他方で、語頭の〈mand〉については、辞書にある十数語をざっと見ていけば、〈mandāns〉という言葉（現在分詞）などの説明欄に〈mandō〉という中核語・基幹語がしばしば登場してくることが判明するが、それをヒントにすれば、意味の方はおぼろげながらもつかんで頂けるのではなかろうか。結局、これは、〈mandō〉[命ずる]の直説法現在一人称複数形なのである。このさい、仏語の〈nous sommes〉[私たちは～である]中の〈somes〉の〈m〉とひっかけて、〈āmus〉という、一人称複数に特徴的な語尾を覚えて頂くのも、妙手かもしれない。

② 〈habeās corpus〉……「ヘイピラス・コーパス」と読むのが英語風である。これは、「君が身体をもつよう」(Have the body)という語ではじまる令状のことで、「人身保護令状」とか「身柄提出令状」とかの訳がこれにあてられている。さて、〈habeās〉は、語尾からだけでは、名詞の複数対格ともとれるし（たとえば〈mēnsa〉[机]の複数対格〈mēnsās〉）、そのほか、形容詞・代名詞・副詞などにもこの〈as〉の形態があるので、はたして〈habeō〉という動詞にたどりつけるか、心もとない。それはともかくとして、この機会に重要動詞〈habeō〉のことはマークしておいて頂きたい（これは、かならずしも英語の〈have〉とピッタリとあうものではないが、その意味には重なりあうところも多くある）。つぎに、意味について見てみると、英語の〈you have〉流の直説法の表現なら、〈habēs〉となることを考えあわせると、問題の〈habeās〉が、その直説法ではなく、接続法の現在二人称単数にあたることはいずれはつきとめられるはずである。それで、命令のニュアンスをもつ接続法の用例として、ここを文語風に表現すると、「もつべし」という系統の訳が出てくるわけである。この接続法の用法については、とりあえず、独語や仏語の場合のことを想像して頂ければ、問題はほとんど解決するが、ここで、訳しかたのパターンを例示しておこう。「現在」という時称について言えば、直説法では「～する」となるのに対して、問題の接続法では、「～するべきである」・「～してほしい」・「～するかもしれない」などとなる。要するに、これには、今や現代の私たちから遠くなってしまった、あの、文語の「べし」のもっていたニュアンスに近いところがある。なお、英語では、〈should〉・〈could〉・〈might〉・〈would〉などの助動詞が接続法の役目をしてきている。つぎに、〈corpus〉は、幸いにも見出し語のところにあるが（〈corpus delicti〉[罪体＝コーパス・ディーリクタイ]は、この見出し語——つまり、単数主格——の方の用例であり、〈delicti〉は、〈delictum〉[犯罪]の単数属格形である）、この格は主格とも思えないので、

ちがった格のことを考えてみなければならない。結局、これは、いわば英語の目的語のようなもので、「身体を」という単数対格の形である（少しとっつきにくい感じののある名詞の第四種変化の項を参照）。いずれにしても、二人称（単数）の数少ないテクニカル・タームの用例として、<habeās corpus>をマークしておいて頂きたい。

③ <exsequātur> (<exsequatur>とも綴られる) ……ラテン語では「エクセクァートル」と読むが、英語では、「エクシクウェイター」となる。これは、文法的には、特異な動詞であるデーポーネンティア動詞<exsequor> (<exsequor>) [実行する]の接続法現在三人称単数（受動相）の変化形なので、「彼が執行するよう」と訳されることになる（「執行されるよう」とはならない）。英（米）法では「領事認許状」にあたる。ところで、これにはやっかいなところがある。つまり、結果的に言うと、<atur>というのは、受動相の現在三人称単数の典型的な語尾なのであるが（これをすばやく察知するには、さきの語尾逆引表を用いて、[<r>で終わるグループ]にあたって頂くしかない）、実は、この動詞は、デーポーネンティア動詞（形式所相動詞・能動欠如動詞）というもので、変化語尾の方は受動相のさいに現われてくる形態をとりながら、しかし、意味の方は能動的という、コウモリのような生き物である（話は変わるが、英語の「ベストセラー<a best seller>」も、「本をもっともよく売った人」という、ごくふつうの訳のほかに、「もっともよく売れた（売られた）本＝売上最高の本」もあって、よく考えてみると、いわゆる他動詞と自動詞の間柄も、それほどかけはなれているというわけでもないことが判明する）。この手の異彩・異相の動詞は意外にも法律用語に多い（[L]部門の(XI)①：p.116f.のところにその一覧表がある）。辞書に<v. dep.>と指示があるのは、問題の動詞が「デーポーネンティア動詞」に属することを示す。<v>は動詞を示す略語である。

④ <fiat> ……「フィーアット」がラテン語読みであるが、英語では「ファイアット」とは読まれる（イタリアには会社の頭文字をつないでつくった「ファイアット」という名の名車があるので、音そのものの方はよく知られているはずである）。これも、接続法現在三人称単数で、見出し語は<fiō>である。この<fiō>は二つの顔をもった面白い動詞で、「～に（と）なる」という、いわば自動詞的な意味と、「～に（と）される」という、いわば他動詞の受動相的な意味とをもつ。法律ラテン語の世界では、「なる」と「される」とでは、微妙なニュアンスのちがいがあがる。さて、<fiat>の意味は「それがなされるよう＝命令」である。ここのところの英訳は<Be it done.>あたりになるのであるが、このように、英語では、こういった短い言葉にも主語（<it>）がちゃんとついてくれていて助かるのであるが、ラテン語ではそうはならない。このように、ラテン語では人称代名詞が文中に登場しないこと

がむしろふつうなので、主語探しはいつも広い目にやってみなければならぬのである。ついでに、さきの<habeās>とここの<fiat>の双方にうまく関連する語例をあげておこう。<fierī faciās>がそれで、本動詞は<faciās>であり、これは、<faciō> [つくる] の接続法現在二人称単数で、<fiō> [なされる] の現在不定法<fierī>をひく。「君が、なされるようにせよ。」が直訳である。術語としては、<fi. fa>などの略号で、「強制執行状」を指す。

⑤ <tēstāmur>……「テースタームル」が正式の発言である。ここを「ステイマー」と読まれてしまうと、もはやラテン語の感じはしなくなる。これは、デーポーネンティア動詞<tēstor> [証明する] の現在一人称複数(受動相)の形で、「私たちは証明する」が原義である。ここから、「試験合格証明書」という術語的な訳が生まれた。

#### 第四部 法律ラテン語格言を読み解く

(「第一章 凡例」のところには、この [A] 部門につづく [B] 部門を利用するさいに参考にして頂く「凡例」が便宜上おかれている。第二章以下は、本来の、いわば読みもの風の記述である。)

##### 第一章 凡例

1° あとの第五部の [B] 部門でとりあげる、ローマ法・ローマ法学の見地から特別に重要な法命題の出典は、以下のような略号によって示すことにする。

(a) <Paul. D. 50, 17, 176pr.>とあれば、それは、パウルス<Paulus>という法学者が、自身のある著作(本編の出典表示の欄には掲げていないが、<ad Plautum> [プラウトゥス註解] という著作)に書き記していた法的命題が、いわゆる『市民法大全 (Corpus Jūris Cīvilis)』の中核部分となっている『学説彙纂 (Digesta)』(これは<D.>と略記される)の第五〇巻第一章第一七六法文前文(ここの「前文」は<pr.>と略記される)の個所に採録されている、ということを示すものである。なお、実質的に見れば、このパウルスの法的命題は、彼の学説の一つの現われにすぎないが、しかし、よく知られているとおり、ユースティニアヌス帝(後六世紀)は、『市民法大全』の編纂にあたって、三世紀も前の古典期の有力な法学者の学説を、ときには多少ともそれに修正もほどこしながら、法文命題として扱って、そこに収載した。したがって、法の原理・原則を簡潔に言いあらわしたものは、学説上、法格言クラスの扱いをうける、という程度のもではなく、レッキとした法規定(タテマエ)にまでなっているのである。ところで、全五〇巻のうちに収められたその法文の数は九〇〇〇をこえる(各

法文にはさらにいくつかの項目がおかれているので、法文の総数は、何万にもおよぶ)。

(b) <C.J.10,16,1>とあれば、それは、さきの『市民法大全』の一翼をになう『勅法彙纂 (Cōdex)』(皇帝の発布した勅法の集録：全一二巻)の第一〇巻第一六章第一法文が出典となっていることを示す。

(c) <I.J.2,1,1>とあれば、それは、同じように『市民法大全』の一翼をになう『法学提要 (Īnstitūtiōnēs)』(国定の法学教科書の役割もかねそなえた全四巻の作品)の第二巻第一章第一法文が出典となっていることを示す。なお、イタリック体でない表記の<Gai.I.>とあれば、それは、ガーイウス<Gāius>という法学者が私的に編集した『法学提要 (Īnstitūtiōnēs)』が出典となっていることを示す。したがって、こちらの方から選びだされた法的命題は、学問的には(ホンネ上は)それなりに高い権威をもっている可能性はあるが、もちろん、法規ではない。

(d) <Nov.1>とあれば、これは、『新勅法 (Novellae)』の第一法文が出典となっていることを示す。なお、<D.>・<C.J.>・<I.J.>・<Nov.>などの法文資料の出典表示は、イタリック体になっている。<G.I.>の場合は、もちろん法典ではないので、そのような扱いはうけない。しかし、これも、ローマ法・ローマ法学の立派な資料である。

(e) <D.>、<C.J.>、<I.J.>、<Nov.>以外の資料からとりだした法的命題の一部については、その出典を必要に応じて指示するが(残念ながら、さまざまな事情により、正確な指示のできなかつたところも多い)、そのほかに、英(米)法の世界においてラテン語で表現されている法的命題の一部については、後の 6° のところで示すような略号で出典を指示することにしよう。

2° 各格言を文法的に読み解いていきさい、筆者のまったく個人的な考えにしたがって、以下のような解析のスタイルを、採用する。まず、オリジナルな配列のかたちで、もしくは、ふつう現代人の眼にふれるような配列で、格言命題を「見出し」として掲げる。つぎには、見出し語命題の文章全体を文法的に解析しやすくするために、近代欧米語——とりわけ、英語——でまずは標準的と思われるような語の配列に見出し語命題をさしかえたものを示す(たとえば、主語を頭にもってくる)。最後に、格言命題をほぼ直訳したかたちの日本語の表現を示す。したがって、ときには、世間に流布している訳語とは少しちがう訳しかたも生じてくる。その意味で、筆者の訳は、「試訳・私訳・基本訳」にすぎない。読者の方々は、御自身の書物などでラテン語法格言を引用されるさい、御自由にお好みの訳をつけて頂ければ、それでよいであろう。ここで、例をあげて、この配列形式を示そう。  
<Jura novit curia.>→ [Cūria nōvit jūra.] → 「裁判所が法を知ってい

る。」という順になる（「法を知るのは裁判所である」というのは、こなれた日本語の訳しかたであろう）。二つ目のさしかえ文の個所には長音符がつけてある（それにつづく、単語の文法的解析の個所には、その長音符はない）。

3° 本編の最大の特色は、命題を構成する各語それぞれに文法的説明をつけている点にある。原テキストと訳文をならべるだけでは、どれほど直訳・逐語訳の手法を駆使しても、原語の意味と日本語の意味との対応を正確にとらえることはほとんど不可能である。しかも、法格言は、しばしばアレンジされて、少しずつもとの姿を変えていくこともあるので（ここで私製のものをお目にかけるなら、有名な<In dubiō prō reō>に対抗するものとして、<In dubiō prō salūte.>〔疑問が残る〔こと〕においては、〔社会の〕安寧に有利となるように〔判断されるべきである。〕〕となる、というようにである——「公共の利益を守るためならば、罪の嫌疑が疑わしいことにも不利益な扱いをする」というようなニュアンスのものである）、全語対応型の、初歩的でていねいな解説が用意されなければ、実際のところは読みの現場で融通がきかないのである。そのようなわけで、文法的解説の部門は相当な量になってしまったが、多少の工夫はしている。格言命題のなかにしばしば登場する専門用語が、本編の〔O〕部門のところに「重要語一覧」としてまとめられているのが、その現われである。読者の方々が具体的な法格言の語解説の個所で扱われていない単語に遭遇された場合には、その重要語一覧（ここには変化している形の多くが含まれている）の方を見て頂きたい。なお、前置詞、接続詞、副詞などの一覧もそのところに用意してあるので、辞書が手もとにないときには、それを適宜御参照頂きたい。もっとも、前の三つの品詞は不変化詞なので、それと判りさえすれば、「辞書」にあたって頂ければ、その一覧表を利用しなくても、その正体は比較的かんたんにつかめる。

4° ふつう、ā、ī、ū、ē、ōなどの長音符付きの母音は表示されないのであるが、文法書としての性格をもつ本編では、原則として、原命題を文法的な解析に役だつよう書きかえた部分のところだけに、長音表示をしている。なお、書きかえなど必要でない、モダンで、きれいな命題では、同じ配列のもの該当部分に長音がつけてある。

5° ※印につづく欄には、まず、主として、文法的解説あるいは内容的な説明の部分をおく。もっとも、スペースの制約もあって、この欄がすべての法格言についている、というわけではない。

6° <>記号でくくられた数字は、本命題と同一内容のもの、および、対比・参照する必要のあるものなど、さまざまな内容の命題を指示する部分である。一方、矢印である「→」記号を含む指示は、文法的解説がいくら



かほどこされている命題のナンバーを示すものと、「索引」の所在を示す部分とである。

7° この法格言コレクションを編集するさいは、以下の書物を全面的に参照させて頂いた。先人の貴重な御業績に心から敬意を表したい。Dragomir Stojčević et Ante Romac, *Dicta et Regulae Iuris—Latinska pravna pravila, izreke i definicije sa prevodom i objašnjenjima, Savremena Administracija*, 1971; Detlef, Liebs, *Lateinische Rechtsregeln und Rechtssprichwörter*, 1981; Edoardo Mori, *Dizionario dei termini giuridici e dei brocardi latini*, 6<sup>ed.</sup> 2008; 末川博編『新訂・法学辞典』(1956); 田中秀央・落合太郎編『ギリシア・ラテン引用語辞典』(1968); 武市春男著『イギリスの法律格言』(1968); 守屋善輝編『英米法諺』(1973)。なお、本データ作成のさいに参照できなかつた貴重な作品として、宮崎康徳著『リーガル・マキシムとは何だろうか——英米法格言に学ぶ——』がある[2006; 自費出版形式のもの: 連絡先は、「公益財団法人・自治体問題研究所」(郵便番号 12-0011: 福岡市博多区博多駅前 1-19-3-508: tel=fax/092-472-4675) 気付: 宮崎康徳氏である]。

8° 英米法系の格言の出典の略号の主要なものは、以下のとおりである。

|                |  |
|----------------|--|
| Allen(Mass.)   | Allen, Massachusetts Reports                               |
| Bac.Aph.       | Bacon's Aphorismus   |
| Bac.Max.       | F.Bacon, Maxims  |
| Barb.          | Barbour's New York Chancery Reports                        |
| Bell.          | Bell's Dictionary and Digest of the Laws of Scotland       |
| Best.Ev.       | Best on Evidence   |
| Binn.          | Binney's Pennsylvania Reports                              |
| Bing.          | Bingham's English Common Pleas Reports                     |
| Bl.Com.        | Blackstone's Commentaries on The Laws of England, 4 Vols   |
| Bouv.Dic.      | Bouvier's Law Dictionary                                   |
| Bouv.Inst.     | Bouvier's Institutes of American Law                       |
| Brac.          | Bracton de Legibus et Consuetudinibus Angliae              |
| Branch, Max.   | Branch's Maximus   |
| Branch, Princ. | Branch's Principia Legis et Equitatis                      |
| Broom, Max.    | Broom's Legal Maxims                                       |
| Bulst.         | Bulstrode's English King's Bench Reports                   |
| Burr.          | Burrow's Reports, English King's Bench                     |
| Calvin.        | Calvinus Lexicon Juridici                                  |
| Ch.Prec.       | Precedents in Chancery                                     |
| Co.Inst.       | Coke, Second Part of the Institutes of the Laws of England |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| Co.Litt.                   | Coke, First Part of the Institutes of The Laws of England,<br>or A Commentary upon Littleton |
| Co.Rep.                    | Coke's Reports, King's Bench   |
| Cowp.                      | Cowper's English King's Bench Report   |
| Cro.Car.                   | Croke's English King's Bench Repoports Tempore Charles I (3<br>Cro.)                         |
| Cro.Eliz.                  | Croke's English King's Bench Reports Tempore Elizabeth (1<br>Cro.)                           |
| Dav.Ir.K.B.                | Davies' Reports, Irish King's Bench  |
| Doct. & Stud.              | Doctor and Students; Saint-German  |
| Dyer                       | Dyer's English King's Bench Reports  |
| Dwar.St.                   | Dwarris On Statutes  |
| Eden                       | Eden's Reports, High Court of Chancery, England  |
| Exch.                      | English Exchequer Reports  |
| Fleta                      | Fleta, Commentarius Juris Anglicani, 1647  |
| Fost. Cr. Law              | Foster, Crown Law  |
| Gilb. Ch.                  | Gilbert's Reports, English Chancery  |
| Greenl.Ev.                 | Greenleaf on Evidence  |
| Godb.                      | Godbold's Reports, English King's Bench  |
| Hale, P.C.                 | Hale's Pleas of the Crown  |
| Halk. Max.                 | Halkerstone's Latin Maxims   |
| Hob.                       | Hobart's English King's Bench Reports  |
| Jenk.Cent.                 | Jenkins' Eight Centuries of Reports, English Exchequer                                       |
| Kames Eq.                  | Kame's Principles of Equity  |
| Kent.Com.                  | Kent's Commentaries on American Law  |
| Lane                       | Lane's Reports, English Exchequer  |
| Littl.                     | Littlton's English Common Pleas and Exchequer Reports  |
| Lofft                      | Lofft's English King's Bench Reports   |
| Lofft, Append.             | Lofft's Maxims, appended to Lofft's Reports  |
| Mackeld. Rom. Law          | Mackeldey on Roman Law   |
| Macq.H.L.Cas.              | Macqueen's Scotch Appeal Cases (House of Lords)  |
| Maule & S.                 | Maule and Selwyn's English King's Bench Reports  |
| Metc.                      | Metcalf's Massachusetts Reports  |
| Mir.Jus.                   | Horne's Mirror of Justice  |
| Montesq.Esprit des<br>Lois | Montesquieu, Esprit des Lois   |
| Off.Ex.                    | Wentworth's Office of Excutors   |

|                  |  |
|------------------|--|
| Noy,Max .        | Noy's Maxims   |
| P.Wms.           | Peere William's English Chancery Reports                         |
| Phil.Ev.         | Phillips on Evidence   |
| Phillim. Dom     | Phillimore on the Law of Domicil                                 |
| Pic.             | Pickling's Massachusetts Reports                                 |
| Plowd.           | Plowden's English King's Bench Commentaries and Reports          |
| Reg.Jur.Civ.     | Registrum(Regulae) Juris Civilis                                 |
| Rolle            | Rolle's English Kings Bench Reports                              |
| Shars.Bl.Com.    | Sharswood's Blackstones's Commentaries                           |
| Shep.Touch.      | Sheppard's Touchstone  |
| Smith,Lead.Cas.  | Smith's Leading Cases  |
| Spence           | Spence's Equitable Jurisdiction of the Court of Chancery         |
| Starkie,Ev.      | Starkie on Evidence  |
| Step.Pl.         | Stephen on Pleading  |
| Story.Ag.        | Story on Agency  |
| Story,Bailm.     | Story on Bailments   |
| Story,Cont.      | Story on Contracts   |
| Story,Confl.Laws | Story on Conflict of Laws  |
| Story,Eq.Jur.    | Story Equity Jurisprudence                                       |
| Term             | Term Reports, English King's Bench (Durnford and East's Reports) |
| Tray.Lat.Max.    | Trayner, Latin Maxims and Phrases, etc.                          |
| Vaugh.           | Vaughan's English Common Pleas Reports                           |
| Vent.            | Ventris' English Common Pleas Reports                            |
| Vern.            | Vernon's English Chancery Reports                                |
| Watts            | Watts' Pennsylvania Reports                                      |
| Wend.            | Wendell's New York Supereme Court Reports                        |
| Wing. Max.       | Wingate's Maxims   |
| Woodd.Lec.       | Wooddeson's Lectures on the Laws of England                      |

9° ローマ法学者の人名は以下の略号によって示す。

<Afr.>… *Āfricānus* (2世紀の法学者) ; <Call.>… *Callistratus* (2～3世紀の法学者) ; <Cel.>… *Celsus* (1～2世紀の法学者) ; <Cerv. Scaev.>… *Cervidius Scaevola* (2～3世紀の法学者) ; <Flor.>… *Flōrentīnus* (2～3世紀の法学者) ; <Gai.>… *Gāius* (2世紀の法学者) ; <Herm.>… *Hermogeniānus* (3～4世紀の法学者) ; <Jav.>… *Javolēnus* (1～2世紀の法学者) ; <Jul.>… *Jūliānus* (2世紀の法学者) ; <Lic. Ruf.>… *Licinius Rūfinus* (3世紀の法学者) ; <Mac.>… *Macer* (2～3世紀の法学者) ; <Marce.>… *Marcell*

us (2世紀の法学者); <Marci.>… Marciānus (3世紀の法学者); <Mod.>… Modestīnus (2～3世紀の法学者); <Ner.>… Neratius (1～2世紀の法学者); <Pap.>… Papiniānus (1～2世紀の法学者); <Paul.>… Paulus (2～3世紀の法学者); <Pomp.>… Pompōnius (2世紀の法学者); <Q. Muc. Scaev.>… Quīntus Mūcius Scaevola (前2～前1世紀の法学者); <Ter.Clem.>… Terentius Clēmēns (前2世紀の法学者); <Tryp.>… Tryphonīnus (2～3世紀の法学者); <Ulp.>… Ulpīānus (2～3世紀の法学者); <Ven.>… Venulējus (2～3世紀の法学者)

10° 上記のローマ法学者以外で、本書において引用された主な著作家は、以下のとおりである（表記は独語スタイルのものもまじっているが、それは、本編が、主として、さきの D.Liebs 本に依拠して編成されているためである）。Aristotelēs (384～322B.C.); Augustinus (354～430); Aegidius Bossius (1487～1546); Burchard von Worms (965～1025); Cicerō (106～43B.C.); Damasus (13世紀初頭); Nicolaus Everardi (1462～1532); Plīnius Minor (62頃～112頃); Pūblius Syrus (前1世紀); Vinzenz von Beauvais (1200頃～1264)

11° 西洋古典学・歴史学の世界で慣行的に用いられている省略法を本書でも利用する。Dam.Reg.Can.… Damasus, Rēgulae Canonicae ; Lib.S ex.… Liber Sextus ; Nic.Eve.Loc.Arg.Leg.… Nicolaus Everardi, Locī Argūmentōrum Lēgālēs ; Syr.… Syrus, Sententiae

12° 本編での文法的解説のさい、スペース節約のためもあって、多数の略号を用いることにしている。以下にそのリストを掲げる。(A)の部門がアイウエオ順のもので、(B)の部門が内容別のものである。

(A)

一…一人称、完…完了、完不…完了不定法、完分…完了分詞、現…現在、現不…現在不定法、現分…現在分詞、最…最上級、三…三人称、主…主格、受…受動相、女…女性名詞、接…接続法、属…属格、対…対格、奪…奪格、単…単数、男…男性名詞、中…中性名詞、デ…デーポーネンティア動詞、動形…動形容詞、動名…動名詞、二…二人称、比…比較級、複…複数、未…未来、未分…未来分詞、名略…名詞省略（「形容詞が名詞化したもの」という表現になっている場合とほぼ同じである）、命…命令法、与…与格

(B)

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 男…男性名詞 | 一…一人称 | 現分…現在分詞 |
| 女…女性名詞 | 二…二人称 | 完分…完了分詞 |
| 中…中性名詞 | 三…三人称 | 未分…未来分詞 |

|                 |                       |                  |
|-----------------|-----------------------|------------------|
| <b>単</b> …単数    | <b>現</b> …現在          | <b>動形</b> …動形容詞  |
| <b>複</b> …複数    | <b>完</b> …完了          | <b>動名</b> …動名詞   |
|                 | <b>未</b> …未来          |                  |
| <b>主</b> …主格    | <b>受</b> …受動相         | <b>現不</b> …現在不定法 |
| <b>対</b> …対格    |                       | <b>完不</b> …完了不定法 |
| <b>属</b> …属格    |                       |                  |
| <b>与</b> …与格    | <b>接</b> …接続法         | <b>比</b> …比較級    |
| <b>奪</b> …奪格    | <b>命</b> …命令法         | <b>最</b> …最上級    |
| <b>名略</b> …名詞省略 | <b>デ</b> …デーポーネンティア動詞 |                  |

13° 柴田光蔵・林信夫・佐々木健編『ラテン語法格言辞典』（苴学社・2010年）の末尾部分には、3353個のラテン語格言の和訳がつけられている（本編の〔B〕部門にはその数よりも多い4000以上のラテン語格言が収められている）。二つの作品につけられたその和訳は、かならずしも同じではない。

## 第二章 文章読解の技法

この章では、本書におけるこれまでの説明全体を整理しておく意味あいもかねて、筆者個人にさしあたりベターだと考えられるような、読み解きのしかた（技法）について説明しておこう。言うまでもないことであるが、文章の読解にとりくむには、正攻法を含めてさまざまなアプローチがあるので、具体的な状況のもとで、読者の方々それぞれが御自身の語学学習上の経験にもとづいて独自にノウハウを編みだしていければ、それでよい。ここで示す技法は、与えられた時間があまりないなかで、いわば一気に敵の本陣をつく戦法として、かなりせっかちな性格の筆者がごく個人的に（つまり、勝手に）これまで開発してきたものにすぎない。

（1）まず、文章の背骨に相当する動詞（本動詞）をさぐりあてる必要がある（ときには、近代欧米語の場合とはちがって、動詞の変化語尾が他の品詞の変化語尾と同じになってしまうこともたまにはあるので、そのとき、その品詞の識別には多少の手間と注意が必要となる）。三人称（能動相）なら、末尾の<t>を手がかりにすれば、その作業は比較的かんたんにできる（「である」系の繫辞の場合、この動詞が省略されるケースもあるが、そういうとき、かくれているものを正しく外にひっぱり出してくる技術が不可欠である）。それから、もちろん、動詞は一つとはかぎらない（接続詞や関係代名詞にひかれる節の部分にもこれはちゃんとある）。動詞が表にも裏にもなければ、そのラテン語はたんなる単語の集まりでしかないが、ただ、近代

欧米語で記された地の文章のなかにさりげなくラテン語の動詞に相当する部分が含まれていることも、ときにはある。こういうとき、地の文章とラテン語の単語群とをきちんと統合して読んでいかなければならない。

(2) 動詞が単数形なのか複数形なのかを語尾の形を通して見きわめたいので(能動相の三人称なら、人称語尾は、<t>が単数で、<nt>が複数である)、識別は容易である)、それにマッチした主語にあたりをつける。背骨のつぎは頭なのである。もしその頭が文のトップの位置にはっきりと見えていれば、頭をつかまえるのは容易であるが、しかし、ラテン語ではかならずしもそうではなく、目的語をさきに出しておいて、頭(主語)が後で現われてくることもあるので(ちなみに、憲法第九条にも「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とあるが、この「は」は主語ではなく、目的語である。なお、主語はかくれている)、<t>で終わる、文章の軸となる骨格の部分のさきにさがす方が能率的となる。代名詞の主語が表に出てこないときには(これがふつうであるが)、近代欧米語の文章の読解のさいの要領で、主語を頭のなかにイメージしてみればよい。さらに、主格と対格とが同形のときも少なくないので、単純な攻めかたでは足をすくわれることもある点の特記しておこう。たとえば、後出の第三章(Ⅲ)[C](a)⑤ : p.123 の<Jūra nōvit cūria.>では、<jūra>の形は<jūs>の複数主格とその対格のところにあるが、しかし、完了形動詞の<nōvit>が単数形なので、複数主格の線はない、と考えて、「法は法廷が知る(ものである)。」という正解をひきださなければならぬからである。ここでも目的語がさきにくる。

(3) いわゆる「他動詞」を用いた構文なら、直接補語(目的語)である対格がどこかにあるのがふつうである(ときには自明のこととして消されていることもあるが)。問題の対格というものは、他の格にくらべると、比較的きっぱりとした姿をもっていることが多いので、見つけやすい。

(4) いわゆる「自動詞」を用いた構文なら、文章の中軸部分は「主語—動詞」の二要素だけで十分にみたされる(しかし、法律ラテン語になると、たいてい、間接補語とか状況補語とか称されるものがおまけにぞろぞろとついてくる—それがまた私たちに難題をふっかける)。

(5) 動詞(本動詞)の正体は、法、相、時称、人称、数などのポイントから見破ることになるが、このさい、むずかしいせんさくはやめて、単純に、動詞の変化表などを直視して頂こう。そのための情報は用意されている(たとえば、辞書末尾の動詞変化表や、拙著『法律ラテン語綱要』の別冊や、拙著『学ぶために』の付録部分や、別だての「付録」などがお役に立つはずである)。ありがたいことに、格言的表現では、あまりこみいったものは登場してこない。

(6) 動詞に關係する各種のデータがえられたら、動詞以外の変化する言葉と、もともと変化しない言葉（これらは、見出し語として辞書にそのままのっている）とをより分けると、効率的である。前置詞、接続詞や副詞がその後者であるが、これらについては、それと判りさえすれば（ときには識別がむずかしいこともあるが）、辞書にあたるだけで、比較的かんたんにその正体がつかめる。

(7) 動詞以外の変化する言葉の場合には、性・数・格という三つの局面での変化の姿を具体的にとらえて、相手の正体を探って頂くことになる。なかでも、意味を指示してくれる格のところが一番むずかしい。また、品詞の面で言うと、名詞と形容詞をよりわけるとに手間がかかることがある。それに、形容詞の一種である各種の分詞も、形容詞以上に読み手を悩ませる。分詞にはいろいろな用法がまっわりついているからである。

(8) 変化する言葉がやたらに多いときは、たとえば修飾語と被修飾語をいくつかのグループにまとめるなどして、意味の面で単語群をそれぞれ囲いこんでしまうとよい。そうすれば、全体がすっきりしてくるはずである。ただ、グループにまとめる作業それ自体は、かなりやっかいである。つねにいくつかの可能性が存在するからである。

(9) 法格的な命題は短くて含蓄の多いことを特徴としているが、複雑な状況がいろいろと背景にあるので、ただ短いだけ、というわけにもいかないことがある。接続詞や関係代名詞によってひかれる、いわゆる従属文(副文)が前後におかれている場合がしばしば見られるからである(実のところ、不変化の接続詞の場合とはもかくとして、三〇通りもの顔をもつ関係代名詞の指し示すところをしっかりとキャッチして、前後の主文に接続していくのは、相当に難度の高い作業である)。いずれにしても、こういう長文の場合、主たる命題部分とそうでない命題部分とを手早く識別してしまうのが、上策である。

(10) 不定法の形は、それ自体、単純で、すぐそれと判明する。しかし、その用法を正確にとらえるのは容易なことではない(たとえば、いろいろな構文で重要な部分をうけもつ、不規則動詞の代表格である<sum>の不定法<esse>はよく省略される)。その用法のうちでは、対格不定法がもっとも要注意のものである([B] 部門<35>の解説を参照)。一方、主格不定法の場合、自然に意味が判ってくることも多い([B] 部門<98>の解説を参照)。

(11) 前置詞は、いかにもそれらしい形態をしているので、とらえやすい(もっとも、前置詞がなくても、名詞の格そのものによって同じような意味をかもしだすことはできるが)。近代欧米語の前置詞からの類推も、十分に可能である。

(12) 法律ラテン語の世界では、なにやらうっとおしい感じもする接続法

にもときにはぶつかるが、動詞変化の一つ、ということで、あまり気にしないことがおすすりである（しかし、奥深いニュアンスをそこから汲みとって情感ゆたかに訳出していくのはかなり高級な訳法に属する）。「～するよな」とか、「～するだらう」とか、文語風に「～すべきである」とかのスタイルでひとまずかわしていけば、たいていはなんとかなる。

（13）動名詞と動形容詞とは難物である。とくに両者のあいだに読みかえがしばしば生ずるので、とまどうことが多い。しかし、私たちに比較的よく知られている用例をいくつかしっかりとマークし、これを知的財産にしておけば、道は開けるにちがいない。その用例にたどりつくには、[P]部門「索引」（「動形容詞と動名詞」の項目）を利用して頂きたい。ちなみに、こういった読みかえ法は、近代欧米語の訳法にもないことはない。たとえば、「建設された町から」といった構造になっている原語の表現（これは過去（完了）分詞の用例であるが）があっても、「町の建設から[教えて]」という訳が日本語になじむようないである。私たちは、どのような言語の日本語訳にとりくむさいにも、この手の変換作業を無意識のうちにやっているのではなからうか。各国語の上級文法を扱う書物には、この手の言いまわしに対応する訳についてちゃんとふれている部分があるように思われる。

（14）絶対的奪格の用法と分詞構文的な用法については、馴れてしまえば近代欧米語の知識で十分まにあう（しかし、これらが、一連の言葉のなかにあまり目立たずにまぎれこんでいることもあるので、これらが文法上独自の存在であることを見つけ出す、という最初の仕事が、とても重要である）。これらの具体例については、コメントの個所で解説をつけることにしよう。[O]部門のⅧには絶対的奪格の用例一覧がかかげてある。分詞構文的な用法については、[B]部門のための「索引」（[P]部門）中の「分詞の訳しかた」の項目を利用して、用例にあたって頂きたい。

（15）いずれにしても、長い文章なら、情報量が多いので、むしろその内容がとらえやすく、他方で、短い文章なら、その含蓄の深さに気をつけなければならないので、かえってその意味は難解である、というように覚悟をしておく方が能率的であろう。どちらにしてもむずかしいが、要は心のもちようである。

（16）法律ラテン語には、事物が主語となって、受動相（受動態）の形をとったり、非人称的な表現になったりすることが非常に多い。それに、形は受動的なのに意味は能動的、というデーポーネンティア動詞のようにヌエ的なものまでも、私たちのフィールドにしばしば出没してくる。

（17）論理的思考に強いところを共通にもっている私たちジュリストなら、一つの文章のうち意味が確実にとれている単語が三分の二（二分の一？）



くらいあれば、残りの単語ないしは単語群のそれぞれがどういう趣旨のものかはおおよそ見当がつくのではなかろうか。ある程度読み解き作業をおしすすめた後に、ただ「調べる」のではなくて、「トータルに考えてみる」作業に頭を切りかえていけば、視野が開けて、それまで見えなかったものでもきつと見えてくるはずである。

(18) 要するに、私たちとしては、近代欧米語で表現された中味の濃い法的命題（たとえば、法格言）にとりくむさいと同じような姿勢で、法律ラテン語に対峙していけばよいのである。このさい、思いきって、横文字の文章はどれもこれもみな同じようなものだ、ということにしてしまえば、気も軽くなろう。〈It's Greek to me.〉[それは私にとってギリシア語のようなものだ。＝それは私にはチンプンカンプンだ。]とは言えても、〈It's Latin (ラテン語) to me.〉というようにはかならずしもならないことはこれで証明できたものと信じたい。

### 第三章 三語格言の分析——肩ならしとして

[A] だいたいのところ、格言というものは、三つ以上の言葉から構成されている。格言という名にふさわしく含蓄のある内容をかもしだすのには、どうしても三つ以上くらいの言葉が必要だからである（もっとも、あまりに言葉数が多くなると、だらだらして、格言の面白味は逆にうすれてしまうが）。つぎに、わずか三語からなる格言のなかでも、初級クラスの文法解説の見地からしてとびきり上等のものをいくつかピックアップして料理することにより、法律ラテン語の文章命題を攻略するための肩ならしをして頂くことにしよう。これから、文法のジャンル別にまとめたものを示すが([B]・[C])、その前に、——御参考までに——一語格言と二語格言のなかでよく知られたものを御紹介しておきたい。

① 〈alibi〉……これは、ラテン語読みでは、「アリビー」となる。日本でも英語読みの「アリバイ」でよく通るラテン語であり、「アリバイがある」とかいった言いまわしで、日本語の日常語としても市民権をすでに立派に獲得している。「事件（問題）発生の際、発生地とはちがう場所に自身がいたので、そのたぐいの事件に自身に関係することは物理的に絶対にありえない」と抗弁して、当局からかけられた嫌疑をきっぱりとはねのけてしまう防御用の論法であるが、〈alibi〉というラテン語は、もともと「別の場所に」という意味の副詞にすぎないので（〈alius〉[別の]と〈ibi〉[そこに]とが組みあわさってできている）、多くの言葉をプラスしてそういうニュアンスの術語ができあがっているわけである。したがって、「現場不在証明」という訳語では、「現場不在」の部分がその「アリビー」にあたる。一方、「アリバイづくり」というポジティブな表現も存在する。言うまでもないことであるが、この言いまわしは、厳密な考えかたをとると、格言にはあた

らず、たんなる副詞である。しかし、その一語のもっているニュアンスが全体としてかなり深く重い意味をはらんでいる関係で、これをひとまず格言クラスの扱いにしておいても、さしつかえなからう。

② <suum cuique>……この二語も文章の形をとっておらず、直接の目的語と間接の目的語だけの省略形である。「スウム・クィ(一)クェ」というような表記が日本の法学書にも見られることがあるが、その点で、ラテン語のこの発音はすでによく知られていることになる。この二語の直訳は「各人に彼自身の〔もの(分)〕を」となるが、「分け与える」という動詞<tribuō>の命令法未来二人称・三人称単数の形である<tribuitō>〔分け与えよ〕を補って完全な文章と読んだり、「分け与えること」を意味する<tribuere>という不定法(現在)で止めてしまったりするなどの、いろいろな語法で私たちの目にふれる。<suum>は、所有代名詞(形容詞)<suus>〔それ自身の〕の単数中性対格が名詞化したもので、<cuique>は、<quisque>〔各人〕の単数男性与格である。同じようによく知られた二語命題の<cui bonō?>〔誰に有利に?〕については[B]部門<483>のところで分析する。

③ 以上は文章としては不完全な用例であるが、完璧な二語格言というものも、もちろんある。第一は、<Coāctus voluī.>で、直訳すると、「強制された者〔としての私〕は欲した」となるが、意識(というよりも、本来の読み)として、「私は、たしかに強制されたが、とにかく欲してしまったのだ(つまり、法律行為はひとまず有効なものとして成立した。)」という訳が生まれてくる。<coāctus>は<cōgō>〔強制する〕の見出し語完了分詞で、かくれている主語の<ego>〔私〕に最終的にかかる。<voluī>は、<volō>〔望む〕の完了一人称単数の形である。他方、もし<Coāctus voluit.>となれば、主語の語形は同じでも、動詞の発する情報によって、ここに完了三人称単数の主語があることが判明し、「彼(彼女)は、たしかに強制されたが、とにかく欲してしまったのだ。」といった訳になる。このように、分詞というものは、ただの形容詞とは一味ちがって、含みのある表現に適した道具である。第二は、現代でもよく知られた<Caveat emptor.>で、これを読みぬくと、結局のところ、「買主注意!」となる。ここの<emptor>の個所を<vēnditor>にさしかえると、「売主注意!」で、こちらの発想の方が現代の法理論では主流を占めるようになった。その意味は、売主の方が自身の売却する商品について十二分に注意して、まちがいのない商品を買主側に引渡さなければならない、といったような含みになる。このように、名詞的表現になっているのは、もちろん意識で、本来は、「買主〔の方〕が注意すべきである」という意味である。<caveat>は<caveō>〔用心する〕の接続法現在三人称単数であり、<emptor>は「買主」を意味する見出し語である(一方、<vēnditor>は「売主」を意味する見出し語である)。このような接続法

の用例は、断定的な表現スタイルをとることが多い短文の法格言では珍しい（文学的表現なら、かなりあるが）。この手の接続法に対処するには、ひとまず、「～べし・～べきである」をつけてみることにして頂こう。

[B] <sum> [～である] 系の三語格言

① <Conventiō est lēx.> [名詞（主格）＋<est>＋名詞（主格）] …… <conventiō> [合意] は見出し語である。文中の言葉が見出し語であるときは、「見出し語である」というような文法的解説は、これ以後は、しないことにする。<est>は、<sum> [～である] の現在三人称単数である（<est>は、英語の<is>、独語の<ist>、仏語の<est>、伊語の<è>の仲間である）。／<lēx> [法律（法）]: これら三語の意味は「(当事者間の) 合意は法律（法）である。」である。※「法律（法）は合意である。」という訳法も、もちろん可能である。名詞が繫辞（コープラ: ここでは<est>）をはさんで両側にきて、「AはBである」となるのは、単純明快な格言パターンの一つである。

② <Perīculum est emtōris(emptōris).> (Paul.D.18,6,8pr.; I.J.3,23,3) [名詞（主格）＋<est>＋名詞（属格）] …… <perīculum> [危険] / <emptor(emptor)> [買主] の単数属格: 「危険は買主に属する。」・「危険は買主が負担する。」 ※<emtōris(emptōris)> [買主の] を前の<perīculum>にかけて読む方法も十分にありうる。そのとき<est>は「存在する」の意味になってくる。この邦訳では、その属格は、所有の属格が<est>と組みあわさって述語的に用いられ、「～のものである」系の表現とうけとめている（[P] 部門の「索引」「属格の訳しかた」を参照）。そして、これは、後者の、<perīculum>にかけて読む属性的な用いかたのケースとはちがっている。

③ <Lībertās est inaestimābilis.> [名詞（主格）＋<est>＋形容詞] …… <lībertās> [自由] / <inaestimābilis> [[金銭に] 評価することができない]: 「自由は金銭に評価することは不可能である。」 ※ ここを「自由というものは計りしれないほど貴重である」などと読み解くと、とたんにモダンな命題に変わってしまう。

④ <Cōnsuētūdō observanda est.> [名詞（主格）＋動形容詞＋<est>] …… <cōnsuētūdō> [慣習] / <observō> [守る] の動形容詞<observandus> [守られるべき [である]] の単数女性主格: 「慣習は守られるべきである。」 ※ <observanda> を前の<cōnsuētūdō> にかける読みかたもあるが、そのとき、<est>は「存在する」の意味となってくる。それから、ラテン語では語順は自由なので、<est>の位置が、ときにはこのように最後になることもある。ところで、格言では、この<est>の部分が省略されてしまうこともある。動形容詞については [B] 部門<1>の解説を参照。

⑤ <Errantī est ignōscendum.> (Marci.D.39,4,16,9) [名詞（与格）＋<est>＋動形容詞] …… <errō> [錯誤する] の現在分詞<errāns>の単数男性

与格が名詞化したもの／<ignōscō> [許す] の動形容詞<ignōscendus> [許すべき [である]] の単数中性主格：「錯誤する [人] を許すべきである。」

※：さきの<observō>のような他動詞の場合、「守られるべき [である]」というように、受動のパターンがきれいにでてくるが、ここの、<ignōscō>といういわゆる「自動詞」の場合には、主語が表に出ず、動形容詞が単数中性主格の形になってくる。そして、名詞の与格はそのまま残る。これは非人称的表現になっている。自動詞の動形容詞については [B] 部門<59>の解説を参照。なお、日本語で「錯誤者には許しが与えられるべきである」というように、他動詞の受動的表現にきりかえてみれば、ここの与格の感じがうまく出せる。

⑥ <Pacta sunt servanda.> [名詞 (主格) + <sunt> + 動形容詞] …… <pactum> [合意] の複数主格／<sum>の現在三人称複数／<servō> [守る] の動形容詞<servandus> [守られるべき [である]] の複数中性主格：「合意は守られるべきである」・「合意は拘束する。」 ※<sunt>は、<est>とはちがって、複数の形である (独語の<siend>、仏語の<sont>、伊語の<sono>がその後代の仲間である)。動形容詞の語尾変化がさきの<ignōscendum>とここの<servanda>とでちがっているのは、主語の数と性のちがいのせいである。

[まとめ] ……「である」系の三語の法格言の場合、本動詞の形としては、現在三人称単数の<est>が多く、現在三人称複数の<sunt>の例はあまり多くない。また、「法」の点からすれば、接続法は少なく、直説法の断定的命題が圧倒的に多い。そのようなわけで、私たちとしては、「存在する」の<sum>系語 (英語では、ラテン語の<sum>と同系の<be>動詞を用いて、存在の意味をあらわしたいときには、たとえば、<There is>というように、<there>をつけてうまく区別する) のことをあらかじめ十分にマークしておいた後で、<est>とくれば (とくに、それが文のトップのところに来ていなければ—このときは「存在」を示すことが多い)、それを「である」とひとまず考えておけばよい。もちろん、比較的長い文例では、しばしば、完了をあらわす時称を含む命題に助動詞のような役割で<sum>系の言葉もキーワードとして現われてくることがあるので、話はまた別になってくるが (後出の (C) (c) ⑤ の解説を参照)。

[C] 「～が～する」系の三語格言

(a) いわゆる「他動詞」系のもの

① <Lēx facit rēgem.> [名詞 (主格) + 動詞 + 名詞 (対格)] …… <lēx> [法律 (法)] / <faciō> [つくる] の現在三人称単数 / <rēx> の単数対格：「法律 (法) が国王をつくる。」・「国王は法律 (法) がつくるものである。」・「王は法律 (法) によってつくられる。」 ※<m>の語尾は名詞などの単数対格

に多い形である。

② <Locus regit āctum.> [名詞(主格) + 動詞 + 名詞(対格)] …… <locus> [場所] / <regō> [支配する] の現在三人称単数 / <āctus> [行為] の単数対格: 「[行為] 地は行為を支配する。」

③ <Malitia supplet aetātem.> [名詞(主格) + 動詞 + 名詞(対格)] …… <malitia> [悪意] / <suppleō> [補充する] の現在三人称単数 / <aetās> [年令] の単数対格: 「悪意は年令を補充する。」

④ <Impotentia excūsāt lēgem.> (Broom, Max. 243, 251) [名詞(主格) + 動詞 + 名詞(対格)] …… <impotentia> [不能] / <excūsō> [弁解する] の現在三人称単数 / <lēx> [法律(法)] の単数対格: 「不可能であることは法律(法) [の適用] を除外する。」

⑤ <Jūra nōvit cūria.> [名詞(対格) + 動詞 + 名詞(主格)] …… <jūs> [法] の複数対格 / <nōscō> の完了三人称単数 / <cūria> [法廷]: 「裁判所が法を知っている。」・「法を知るのは法廷である。」 ※ <nōvī> は、形が完了であって、意味は現在である、という一風変わった動詞である。

⑥ <Cāsum sentit dominus.> [名詞(対格) + 動詞 + 名詞(主格)] …… <cāsus> [事変] の単数対格 / <sentīō> [負担する] の現在三人称単数 / <dominus> [所有権者]: 「事変 [の責] は所有権者が負う。」 ※ この⑥とさきの⑤とでは、主語は後にきて、目的語(対格)は前にきている。

⑦ <Trēs faciunt collēgium.> (Marce. D. 50, 16, 85) [数詞(主格) + 動詞 + 名詞(対格)] …… 数詞である <trēs> [三つの] が名詞化したもの / <faciō> [つくる] の現在三人称複数 / <collēgium> [団体] の単数対格: 「三[人] は団体をつくる。」 ※ ここでは、動詞は複数である。

⑧ <Divide et imperā.> [動詞 + 接続詞 + 動詞] …… <dividō> [分ける] の命令法現在二人称単数 / <et> [そして] / <imperō> [統治する] の命令法現在二人称単数: 「君は、分割し、そして統治せよ。」 ※ これまでの用例の場合は直説法で表現されているが、これは命令法の珍しい用例である。目的語は省略されている。

⑨ <Dō ut dēs.> (Paul. D. 19, 5, 5pr.: D. 19, 5, 5, 1) [動詞 + 接続詞 + 動詞] …… <dō> [与える] / <ut> [～のために] / <dō> の接続法現在二人称単数: 「私は、君が与える [ようになる] ために、与える。」 ※ これは、厳密に言えば、法格言ではないが、文体がユニークであるうえに、法原理を見事に抽出してくれている命題なので、ここでとりあげることにした。見出し語の一人称動詞と二人称動詞を接続詞がつないでいて、文章の構造が複合的になっているところに、注目して頂きたい。

(b) いわゆる「自動詞」系のもの

① <Superficiēs solō cēdit.> [名詞(主格) + 名詞(与格) + 動詞] ……

…<superficiēs> [地上物] / <solum> [土地] の単数与格 / <cēdō> [服従する] の現在三人称単数：「地上物は土地にしたがう。」

② <Ignōrantia jūris nocet.> [名詞（主格）＋名詞（属格）＋動詞] …… <ignōrantia> [不知] / <jūs> [法] の単数属格 / <noceō> [害する] の現在三人称単数：「法の不知は害する。」

③ <Affirmantī incumbit probātiō.> (Paul.D.22,3,2; C.J.4,19,23.) [名詞（与格）＋動詞＋名詞（主格）] …… <affirmō> [主張する] の現在分詞 <affirmāns> の単数男性与格が名詞化したもの / <incumbō> [よりかかる] の現在三人称単数 / <probātiō> [立証]：「証明は主張する [人] に課せられる。」・「立証責任は主張者側にある。」

④ <Genera nōn pereunt.> [名詞（主格）＋副詞＋動詞] …… <genus> [種類] の複数主格 / <nōn> [ない] / <pereō> [滅失する] の現在三人称複数：「種類物は滅失しない。」※ここでは、動詞は複数となっている。

⑤ <Arma togae cēdant.> [名詞（主語）＋名詞（与格）＋動詞] …… <arma> [武器（複数形）：単数形の <armus> は、「上膊」という、別の意味となる] / <toga> (トガ——平時に身につける服) の単数与格 / <cēdō> [譲る] の接続法現在三人称複数：「武器が市民服（トガ）に譲るよう。」・「武は文にしたがうべきである。」・「武を文にしたがわせるべきである。」（これは、「シヴィリアン・コントロール」の考えかたにも近いところを示している）※ここには、接続法（複数）の <cēdant> が見える。これが、ありきたりの直説法ではなくて、含みのある接続法の用例であることをキャッチするのはそれほど容易ではないが、つぎに、そのあたりを説明する手順を辞書にそくして示してみよう。まず、<t> という語尾から、これが動詞であるらしい、と見当をつけ、それから、<cēdō> という見出し語を手さぐりによって発見する。そこに、見出し語の <cēdō> のつぎの位置に、<ere> という不定法（現在）の形が重要な情報として示されていることを手がかりとして、<ere> 型動詞のいわばモデルとなっている「辞書」[82 以下] の <regō, regere> にたどりつき（一方、[74 以下] の <moneō, monēre> なら、<e> のところが長音となっている）、そこにある一〇〇個以上の、動詞の変化形（活用）を一つずつチェックしていくと（<t> だけをマークするのであれば、その数はうんとへるが）、<regant> とという形が接続法現在三人称のところに存在することがつきとめられる（拙著『法学ラテン語綱要』の付録にある「動詞全変化表」には、問題の <cēdō> の変化がほとんどすべて収載してある）。これが <cēdant> の文法的ポジションなのである。

(c) デーポーネンティア系（他動詞）のもの

① <Aequitās sequitur lēgem.> [名詞（主格）＋動詞＋名詞（対格）] …… <aequitās> [衡平] / <sequor> [したがう] の現在三人称単数（受動相）

／<lēx> [法律（法）] の単数対格：「衡平は法律（法）にしたがう。」 ※  
デーポーネンティア動詞である<sequor>は、受動相の変化をしながら、意  
味の方は能動的で、目的語として対格をちゃんととる不思議な動詞で、こ  
の手のものは法律用語に意外に多く見られる。

② <Adoptiō nātūram imitātur.> (I.J.1,11,4) [名詞（主格）＋名詞（対  
格）＋動詞] ……<adoptiō> [養子縁組] ／<nātūra>の単数対格／デーポー  
ネンティア動詞である<imitor> [模倣する] の現在三人称単数（受動相）：  
「養子縁組は自然を模倣する。」

(d) 本来の受動相系のもの

③ <Imperītia culpaē adnumerātur.> (Gai.D.50,17,132) [名詞（主格）  
＋名詞（与格）＋動詞] ……<imperītia> [未熟練] ／<culpa> [過失] の単  
数与格／<adnumerō> [数える] の受動相現在三人称単数：「未熟練は過失  
に数えられる。」 ※<culpaē>という形は、三カ所にある。「辞書」の [17]  
にある<mēnsa> [机] の変化表でこのことをたしかめて頂こう。

④ <Bona fidēs praesūmitur.> [形容詞＋名詞（主格）＋動詞] ……<bon  
us> [よい] の単数女性主格／<fidēs> [信義] ／<praesūmō> [推定する]  
の受動相現在三人称単数：「善意は推定される。」 ※<bona fidēs>という術  
語には、「よい信義」・「信義」・「信義誠実」という、ここの「善意」とは肌  
あいの異なるニュアンスも、ほかにある。

⑤ <Pūnītur nē peccētur.> [代名詞（主格：省略）＋動詞＋接続詞＋代  
名詞（主格：省略）＋動詞] ……<pūniō> [罰する] の受動相現在三人称単  
数／<nē> [～ないように] ／<peccō> [犯す] の接続法受動相現在三人称  
単数：「悪行がなされることがないように、罰せられる。」・「犯罪を生じさ  
せないために、刑罰が科せられる。」 ※直説法と接続法が接続詞によっ  
てつながれている珍しい文例で、内容もかなり意味深重である。実際のところ、  
直説法系の表現として<Pūnītur quia peccātum est.>となっていれば、「悪行がな  
されたので、刑罰が科せられる。」となるが、ここの<est>は、  
完了分詞の<peccātum>と組みあわさったかたちの受動相完了三人称単数の  
たんなる構成部分にすぎない。これらにあつては、さきのもとの対照的な  
刑法思想がそれぞれ顔をのぞかせているのである。<quia>は、「～ので」（も  
ともとは、「なぜならば」という、少し軽いニュアンスの接続詞である）を  
意味する接続詞で、<peccātum est>は、受動相完了三人称単数である。受  
動相の完了は、このように<sum>系の言葉<est>と完了分詞<peccātus>系の  
言葉（単数中性主格）<peccātum>とを組みあわせてつくられている。

(e) 省略のある三語格言

① <Ambiguitās contrā stipulātōrem.> (Cel.D.34,5,26; Marci.D.34,5,  
9; Paul.D.50,17,172) [名詞（主格）＋動詞（省略）＋前置詞＋名詞（対

格)〕……〈ambiguitās〉[あいまいさ]／〈contrā〉[～に反して]／〈stipulātor〉[要約者]の単数対格：「[契約文言上の]あいまいさは、要約者に不利益となるかたちで[解釈されるべきである]。」※ここには、「解釈されるよう」といった部分が省略されているとも考えられる(このようなニュアンスなら、動詞の法は接続法となってくる)。ところで、この表現と刑事法の法格言としての〈In dubiō prō reō〉[疑わしい[こと]においては、被告人に有利に。]とでは、文法の構造上異なるところがあるが、考えかたには似たところもある。なぜならば、〈stipulātor〉[要約者]というのは、債権者の位置にあって、契約当事者としてはアクティブな側で、見方によれば、いざというときに攻め手の検察官のような追及者の位置にたつ人物と言えなくもないからである。

② 〈Nē ultrā petīta〉[接続詞＋動詞(省略)＋前置詞＋名詞(対格)]……〈nē〉[～ないように]／〈ultrā〉[～をこえて]／〈petō〉[請求する]の完了分詞〈petītus〉の複数中性対格が名詞化したもの：「請求された[額]をこえて[進ま]ないよう。」※この、本動詞を欠いた不完全な文章には、〈jūdex eat〉が省略されているものと考えられる。〈jūdex〉は、「裁判官」を意味する見出し語で、〈eat〉は、〈eō〉[行く]の接続法現在三人称単数である。「裁判官が行くべきである」がこれらの二語の意味である。

③ 〈Cavēre aut carēre〉(Ulp.D.39,2,9pr.)[不定法＋接続詞＋不定法＋動詞(省略)]……〈caveō〉[担保を設定する]の現在不定法／〈aut〉[あるいは]／〈careō〉[なしである]の現在不定法：「担保を設定するか、あるいは[物を]もたないでいるか[のどちらかの成り行きにある]。」※ここには、主語に相当する不定法(現在)が、二つ、択一的な関係にたちながら、おかれているだけで、省略された動詞の部分の意味が、もともとの意味から離れて、文脈に応じていろいろと変わっていく余地もある。

[まとめ]……省略型の三語格言の場合、しばしば意味にふくらみが見られ、読み解きには十分注意する必要がある。読み手しだいで命題の意味がいろいろと動く、というたぐいのものは法格言としては一級品ではないとも言えるが、そのあいまいなところが、また面白いのである。ところで、法格言には、その性質上、三人称の現在(単数・複数)のパターンがしばしば見られるが、そのうち、「～する」系の本動詞の形としては、能動相なら、〈t〉(単数)・〈nt〉(複数)の形の語尾が多い。一方、受動相(本来の受動相)とデーポーネンティア動詞——形のうえだけの受動相——の場合なら、〈tur〉(単数)・〈ntur〉(複数)の語尾が多い。つまり〈t〉と〈r〉が注意点なのである。法格言の性質上、断定的な口調の直説法が圧倒的に多く用いられるが、まれに、さきの[C](d)⑤の〈peccētur〉や[C](b)⑤の〈cēdant〉のように、接続法が文中に登場してくるときもある。いずれにしても、



わずか三つの単語で法格言的な命題が言いあらわされるといとき、その内容が明晰であることが多いのはもちろんであるが、文体も文法上の構造も比較的簡明であり、法律ラテン語格言へのイントロダクションとしては便利なものである。はたして、読者の方々は、法律ラテン語などそれほどのものでもない、といったようにお感じになられたらどうか？

### 第三章 サンプル文型の分析

この項では、サンプル文型をいくつかあげて、後につづく四千以上の法格言への参考として頂こう。すでに、三語格言のところモデルとなるようなものを示したが、法格言というものは、多くの場合、四語以上にもなるので、そのようなやさしい例への取組みだけでは、まったく不十分である。ここでは、モデルということにはあまりこだわらずに、もう少しこみいったものも素材にして、法文の読み解きにかかるさいに注意する必要があるポイントをいくつか示してみよう。このあたりにさしかかってくると、きっと「ラテン語はやっぱり難解なのだ!」とお感じになるむきもあろう。そのこのところはどうかお許し願いたい。

#### (A) 「～は(が)～である」というスタイルの文例

① <Tū fuī, ego eris.> ……これは法的命題ではないが、含みの多い言いまわしの第一級の好例として、まず検討してみよう。ここでは、一つ一つの言葉は単純であり、一見したところ、中学英語の<I am a boy.>風の、底の浅いサンプル的命題に見えるが、実のところ、これは、古代ローマの昔から(このような銘文を刻んだ墓石があったとか)、人生の悲哀を物語る名表現としてもはやされてきたものである。変わった物が大好きな筆者としては、これをこの「サンプル文型」の項目のトップの位置で扱わせて頂くことにする。ラテン語には、代名詞の主語がなくてもよいのであるが、一見すると、ここの<tū>と<ego>は、「君は」と「私は」を意味する、立派な主語の形である。しかし、実を言えば、これらは、実は、コーブラ(つなぎ語)を介して、べつに存在する主語と同格の位置にたつ、いわば格下クラスの補語でしかない。そして、その主語の方は、それぞれ、かくれている<ego>と<tū>であり、この<ego>は<tū fuī>の文章に対応し、つぎの<tū>は<ego eris>の文章に対応するのである。それから、動詞(コーブラ)は、と云えば、<fuī>は、<sum>[である]の完了一人称単数であり(二人称の<tū>が主語となっていれば、<fuī>ではなくて、<fuisti>となる)、一方、<eris>の方は、その<sum>の未来二人称単数である(一人称の<ego>が主語となっていれば、<eris>ではなくて、<erō>となる)。このように、人称や時称というものが明確なデータをつむぎ出してくれるので、主語などなくても、意味は、しばらく考えてみれば、つきとめられることになっている。つぎに、語順のことであるが、文頭にある、いかにも主語らしい言葉をあ

まりにもシンプルに主語とうけとってはいけないケースもある、ということはこの一文は私たちに教えてくれる。それで、逐語訳を試みると、「君だったのだ、この私は。その君は、いずれこの私のようになるのだよ。」ともなるのか。この墓碑の主は、「私は、今、こちらの世界（あの世）で眠っているが、かつては、そちらの世界にいる今の君と同じ生者だった。君も、いずれは、こちらの世界にいる、死者の私と同じようになる。せいぜい今の人生を大切に、楽しみたまえ。」とも語りかけているのだろうか。「人生を楽しめ」というスローガンが背後に墓石に刻みこまれているのは、いかにもローマ人らしいやりくちである。ここで、人称代名詞の〈ego〉[私(は)]と〈tū〉[君(は)]が、上の用例の場合とちがった役割をもって登場してくる表現を参考例として示そう。〈Quod ego sum, id tū eris.〉がこれで、逐語訳をすれば、「この私（死者）が〔今〕あること（状態）に、君はなるだろう。」となる。ふつう、〈ego〉とか〈tū〉とかいった人称代名詞の主語は文の表面には見えないケースが多いのであるが、しかし、ここでは、ごくふつうの主語を二つちゃんと見せてくれる言いまわしとなっている。〈id〉[それ]を先行詞としてもつ、関係代名詞〈quod〉[～が～するところの]でひかれる関係節が、その先行詞の〈id〉よりもさきにくるかたちで、この文章にメリハリをきかせているところがミソである。「この私が〔今〕あるところのそれ〔であろう〕」が関係節の逐語訳である。〈id〉（英語の〈it〉）は、結局のところ〈ego〉のことなので、この用例は、原文の語順を尊重した言いかたにするなら、〈ego tū eris.〉ということになるだろう（現代的な感覚の表現では、主語がさきにきて、〈Tū eris ego.〉というならばかたになるのがふつうである）。「君は、いずれ、今の、ここに眠っている私のようになるだろう。」と語りかけているこちらの墓碑銘の方が、説明調で、わかりやすいが、説明調であるために、お味の方は少しおちるのではなかろうか。結局のところ、この後者の四語命題からは、人称代名詞と、語順と、法律ラテン語でしばしば登場してくる関係代名詞および先行詞と、動詞の変化という四つの重要なポイントについての知識が一挙にえられることになる。この点からすると、前者よりも後者の方が懐が深いわけである。

② 〈Sociī meī socius meus socius nōn est.〉 (Ulp.D.50,17,47,1; 17,2,20) …… 答をさきに明かしてしまうと、なんのこともない明快な中味をもった法文であるが、言葉遊びをしている風情もあるので、少しもやもやとした構造になっている。読みの可能性をすべて示すのは、わずらわしいので、やめることにして、正解に近づきたいの道筋について少しだけ記すと、以下のようなになる。ここの〈est〉のもととなる〈sum〉系の言葉には「存在する」という重い意味があるので、まず、その「ある」と軽い方の「である」とを区別することからはじめなければならない。その「存在」系の〈s

um>の用例としてよく知られたものに、<Cōgitō ergō sum.>[コーギトー・エルゴー・スム]というデカルトの言葉がある。<cōgitō>[考える]は、見出し語(現在一人称単数)で(ラテン語文では、ふつう、主語である<ego>は省略されてしまう)、<ergō>は「それ故に」を示し、<sum>は、たまたま見出し語の形となっており、「[私は]存在する」を示す。「我思う、故に我あり。」がふつうの訳しかたとなっている。さて、本題の用例中にある<est>が単数の「である」の意味をもつ、という前提からスタートすれば、一見したところ(プリーマー・ファキエー=primā faciē)、主語の位置に入る資格をもつ主格形の言葉は、<socius>二つと<meus>とである。<socius>は、辞書に示してあるとおり、形容詞と名詞の両方の扱いをうけていて、これがまたやっかいな代物なのであるが、名詞がまったくない文章はいかにもおちつきが悪いので、<socius>を「組合員」という意味をもつ名詞ととらえることにしよう。<meus>は、辞書の説明からすぐ察知できるように、所有代名詞(形容詞)で、英語の<my>や独語の<mein>の仲間である(英語の<my>はもはや変化しない言葉となっているが、独語の<mein>は、何通りにも変化する)。一般に、<meus>などの形容詞は、英語などの場合と異なって、名詞の後にくるので(<Paradise Lost>[失樂園=失なわれた樂園]は古い英語の表現である)、<socius meus>[私の組合員]という組みあわせを想定するのがふつうであり、そうすると、<socii mei>と<socius meus>が対になっていて、なにやらうまくいくように見える。しかし、結論から言えば、その<meus>は、ここでは前の<socius>の方にはかからず、後の<socius>の方にかかってしまい、その結果、正解は、<socius>と<meus socius>が主語と補語の関係にたつ、という読みになる(もちろん、前者が補語で後者が主語となる可能性も否定できないが)。つぎに<socii mei>の正体をつきとめる作業に入るが、困ったことに、これには、単数属格(独語の二格のような働きをする格)の組合わせと、複数主格の組合わせとがある。ただ、動詞が<est>で、単数なので、複数の線は消える。それで「私の組合員の」となり、全体の訳は、「私の組合員の組合員は、私の組合員ではない。」となる。「組合員」というのは、信義にあふれた、いわば特別に深い人間関係にあるビジネス・パートナーなので、パートナーシップが拡大されていると困った事態が生じてくるのを避けようとしたローマ人の智慧がここに示されているのである。もっとも、「私の友人の友人は私の友人である。」ぐらいのことなら、言えるかもしれないが(その昔、公けの場で、「私の友人の友人はアルカイダ(いわゆるゲバルト集団のメンバー)である。」というようにしゃれた(?)言葉をはいた大臣がいたが、この、教養のある、名家出身の政治家は、いったいなにを言いたかったのだろうか?)。ちなみに、<socius>には「友人」という意味もちゃんとある。この

言葉遊びの法的命題を賞味して頂ければ、語順と品詞と格の決定のさいの問題点について、理解がすすむにちがいない。

③ <Substitūtus substitūtō est substitūtus īnstitūtō.> (*Pap.D.28,6,4 1pr.*) ……これも明らかに手のこんだ言葉遊びの文型であるが、<substitūtus>という形をどううけとめるかで後の展開が大きくちがってくる。つまり、この<substitūtus>がらみで、「～は（が）である」という系統の動詞の訳と、「～は（が）～する」という系統の、<est>には軽い役割しか与えられていない動詞の訳とが理論的に存在しうるからである（後述）。もっとも、文頭に<substitūtus>の形がきているうえに、<substitūtō>と<īnstitūtō>とは似通った姿をしているので、素直に読めば、<A B est A C>のパターンで言葉遊びが展開されているらしい、ということは自然に読めてくるようにも思えるが、そうなると、最終の読みは、「補充[相続人]の補充[相続人]は、指定[相続人]の補充[相続人]である。」となる。さきの<socius>法文の場合と比較すると、人の連鎖についての法的な理解のしかたが異なっていることが判明するであろう。相続人は、たがいに、ただの組合員よりもはるかに濃い人的関係をもっているのも、そのような扱いになるものと思われる。さて、言葉を文法的に解説すると、以下のようなになる。<substitūtus>は<substituō>[補充指定する]の完了分詞<substitūtus>[補充指定された]の単数男性主格が名詞化したもので、<substitūtō>はその単数男性与格が名詞化したもので、<īnstitūtō>は<īnstituō>[指定する]の完了分詞<īnstitūtus>[指定された]の単数男性与格が名詞化したものである。ところで、肝心の、もう一つの読みかたは、たとえば、それは、<substitūtus>を、名詞ではなく、本動詞の構成要素と理解するやりかたである。つまり、受動相の完了は、英語の受動態の現在と同じように、「いわゆる<be>動詞現在＋完了分詞（過去分詞）」で示されるので、ここは、<est substitūtus>の組合わせで、過去形の示すニュアンスをもつものとして、「～は補充指定された」とも読める。しかし、同じ<substitūtus>を、一方は名詞とし、他方は完了分詞とするのは、少しアンバランスとも言えるので、同一の訳を双方につけてみたわけである。この命題を吟味してみれば、完了分詞の名詞化現象とあわせて、法律ラテン語命題によく登場してくる受動相完了（～された）の形態について、ついでに知識がえられるわけである。

(B) 「～は（が）～する」というスタイルの文例

① <Nēmō plūs jūris ad alium trānsferre potest, quam ipse habet.> (*Ulp.D.50,17,54 : D.41,1,20pr. ; Paul.D.50,17,175,1 : D.50,17,120 : D.50,17,177pr.*) ……構文的には相当にむずかしい部類に属するが、中味の方がよく知られている点を利用して、思いきってサンプルにとりあげてみることにしよう。ここでは、近代欧米語の「助動詞」に一部似た用法

ももつ<possum> [～できる] が軸となり（補足不定法の<trānsferre>をひく）、それに、もっとも典型的な比較の構文<plūs ~ quam>がからんでいる点が目立つが、そのほかに、法律ラテン語ではおなじみの<nēmō> [誰も～ない]、<alius> [他の・他人]、<ipse> [それ自身] が要所要所に配置されているところも見のがせない。<nēmō>は、「誰も～ない」を意味する見出し語名詞で（あの伝説の「ネモ船長」の「ネモ」である）、<plūs>は、<multus> [多い] の比較級<plūs>の単数（中性）対格（名詞省略）で、<jūris>は、<jūs> [権利] の単数属格で、<ad>は、「～へ」を意味する前置詞で、<alium>は、<alius> [他の] の単数男性対格が名詞化したもので、<trānsferre>は、<trānsferō> [移転する] の現在不定法で、<potest>は、<possum> [～できる] の現在三人称単数で、<quam>は「～よりも」を意味する副詞で、<ipse>は、「それ自身」を意味する見出し語強意代名詞で、<habet>は、<habēō> [もつ] の現在三人称単数である。全体の訳は、「誰も、自身も持っている以上の権利を他[人]に移転することはできない。」である。いかにもラテン語らしい表現の<plūs jūris>のところは、属格の<jūris>を用いているので、「権利の多くを」というならびかたになっているが、日本語では「いっそう多くの権利を」といった意味になる（日本語でも、「絶品の数々を」と表現して、「数々の絶品を」を示す語法がちゃんとある：属格のうけとめかたについては、[B] 部門<393>、およびその「索引」([P] 部門)「属格の訳しかた」を参照）。<quam>には、多彩な変化を誇る関係代名詞<quī>の一つの用法（「それを～が～するところの」の形）もあるが、ここでは不変化詞の副詞である。このさい、仏語の<plus ~ que>の構文にかこつけて、<plūs ~ quam>を理屈ぬきで覚えこんで頂くのがベストである。この命題は、いかにも法律ラテン語命題らしい重厚さと、豊かな法律的な表現をそなえている。

② <Quod prīncipī placuit, lēgis habet vigōrem.> …… ここには関係代名詞がある。一般に、この関係代名詞と接続詞とは、ともに、中心的な主文命題にいろいろとアクセントをつける、という重要な仕事をしている。接続詞の方は、不変化詞で、見出し語としてすぐにキャッチでき、比較的かんたんにその意味が判明するが（もっとも、ここに見える<quod>のように、一方で、関係代名詞の一変化であり、他方で、法律ラテン語でとても重要な役どころをもつ接続詞にもなるという、めんどろな代物もあるが）、関係代名詞の方は、その役割しだいで形も役割も変幻自在なので、正体のとらえかたがいかにむずかしい。しかし、近代欧米語文法の関係代名詞にかんする常識を総動員して頂ければ、それほど手強い相手でもなからう。さて、この一文のたたずまいはいかにラテン語的である。つまり、関係代名詞の<quod>が文頭にきており、先行詞（この場合は「後行詞」と言う

べきか)の<id>が<lēgis>の前のあたりにあるはずなのに、例によって、省略されてしまっている。そして、法律ラテン文にしばしば見られる非人称用法とも関係する<placuit>がくる、といったぐあいになっているのである(〈placuit〉の見出し語である〈placeō〉の系列の言葉に、「ブラシーボ(擬薬)」という面白い専門用語があるが、なんと、これは、〈placēbō〉[私(薬のこと)は[服用するあなたに]気にいることでしょう]という、未来一人称単数のラテン語なのである)。さて、〈quod〉は、関係代名詞〈quī〉[〜が〜するところの]の単数中性主格で、〈prīncipī〉は、〈prīnceps〉[元首]の単数与格で、〈placuit〉は、〈placeō〉[気にいる]の完了三人称単数で、〈lēgis〉は、〈lēx〉[法律(法)]の単数属格で、〈habet〉は、〈habeō〉[もつ]の現在三人称単数で、〈vigōrem〉は、〈vigor〉[効力]の単数対格である。全体の訳は、「元首(皇帝)の認めた[ことは]、法律(法)の効力をもつ。」となる。この命題を手がかりとして、法律ラテン語命題において重要な役割を演ずる非人称的な言いまわしと関係代名詞のことをとりあえず理解しておいて頂ければ、幸いである。

③ <Occīdit, quī nōn servat peritūrum, ubī potest.> …… ここには、関係代名詞があり(先行詞となるべき代名詞は、例によって、省略されてしまっている——それどころか、主語が、三つとも、見えない)、それから、関係節のなかに〈peritūrum〉という未来分詞が組みこまれていて、そのあとに接続詞にひかれる文章がつづく。しかも、〈potest〉の後にはもう一つの動詞(補足不定法)が省略されている。〈occīdit〉は、〈occīdō〉[殺す]の現在三人称単数で、〈quī〉は、「〜が〜するところの」を意味する見出し語関係代名詞で、〈nōn〉[ない]は、否定を意味する副詞で、〈servat〉は、〈servō〉[救う]の現在三人称単数で、〈peritūrum〉は、〈pereō〉[滅びる]の未来分詞〈peritūrus〉[滅びようとする[ところの]]の単数男性対格が名詞化したもので、〈ubī〉は、「〜のときに」を意味する接続詞で、〈potest〉は、〈possum〉[できる]の現在三人称単数である。全体の訳は、「[まさに]死のうとしている[人]を[救うことが]できるようなときに、[その人を]救わない[人は、][その人を]殺すことになる。」となる。〈occīdit〉は、やっかいなことに、現在と完了とで同形である(しかも、母音の長短も同じである)。ちなみに、〈peritūrus〉のような未来分詞の仲間のうち、私たちによく知られているのは、〈nāscitūrus〉[まさに]生まれようとする[ところの]者=胎児]である。もととなる動詞は〈nāscor〉[生まれる:デーポーネンティア動詞]である(〈nātūrus〉が本来の未来分詞である)。英語の〈nature〉もこの系列の形である。英語の〈adventure〉も、元をたどれば〈adveniō〉[突然に起る]の未来分詞〈adventūrus〉に由来するものであろう。それから、英語の〈future〉は、〈sum〉[である]の未来分詞〈futūrus〉に関

係のある言葉である。このような説明で、ひとまず、近代欧米語にあまりなじみのない未来分詞という分詞にもなんとか親しんで頂けたのではなかろうか。現在分詞、完了分詞とならぶこの未来分詞は法律ラテン語ではめったにお目にかかれぬものであるが、ここで、この実例を知っておいて頂けば、いろいろと役にたつことであろう。[B] 部門専用の「索引」([P] 部門)には、「未来分詞」の項目がおかれているので、ついでに未来分詞の文例をのぞいて頂ければ、幸いである。